

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
大阪音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	47
基準 4. 教員・職員	65
基準 5. 経営・管理と財務	75
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域社会等との連携及び社会貢献	91
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	110

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

「世界音楽 並ニ 音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ 之ノ学校ニヨツテ統一サレ 新音楽 新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の前身である大阪音楽学校は、大正 4(1915)年に大阪市南区塩町（現、南船場）で開学した。上掲の建学の精神は、その 10 年後の大正 14(1925)年に建設が始まり、翌年に完成した味原校舎（現、大阪市天王寺区味原本町）の定礎文として創立者永井幸次が記した言葉に基づいている。この精神は、当時の学生や教職員、卒業生によって語り伝えられ、後に短期大学開学から大学開学へと本学が大きく発展してからも、本学の基本理念として入学式や卒業式における理事長の祝辞や学長の式辞などにおいて折に触れて引用されてきた。創立者が大阪音楽学校開学に向けて記した文書の多くは戦災によって消失したが、この言葉は暗黙のうちに建学の精神として理解され受け継がれてきた。

そして創立 90 周年に当たる平成 17(2005)年を機に、本学の基本理念を明確にすべく教授会は併設短期大学部教授会と共に、改めてこれを建学の精神とする合意形成を行った〔平成 17(2005)年 5 月 23 日〕。その後、中村孝義 学長（当時、現理事長）は、建学の精神を分かり易く平易な表現に置き換え、大阪音楽大学は大阪音楽大学短期大学部とともに「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」、「新（創造的な）音楽、新（創造的な）歌劇の発生地・発信地であること」を旨と目指すと広報刊行物等で説明してきた。

さらに平成 20(2008)年 4 月、同じく当時の中村学長の提案によって、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」であることを改めて教授会で確認し、それ以降この文言を建学の精神の趣旨説明として使用している。

2. 大学の使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞〔大正 4(1915)年 10 月 9 日付〕に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ、行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に傾斜していた往時の西洋音楽受容の事情からすれば斬新かつ雄大な教育思想であった。

次の音楽学部、音楽専攻科、大学院の「使命・目的」並びに「人材養成及び教育研究上の目的」は、上述の建学の精神を受け、音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材養成を行うものとして定められている。

なお、大学及び大学院の「人材養成及び教育研究上の目的」については、前回の認証評価において改善を要する点として「人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない」との指摘を受けた。これに伴い、平成 26(2014)年 11 月 24 日開催の教授会において「人材養成及び教育研究上の目的」を学則に規定することが審議・

決裁され、平成 27(2015)年 3 月 17 日開催の理事会において承認された。また、大学院については、平成 27(2015)年 6 月 8 日に開催(持ち回り審議)した大学院運営委員会での審議を経て、学長が「人材養成及び教育研究上の目的」を大学院規則に規定することを決定し、平成 28(2016)年 2 月 9 日開催の理事会において承認された。

学則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学は世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成するため、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた広量な精神をもった音楽人の育成
- (2) 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
- (3) 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
- (4) 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成【資料 F-3-①】

音楽専攻科規則

第 2 条 専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。【資料 F-3-②】

大学院規則

第 3 条 大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成することを目的とし、そのために次の各号に掲げる人材の養成を教育目標とする。

- (1) 専門分野における高い能力を有する作曲家、音楽研究者、演奏家の養成
- (2) 音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を有し、関連する職業等で活躍できる音楽人の養成
- (3) 文化の創造、発展に寄与することのできる広量な精神をもつ音楽人の養成【資料 F-3-③】

3. 大学の個性・特色等

本学は、併設短期大学とともに関西地域における唯一の音楽専門の高等教育機関であり、音楽学部、音楽専攻科（修業年限1年）と大学院音楽研究科（修士課程）をもって構成される。これまで併設短期大学の音楽科、専攻科を含めて、数多くの優秀な卒業者が演奏家、作曲家、研究者、教育者・指導者として関西一円はもとより、全国各地、海外諸国でも活躍している。

1) 音楽学部

音楽学部には音楽学科のみを置き、履修上の区分として、作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ、パイプオルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、ギター・マンドリン〔平成30(2018)年度に「クラシックギター専攻」から改組〕、邦楽、ジャズ、ヴォーカルパフォーマンス、ポピュラーインストゥルメント、電子オルガンの15専攻からなる。

このうち、ピアノ専攻については、ピアノ、ピアノ演奏家特別、ピアノ指導者の3コースを設け、弦楽器専攻については、弦楽器、ヴァイオリン演奏家特別の2コースを設けている。ピアノ専攻及び弦楽器専攻における2つの演奏家特別コースは「世界で活躍できる演奏家の育成を目指す」との明確な目標を掲げている。また、ピアノ指導者コースは「在学中に資格を取得することを目標としながら、社会から求められる『有能な音楽人』を養成する」ことを目指しており、卒業後にピアノ教育者として社会的ニーズに応えることが期待されている。

ギター・マンドリン専攻の前身であるクラシックギター専攻、ジャズ専攻、電子オルガン専攻は、平成24(2012)年度に開設された。この内のジャズ専攻と電子オルガン専攻は、西洋クラシック音楽を主体としてきた本学が現代社会の多様な音楽を包摂した結果であり、邦楽専攻の存在とともに学生間にジャンルを超えた音楽への関心と柔軟な姿勢をもたらしている。

ミュージッククリエーション専攻は、平成28(2016)年度に開設された映画・CM・ゲーム・ポピュラー音楽等の商業音楽に特化した作曲を学ぶ専攻であり、楽曲制作の授業と並行して、1年次から学外プロジェクトへの参加を通じて実践的経験を積み、商業音楽の現場で求められる依頼主のニーズに応えるための様々なノウハウを修得できるようにしている。

ミュージックコミュニケーション専攻は、同じく平成28(2016)年度に開設され、音楽を活かしたイベント等の企画運営に必要な実践力、課題解決力、めまぐるしく変化する現代社会の要請に対応する能力を身に付けるため、多様な授業科目を開講し、また企業や行政からの依頼案件をもとに、プロジェクトの立案・調整・取材、企業や行政担当者への提案などを通じて実践力を鍛えることができる体制を整えている。

ミュージッククリエーション専攻とミュージックコミュニケーション専攻では、正課外教育の役割についても重視している。このためミュージックコミュニケーション専攻では、平成29(2017)年4月から学外での音楽活動を手がけるプロダクション「epoch/C（エポック）」を学内に開設している。これによって、学生と学外の音楽イベントやプロジェクトとを仲介し、企画立案やイベントの運営方法等に関わるビジネスモデルを学びながら、在学中から音楽事業と社会連携に直接的に関わるができる仕組みを整えている。同様な

観点から、ミュージッククリエーション専攻では、学内に音楽プロダクション「大音ラボ」を設置している。

上記に加えて、本格的なポピュラー音楽を4年制大学で学びたいとの社会の要請に応え、令和3(2021)年度に「ヴォーカルパフォーマンス」及び「ポピュラーインストゥルメント」の2専攻を開設した。

本学は専門分野の研鑽を深めるため、専門に係る「個人指導による音楽実技の授業」(レッスン)のない「ミュージッククリエーション専攻」と「ミュージックコミュニケーション専攻」を除き、カリキュラム外での「プラスレッスン」及び「オープンレッスン」制度(基準2-2-②参照)を設けている。

2) 音楽専攻科

音楽専攻科は、音楽学部の卒業生又はそれと同等以上の学力を有する者に対する1年間の教育課程であり、音楽大学での学修成果を更に高め、社会の音楽活動に直結した実践的な教育を行う。特に、必修科目の「音楽実践演習」では、学外の公共ホールにおいて年数回の演奏会(オータムコンサート)を開催し、学生が主体となって企画・運営から外部団体との折衝、広報、プログラム作成、演奏、ステージスタッフなど、公演に必要な一切を行うことによって、「音楽に関する専門技術者養成」(音楽専攻科規則第2条)に必要な社会的実践力を身に付けることを目指している。聴衆を含めた実社会からの様々な反響がある学びの中で、学生は確実に成長している。こうした音楽専攻科の個性・特色については、本法人ホームページに掲載するとともに、入学者に向けたオリエンテーションで説明している。

3) 大学院

大学院については修士課程のみを置き、学生各自が設定する音楽の高度な研究課題を探求できるよう2年間のカリキュラムが編成されている。中でも、「修士リサイタル」(音楽学については研究発表)と「芸術文化の諸相」は重要な位置を占めている。

1年次末における研究成果発表の場である「修士リサイタル」は、公開のジョイント・リサイタルの形で実施され、学生各自がプログラムの決定から曲目解説の執筆までを行う。各学生の演奏は各研究室の主任全員によって採点され、別日程で全出演者を集め、学外の音楽評論家等による講評会を実施している。発表を行った学生が各自の演奏、作品、研究発表に対する批評に向き合うことを通じて、社会における音楽実践への意識を喚起させ、より高度な専門的能力の育成を促している。

各界の著名な文化人を講師に迎えて行われる「芸術文化の諸相」では、各講師が持つ強い使命感、美意識、一流の見識や人間性に接することで、音楽芸術に関わる音楽人に不可欠な文化的教養の涵養が図られている。これらの大学院の個性・特色は本法人ホームページで説明している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革（併設短期大学を含む）

大正 4 (1915) 年	10月 5日	大阪音楽学校設立認可
	10月 15日	大阪音楽学校開校（大阪市南区）
昭和 8 (1933) 年	12月 18日	財団法人大阪音楽学校設立認可
昭和 23 (1948) 年	4月 1日	財団法人大阪音楽高等学校設立認可 大阪音楽高等学校開校
昭和 26 (1951) 年	3月 5日	学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可
	4月 1日	大阪音楽短期大学開学
昭和 29 (1954) 年	4月 1日	大阪音楽短期大学音楽科第二部開学
	10月 15日	現在地に移転（豊中市庄内）
昭和 32 (1957) 年	4月 1日	大阪音楽短期大学専攻科開設
昭和 33 (1958) 年	1月 10日	学校法人大阪音楽大学設立認可
	3月 31日	大阪音楽短期大学音楽科第一部並びに専攻科を廃止
	4月 1日	大阪音楽大学開学（学長 永井幸次） 大阪音楽高等学校を大阪音楽大学付属音楽高等学校に名称変更
昭和 34 (1959) 年	11月 11日	大阪音楽短期大学音楽科第二部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
昭和 40 (1965) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第一部開学
昭和 41 (1966) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科に音楽専攻開設（入学定員変更）
昭和 42 (1967) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科開設 大阪音楽大学付属音楽幼稚園開設
昭和 43 (1968) 年	4月 1日	大阪音楽大学大学院開設
昭和 49 (1974) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を 100 人から 150 人に変更
昭和 54 (1979) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を 150 人から 225 人に変更 大阪音楽大学短期大学部第一部入学定員を 200 人から 300 人に変更
昭和 56 (1981) 年	3月 31日	大阪音楽大学付属音楽高等学校廃止
平成 4 (1992) 年	3月 31日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第二部廃止
	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第一部を大阪音楽大学短期大学部音楽科に名称変更
平成 12 (2000) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
平成 16 (2004) 年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設（音楽専攻募集停止）
平成 18 (2006) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を 225 人から 1 年次入学定員 210 人、3 年次編入学定員 30 人に設定
平成 19 (2007) 年	4月 1日	大阪音楽大学器楽学科ピアノ専攻にピアノ演奏家特別コースを開設
平成 20 (2008) 年	3月 19日	大阪音楽大学短期大学部が（財）短期大学基準協会による平成 19(2007)年度短期大学機関別認証評価の結果、「適格」と認定
平成 21 (2009) 年	3月 24日	大阪音楽大学が（財）日本高等教育評価機構による平成 20(2008)年度大学機関別認証評価の結果、「認定」を受ける
	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科 4 専攻を改組して音楽科のみとする。入学定員 270 人、収容定員 540 人を設定
平成 22 (2010) 年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科入学定員を 10 人から 20 人に変更
平成 23 (2011) 年	2月 14日	大阪音楽大学短期大学部専攻科音楽専攻の課程を学位授与機構が認定
	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 270 人から 200 人、収容定員を 540 人から 400 人に変更 大阪音楽大学短期大学部専攻科 3 専攻を改組して音楽専攻の 1 専攻のみとする 大阪音楽大学声楽学科入学定員を 60 人から 45 人、収容定員を 256 人から 196 人、器楽学科入学定員を 140 人から 155 人、収容定員を 600 人から 660 人に変更 大阪音楽大学器楽学科弦楽器専攻にヴァイオリン演奏家特別コースを開設
平成 24 (2012) 年	4月 1日	大阪音楽大学大学院入学定員を 10 人から 13 人に変更 大阪音楽大学音楽学部作曲学科・声楽学科・器楽学科の 3 学科の募集を停止し、音楽学科の 1 学科を新設、入学定員を 210 人、同 3 年次編入学定員を 30 人、収容定員を 900 人に設定 大阪音楽大学音楽学部音楽学科にジャズ専攻、クラシックギター専攻、電子オルガン専攻を開設

大阪音楽大学

				大阪音楽大学短期大学部音楽科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設
平成 25 (2013) 年	4 月 1 日			大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 200 人から 150 人、収容定員を 400 人から 300 人に変更
平成 26 (2014) 年	4 月 1 日			大阪音楽大学音楽学部音楽学科ピアノ専攻にピアノ指導者コースを開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設
平成 27 (2015) 年	3 月 26 日			大阪音楽大学が(財)日本高等教育評価機構による平成 26(2014)年度大学機関別認証評価の結果、「適合」と認定 大阪音楽大学短期大学部が(財)日本高等教育評価機構による平成 26(2014)年度短期大学機関別認証評価の結果、「適合」と認定 大阪音楽大学大学院 声楽研究室を改組
平成 28 (2016) 年	4 月 1 日			大阪音楽大学音楽学部音楽学科にミュージッククリエーション専攻、ミュージックコミュニケーション専攻開設 大阪音楽大学音楽専攻科器楽専攻にクラシックギター、ジャズ、電子オルガンを開設
	10 月 31 日			新 K 号館 (100 周年記念館) 竣工
平成 29 (2017) 年	4 月 1 日			音楽博物館を楽器資料館と改称 名神口校地を売却
平成 30 (2018) 年	3 月 31 日			大阪音楽大学音楽学部音楽学科音楽学専攻を廃止 大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を 150 人から 100 人、収容定員を 300 人から 200 人に変更 大阪音楽大学音楽学部音楽学科クラシックギター専攻をギター・マンドリン専攻に改称 大阪音楽大学短期大学部音楽科クラシックギター・コースをギター・マンドリン・コースに改称
令和 2 (2020) 年	4 月 1 日			大阪音楽大学短期大学部音楽科作曲コースと電子オルガン・コースを統合し、作曲デザイン・コースを開設 大阪音楽大学短期大学部音楽科ポピュラー・コースを改組し、ヴォーカルパフォーマンス・コース及びポピュラーインストゥルメント・コースを開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科音楽専攻のクラシックギター・コースをギター・マンドリン・コースに改称
令和 3 (2021) 年	4 月 1 日			大阪音楽大学音楽学部音楽学科にヴォーカルパフォーマンス専攻及びポピュラーインストゥルメント専攻を開設

2. 本学の現況 [令和 3(2021)年 5 月 1 日現在]

- ・ **大学名** 大阪音楽大学
- ・ **所在地** 大阪府豊中市庄内幸町 1-1-8 (第 1 キャンパス)
大阪府豊中市野田町 36 (第 2 キャンパス)
大阪府箕面市下止々呂美 520-1 (箕面校地)
- ・ **学部構成** 音楽学部 音楽学科
作曲専攻、ミュージッククリエーション専攻
ミュージックコミュニケーション専攻、
声楽専攻、ピアノ専攻、パイプオルガン専攻
管楽器専攻、弦楽器専攻、打楽器専攻
ギター・マンドリン専攻、邦楽専攻
ジャズ専攻、ヴォーカルパフォーマンス専攻
ポピュラーインストゥルメント専攻、電子オルガン専攻

大阪音楽大学

音楽専攻科

作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

大学院（修士課程）音楽研究科

作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

・学生数、教員数、職員数〔令和3(2021)年5月1日現在〕

学生数

<音楽学部・音楽専攻科>

(人)

学 部	学 科	在籍学生 総数	在籍学生数（内訳）			
			1年次	2年次	3年次	4年次
音楽学部	音楽学科	790	195	186	216	193
音楽学部計		790	195	186	216	193
音楽専攻科		22	22			
合 計		812				

<大学院>

(人)

研 究 科	専 攻	修士課程 総数	1年次	2年次
音楽研究科	作曲専攻	2	0	2
	声楽専攻	12	7	5
	器楽専攻	23	14	9
合 計		37	21	16

教員数（教職課程を除く）

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等	専任教員数					助手	兼任教員 数	兼任(非常勤) 教員数
	教授	准教授	講 師	助教	計			
音楽学部 音楽学科	26	4	2	0	32	0	0	368
音楽学部計	26	4	2	0	32	0	0	368
音楽専攻科	0	0	0	0	0	0	9	36
音楽研究科		0	0	0	0	0	2	7
		0	0	0	0	0	4	3
		0	0	0	0	0	5	11
		0	0	0	0	0	8	29
音楽研究科計	0	0	0	0	0	0	19	50
合 計	26	4	2	0	32	0	28	454

職員数

(人)

正職員	嘱託	パート (アルバイトを含 む)	派遣	合計
31	24	23	5	83

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第 1 条において「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び应用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と定めている。これは本学創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえ、音楽の専門教育とともに人間教育と音楽人材育成を行うことを明確に表明したものである。

また、学則第 1 条の 2 に「人材養成及び教育研究上の目的」を次のように規定している。

「本学は世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成するため、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
- (2) 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
- (3) 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
- (4) 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成」【資料 F-3-①】

音楽専攻科については、学則第 1 条及び第 1 条の 2 の適用を前提とした上で、音楽専攻科規則第 2 条において「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。」と定めている【資料 F-3-②】。

大学院については、大学院規則第 3 条において、その目的及び教育目的を次のように定めている【資料 F-3-③】。

「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野

における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成することを目的とし、そのために次の各号に掲げる人材の養成を教育目標とする。

- (1) 専門分野における高い能力を有する作曲家、音楽研究者、演奏家の養成
- (2) 音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を有し、関連する職業等で活躍できる音楽人の養成
- (3) 文化の創造、発展に寄与することのできる広量な精神をもつ音楽人の養成

これらの内容は、いずれも具体性と明確性をもって文章化されている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び基準1-1-①で述べたとおり、学則、音楽専攻科規則、大学院規則において簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

音楽の単科大学としての本学の特色は、創設者の永井幸次の持論であった「音楽人は教養が与えられねばならない。教養の深い人の音楽は高雅である。」との言葉に基づき、音楽的技術の修得に留まらず、音楽に関する知識、一般教養、社会人としての自己形成を含めた教育を行うことにある。この教育上の特色は、学則第1条の「目的及び使命」における「知的・道徳的及び応用能力を展開させ」に続く「良識ある音楽家を育成する」との文言に端的に示されている。音楽専攻科及び大学院についても、それぞれ音楽専攻科規則第2条及び大学院規則第3条において、音楽を専門とする教育課程の個性・特色が明示されている。

1-1-④ 変化への対応

大学教育を取り巻く社会的状況が変化する中で、社会のニーズの多様化に適切に応えるため、本学は平成24(2012)年に音楽学部音楽学科に従来の9専攻と2つの演奏家特別コースに加えて、音楽の多様な現状を踏まえ、新たに「ジャズ」「クラシックギター」「電子オルガン」の3専攻を開設し、平成26(2014)年にピアノ演奏及び指導者としての能力の育成を目標として、ピアノ専攻に「ピアノ指導者コース」を設けた。また、平成28(2016)年度に「ミュージッククリエーション」「ミュージックコミュニケーション」の2専攻を開設し、平成30(2018)年度にクラシックギター専攻を「ギター・マンドリン専攻」に改めた。令和3(2021)年度からは、ポピュラー音楽を4年制大学で学びたいとの入学志望者や保護者等からの要望に応え、「ヴォーカルパフォーマンス」と「ポピュラーインストゥルメント」の両専攻を開設している。

音楽学部音楽学科における新たな専攻・コースの開設は、すべて学則第1条に定める使命・目的に沿って行われたものであり、使命・目的自体の変更は行っていない。しかし、芸術領域や音楽的嗜好の変化、少子化による社会の構造的な問題とも向き合い、それに対応できる教育を行うため、本学の使命・目的の適切性について適宜確認している。

なお、音楽学部音楽学科の三つのポリシーについては、令和3(2021)年度入学者選抜に

係る文部科学省の入学者選抜実施要項の見直しにともない、アドミッション・ポリシーについて必要な改定を行い、ディプロマとカリキュラムの両ポリシーについても部分的な修正と確認を行った。音楽専攻科及び大学院音楽研究科の三つのポリシーについては、それぞれ令和元(2019)年度に全面的に改定した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の適切性については、音楽大学を取り巻く時代の動向や社会的環境の変化をすみやかに察知し、学長のリーダーシップのもと学長室会議や大学運営会議において論議を活発化させる。新たな専攻・コースの開設に際しては、今後も引き続き専攻の教育内容と学則の使命・目的等との整合性に留意する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は、平成 24(2012)年の音楽学科の設置に当たって、使命・目的を含む学則全体について平成 22(2010)年度第 8 回教授会において審議・決定し、これを受けて平成 22(2010)年度第 5 回理事会においても審議・決定した【資料 1-2-1】。また、同学科の設置については、学長・副学長以下の教員役職者等（併設短期大学の教員を含む）、理事長・副理事長以下の全常任理事、事務局長以下の職員役職者等によって構成される執行部連絡協議会においても議論され、合意形成が行われた。これらのことから使命・目的及び教育目的については、役員、教職員の理解と支持が得られていると言える。

【資料 1-2-1】 ①平成 22(2010)年度第 8 回教授会議事録

②平成 22(2010)年度第 5 回理事会議事録

1-2-② 学内外への周知

建学の精神、使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーとともに、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程それぞれの学生便覧に明示するとともに、本法人ホームページに掲載して学内外への周知に努めている【資料 F-5-①】 【資料 F-5-②】 【資料 F-5-③】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学を設置する学校法人大阪音楽大学は、令和 2(2020)年度まで中長期的計画に準ずる

ものとして4年をスパンとした短期事業計画を立て、その中で学則第1条の「目的及び使命」、第1条の2の「人材養成及び教育研究上の目的」、音楽専攻科規則第2条の「目的」、並びに大学院規則第3条の「目的」を達成するため、重点推進項目として「社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する」を掲げてきた。

令和3(2021)年度からの中期計画においても、本学及び併設短期大学の使命・目的及び教育目的が反映され、中でも教育研究に関しEM(Enrollment Management)を中心とする目標が設定されている【資料F-6-③】。

また、平成28(2016)年10月に長年にわたって計画されてきた新校舎が野田校地内に完成し、平成29(2017)年4月から使用を開始した。これに伴い、スクールバスによるキャンパス間の移動の必要がなくなり、学生にとって一層効率的な校舎配置が実現されたばかりでなく、各専攻の教育内容に応じた施設・設備が再整備され、本学の教育環境の改善につながった。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

音楽学部では平成20(2008)年度第6回教授会において三つのポリシーを定めて学内外への周知を図ってきたが、学校教育法施行規則の改正に伴い、平成28(2016)年度第4回教授会での議を経て、学長が音楽学部の三つのポリシーの改定を決定した。さらに、文部科学省の令和3(2021)年度からの「入学者選抜実施要項」の見直しに伴い、令和2(2020)年度第6回教授会の議を経て、学長がアドミッション・ポリシーの改定とカリキュラム・ポリシーの一部修正を決定した【資料1-2-2】。

音楽専攻科については令和元(2019)年度第9回教授会において、大学院については平成30(2018)年度第10回、第11回及び令和元(2019)年度第5回の大学院運営委員会において、それぞれ三つのポリシーの改定を審議し、学長が三つのポリシーの改定を決定した【資料1-2-3】。

音楽学部の三つのポリシーは、中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」〔平成24(2012)年8月28日〕、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」〔平成26(2014)年12月22日〕等を踏まえるとともに、使命・目的及び教育目的が具体的に反映されている。また、音楽専攻科及び大学院の三つのポリシーについても、これらとの整合性が示されている。

【資料1-2-2】平成28(2016)年度第4回及び令和2(2020)年度第6回教授会議事録

【資料1-2-3】①令和元(2019)年度第9回教授会議事録

②平成30(2018)年度第10・11回及び令和元(2019)年度第5回大学院運営委員会議事録

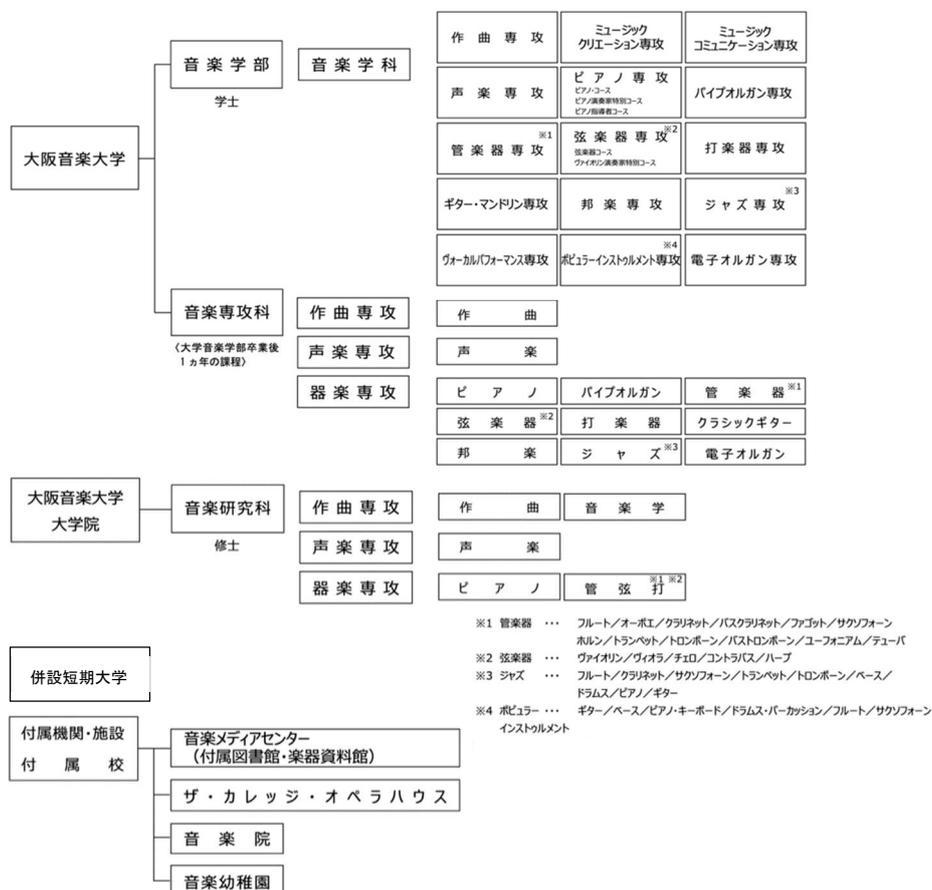
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的及び教育目的を果たすため、図1-2-1に示すとおり、音楽学部音楽学科のもとに履修上の区分として15の専攻を設け、さらに音楽学部卒業後の教育課程として音楽専攻科(修業年限1年)及び大学院(修士課程)を設置している。

また建学の精神及び使命・目的を具現化するために、附属図書館と楽器資料館から構成

される「音楽メディアセンター」「ザ・カレッジ・オペラハウス」「付属音楽院」などの付属機関・施設を置き、演奏活動、研究活動、音楽普及活動など多様な取り組みを行っている。

図 1-2-1 教学組織図〔令和 3(2021)年度〕



(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ており、また中期計画及び三つのポリシーに適切に反映されている。これらは本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧、教員便覧等にも掲載して学内外への周知を図っている。使命・目的及び教育目的については、今後も学長室会議及び自己点検・評価統括委員会を中心に、教育研究組織との整合性を注視し、社会情勢と教育環境の変化に対応できる体制を維持する。

【基準 1 の自己評価】

基準 1-1 の使命・目的及び教育目的の設定については、学則第 1 条において音楽の単科大学としての本学の使命・目的が簡潔に示され、第 1 条の 2 において教育目的が明確に規定されている。また、音楽専攻科規則第 2 条及び大学院規則第 3 条前半において、それぞれの教育課程に固有な目的が掲げられ、大学院規則第 3 条後半において大学院の教育目的が明示されている。これらは、いずれも具体性があり、簡潔に文章化されている。使命・目的の変更は長らく行っていないが、教授会等において適宜確認している。

基準 1-2 の使命・目的及び教育目的の反映については、学則の「目的及び使命」並び

に「人材養成及び教育研究上の目的」は、教授会等の各会議体での議論を通じて役員と教職員の理解と支持が得られており、学生便覧や教員便覧、その他の印刷物や本法人ホームページを通じて、学内外へ周知が図られている。

中長期的な計画への反映については、令和 2(2020)年度までの短期事業計画及び令和 3(2021)年度からの中期計画は、いずれも使命・目的及び教育目的に沿ったものである。三つのポリシーについては、使命・目的及び教育目的、並びに学校教育法及び同施行規則の趣旨が踏まえられ、教育研究組織の構成についても使命・目的との整合性が保たれている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育課程ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定めており、これらは本法人ホームページに掲載し、周知を行っている【資料 F-13-①】【資料 F-13-②】【資料 F-13-③】。また、入学志望者に向けた広報活動の際に、授業料、施設費、各種奨学制度、卒業後の進路等の各種情報とともに、入学時に求められる学習の内容と水準を同ポリシーに沿って説明している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

音楽学部は「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」〔30 文科高等 370 号 平成 30(2018)年 10 月 22 日〕の内容を踏まえ、令和 3(2021)年度入学者選抜から新たな選抜制度を導入した。これに伴い、従来の「推薦（特別・公募）入学試験」「一般入学試験 A 日程」「一般入学試験 B 日程」「留学生入学試験」の区分を廃止し、表 2-1-1 に示すとおり「総合型選抜」「学校推薦型選抜（特別推薦、公募推薦）」「一般選抜」「後期総合型選抜」「留学生入学者選抜」の区分に改めた。

各選抜の詳細は、令和 3(2021)年度入学者選抜要項及び留学生入学者選抜要項のとおりである【資料 F-4-①】【資料 F-4-④】。音楽学部では、選抜の区分ごとに評価方法とその評価割合を定め、特に音楽に係る活動において優れた能力を持つ者を適切に評価している。なお、令和 4(2022)年度入学者選抜についても、令和 3(2021)年度と同様であり、大きな制度上の変更はない。以下に、各選抜区分における評価項目等の概要を示す。

- (1) 「総合型選抜」及び「後期総合型選抜」については、専門実技（志望専攻によって筆記試験、又は実技試験と筆記試験の両方）、調査書、面接に加え、専門分野の探究心やコミュニケーション能力等を評価するため口頭試問を実施している。
- (2) 「学校推薦型選抜」の特別推薦については、調査書、面接、小論文によって、また公募推薦については、専門実技、調査書、面接、小論文によって評価・判定している。
- (3) 「一般選抜」については、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、専門実技、音楽基礎科目（ソルフェージュ、楽典、鍵盤楽器のうち、各専攻が指定する科目）、国語、英語の試験を実施している。
- (4) すべての入学者選抜で面接を実施し、受験者の学習意欲・目標、音楽的経験、高等学校における生活、本学志望理由等について質問し、音楽大学で学ぶことの適性や目的意識等を評価・判定している。

- (5) 入学者選抜におけるソルフェージュ、楽典、英語、国語、小論文等の課題については、アドミッション・ポリシーに定める内容に基づき、本学において作成している。

表 2-1-1 令和 3(2021)年度 音楽学部における 1 年次入学者選抜の概要

選抜区分		募集人員	実施時期	評価項目	備 考
総合型選抜		70 人	10 月	面接・調査書+小論文 + 専門実技（口頭試問含む）	・入学者選抜とは別に実施する「進学実技適性テスト」の結果が「適性あり」の場合、総合型選抜の専門実技が免除となる。
学校推薦型選抜	特別推薦	70 人	11 月	面接・調査書+小論文	・【高等学校特別推薦】 高等学校音楽科、本学が認定した高等学校音楽コース、本学が認定した高等学校に在学し、特別推薦の適用を受けた者。 ・【高等学校音楽系クラブ特別推薦】 専門実技が極めて優秀で、所属するクラブの顧問の推薦により、特別推薦の適用を受けた者。 ・【高大連携特別推薦】 高等学校との連携協定に基づき実施する「オープンカレッジ」を受講し、一定の習熟度に達していると「認定」を受けた者。
	公募推薦				・特別推薦の適用者以外で、高等学校長の推薦を受けた者
一般選抜		70 人	2 月	面接・調査書 + 専門実技 + 国語・英語 + 音楽基礎科目	・入学者選抜と別に実施する「音楽基礎科目認定テスト」で認定を取得している場合は、一般選抜の音楽基礎科目は免除となる。また実用英語技能検定 2 級以上の成績を取得している場合は「英語」の受験は不要で満点とみなす。
後期総合型選抜		若干人	3 月	面接・調査書+小論文+専門実技（口頭試問含む）	
留学生入学者選抜		若干人	11 月、2 月	専門実技+日本語作文 + 日本語会話（面接を兼ねる）	第一次募集は学校推薦型選抜時に実施。 第二次募集は一般選抜時に実施。

入学者選抜とは別に、毎年 9 月に「進学実技適性テスト」を、毎年 3 月、8 月、12 月に「音楽基礎科目認定テスト」を実施している。「進学実技適性テスト」は、本学進学に関心のある人に対し、専門実技と口頭試問によって実技能力の適性を審査するものである【資料 2-1-1】。同テストにおいて「適性あり」と判定された人が「総合型選抜」に志願する場合、本学は専門実技の試験及び専門実技に係る口頭試問を免除している。

「音楽基礎科目認定テスト」は、主に本学進学を視野に入れる高校生に向け、総合的で基礎的な音楽的能力と知識を向上させるため、ソルフェージュ（旋律聴音・新曲視唱）、楽典、鍵盤楽器に関する習熟度を確認し、その後の学習につなげることを目的に行われている。本学は、このテストで「認定」を取得済みの人に対し、一般選抜における当該科目の試験を免除している【資料 2-1-2】。

音楽学部 3 年次編入、音楽専攻科及び大学院の入学者選抜の概要をそれぞれ表 2-1-2、表 2-1-3、表 2-1-4 に示す。各選抜については、入学者選抜要項に記載のとおり、それぞれに適切な出願資格や選抜方法を定めて実施している【資料 F-4-②】【資料 F-4-③】。

表 2-1-2 令和 3(2021)年度 音楽学部 3 年次編入学 入学者選抜の概要

選抜区分	募集人員	実施時期	評価項目	出願資格
推薦入学者選抜	若干名	9 月	面接	大阪音楽大学短期大学部を 2020 年度卒業見込みで、履修科目等所定の条件を満たした者。
一般入学者選抜	30 人	2 月	①専門科目 ②音楽基礎科目 (ソルフェージュ、音楽理論、 鍵盤楽器)* ③外国語 (英語、ドイツ語、イタリア語のうち 1 カ国語)* *一定の条件を満たせば免除の場合有り	①短期大学又は 4 年制大学を卒業した者、又は 2021 年 3 月卒業見込みの者。 ②4 年制大学に 2 年以上在学し 62 単位以上を修得した者又は 2021 年 3 月に卒業見込みの者。 ③高等専門学校を卒業した者、又は 2021 年 3 月に卒業見込みの者。 ④専修学校の専門課程を修了した者、又は 2021 年 3 月に終了見込みの者。 ⑤その他、本学において第 1 項と同等の資格を有すると認められた者。

表 2-1-3 令和 3(2021)年度 音楽専攻科入学者選抜の概要

名称	募集人員	実施時期	評価項目	出願資格
音楽専攻科入学者選抜	20 人	2 月	作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻 }の専門課題	①4 年制大学音楽学部を卒業した者、または 2021 年 3 月に卒業見込みの者。 ②本学において上記①と同等の資格を有すると認められた者。

表 2-1-4 令和 3(2021)年度 大学院音楽研究科 (修士課程) 入学者選抜の概要

選抜区分	募集人員	実施時期	評価項目	出願資格
前期日程	13 人	9 月		①大学を卒業した者 (卒業見込者を含む)。 ②学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与されたもの (授与される見込みの者を含む)。 ③文部科学大臣の指定した者。 ④外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。 ⑤大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。 ⑥本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者。
後期日程	若干人	3 月	①専門科目 ②小論文 (音楽学研究室には課さない) ③英語 ④面接 *外国人留学生については、専門科目と面接に加えて日本語作文と日本語会話を課す。	

音楽学部 1 年次、音楽学部 3 年次編入及び音楽専攻科の入学者選抜については、入試判定教授会での合否判定基準に基づく審議を経て、学長が合否を決定し、同様に大学院についても、大学院運営委員会での合否判定基準に基づく審議を経て、学長が合否を決定する。これに関して、令和 2(2020)年度第 10 回自己点検・評価統括委員会において、令和 3(2021)年度音楽学部の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分ごとの合否判定基準を踏まえて、判定方法と判定結果を検証したが、特に問題は見当たらなかった。ただし、留学生入学者選抜について、日本語の面接・作文に加え、専門実技に係る口頭試問の必要性が提起され、引き続き検討することとした【資料 2-1-3】。

【資料 2-1-1】2021 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 進学実技適性テスト
一般区分 実施要項

【資料 2-1-2】音楽基礎科目認定テスト〔実施要項・過去問題集〕(第 93 回 2021 年 8 月)

5日、第94回2021年12月27日、第95回2022年3月19日)

【資料2-1-3】令和2(2020)年度第10回自己点検・評価統括委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

18歳人口の減少、クラシック音楽に関心のない層の増加、景気低迷など、全国的に音楽大学を取り巻く環境は、厳しい変化に直面している。本学音楽学部の入学者は、平成27(2015)年度に151人(入学定員充足率71.9%)にまで減少した。このため、音楽に係る多様な学修ニーズや社会の要請に応えるべく、平成28(2016)年度に映画・CM・ゲーム等、商業音楽の作曲家を育成する「ミュージッククリエーション専攻」と社会と音楽との関係を学びつつ、公演等の企画立案や劇場技術の基礎を身に付ける「ミュージックコミュニケーション専攻」の2専攻を新たに開設した。

これに伴い、平成28(2016)年度の入学者は192人(入学定員充足率91.4%)に回復した。さらに、令和3(2021)年度に「ヴォーカルパフォーマンス専攻」及び「ポピュラーインストゥルメント専攻」の2専攻を開設し、また、基準2-4-①「学生生活の安定のための支援」において述べるとおり、本学独自の給付奨学金制度をより充実させている。

こうした施策に加えて、本学への進学希望者の増加を着実に図るため、オープンキャンパス、体験レッスン、出張授業、専攻別イベント、高校訪問プロジェクト、楽器店への広報等の充実・強化に取り組んでいる。平成29(2017)年度から令和3年(2021)年度の入学者数は、それぞれ203人、194人、200人、191人、187人であり、当該5年度間の入学定員充足率の平均は92.9%であった。特に、昨年度はコロナ禍によって入学志願者層に向けた広報活動に大きな影響が生じた。入学定員未充足の状況が続いており、一層の努力を重ねる。

音楽専攻科及び大学院については、おおむね適正な入学者数を維持しているが、今後も音楽芸術に関する高度な専門性を求める志願者の増加を図る。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

アドミッション・ポリシーについては、本法人のホームページや学生便覧に掲載しているが、令和4(2022)年度以降は入学者選抜要項にも掲載し、その他広報物を通じて社会への周知に努める。

令和3年(2021)年度から音楽学部に新たな入学者選抜制度を導入したが、同制度がアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法によって、適切な体制のもとに実施されているか否かの検証を自己点検・評価統括委員会が行った。今後は、音楽専攻科及び大学院の入学者選抜についても、同委員会において検証を進める。

音楽学部は平成22(2010)年度以降、入学定員を充足できない状況が続いている。これを踏まえ本学は、音楽産業の変化と社会の要請に即した分野の教育内容を精査し、令和4(2022)年度から音楽・エンタテインメント業界への進路を目指す人材を育成する「ミュージックビジネス専攻」の開設を決定した。今後も引き続き、新専攻を中心に効果的かつ積極的な広報活動を行う。

音楽専攻科及び大学院については、教育の質的充実を図り、入学定員に沿った学生の受入れに努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1. 新入生への対応

音楽学部の新入生については、入学前に学務事務部門がカリキュラムと開講科目に関する冊子や案内文書を送付している。これらの文書には、専攻主科目の「個人指導による音楽実技」（以下、基準 2-2 において「レッスン」という。）の担当教員、ソルフェージュ科目の履修開始グレード、外国語科目（英・独・仏・伊）の選択、教職課程の履修等に関する希望調査書が含まれ、各教育主任による内容確認後に発送される。

新入生に対するオリエンテーションは、入学式当日から授業開始日までの間に集中的に実施される。選択科目の受講登録、卒業・進級要件、奨学金の給付申請、練習室の利用方法等の学修及び学生生活全般に関する説明については、「総合・履修登録ガイダンス」において学務事務部門等の職員が行う。また、専攻ごとの学修上の留意点や行事予定、実技試験等の説明については、「専攻別ガイダンス」において各専攻の教育主任が行う。ただし、令和 2(2020)年度入学生へのオリエンテーションについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ポータルシステムによって資料を配信し、新入生からの履修に関する相談や質問は学務事務部門の職員が対応に当たった。

毎年 4 月に授業開始前の 1 日を充て、新入生全員と学長・副学長・学生部長と 1 年次必修科目「教養基礎セミナー」の各クラス担当教員、学務事務部門の職員、在学生の一部が参加する交流行事「新入生歓迎祭」を併設短期大学と合同で学内において実施している。令和元(2019)年度の新入生の参加率は 98%であった（併設短期大学は 95%）。

新入生歓迎祭は、新入生が在学生、教職員、施設環境に慣れることと、新入生間の交流促進を目的に実施される。同歓迎祭は、午前中に全体オリエンテーション、「教養基礎セミナー」のクラスごとのディスカッション、各会場における在学生の演奏を鑑賞するスタンプリーの順に実施される。午後からは、クラスごとの昼食、再び演奏鑑賞のスタンプリーとクラスごとのディスカッション、最後にアンケートへの回答と記念品の配布が行われる。アンケートの回答には、上級生の演奏に感銘を受けたとの感想が数多く見られ、同歓迎祭が新入生にとって学びへのモチベーション向上の役割も果たしていることが読み取れる。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、歓迎祭そのものを中止した。令和 3(2021)年度は演奏鑑賞を割愛し、ディスカッションの時間を縮小した上で、コロナ禍によって利用が不可欠となったポータルシステムの操作説明に重点を置いて実施した。

1 年次の必修科目「教養基礎セミナー」では、学生たちが各支援センター・支援室、図書館、K・O 号館事務室等の教職員にインタビューを行い、その内容をまとめてプレゼン

テーションを実施する授業が含まれ、職員も授業補助者として初年次教育に携わっている。

2. 履修相談と履修指導

毎年4月に新生を含む音楽学部の新入生に対し、授業科目の区分と受講登録の方法、受講登録単位数の上限とGPA、ポータルシステムでの成績表の確認、受講から成績発表までの流れや留意点等を解説した冊子「Study Guide」を配布している【資料 2-2-1】。2～4年次の学生については、希望者に対し個別の「受講相談」を実施し、学務事務部門の職員が丁寧な説明に努めている。ただし、履修上の問題を抱える学生については、個別に連絡を取り「受講相談（指定者）」への出席を求めている。

個々の学生の単位修得及び履修登録の状況は、学務事務部門の担当職員によって把握されている。また、ポータルシステムを整備し、専攻主科目のレッスン担当教員は指導する学生の履修状況を、教育主任は当該専攻の全学生の履修状況を確認できるようにしている。

音楽専攻科と大学院については、併設短期大学の専攻科の入学者と合同で「総合ガイダンス」を行い、その後、教育課程ごとに分かれて「履修登録ガイダンス」を実施している【資料 2-2-2】。なお、学生からの履修に関する相談は、随時「学生支援センター」で受け付けている。

3. 学修支援

1) 学習支援室

本学は、平成 29(2017)年 4 月に併設短期大学と合同で「学習支援室」を開設し、学生からの学びに関する相談を受け、専任教員の指導の下に非常勤助手がマンツーマンによる支援を行っている。学習支援室では、音楽理論及びソルフェージュの関連科目について原則、授業期間中の月～金曜日に3人の助手が交代で担当し、英語の関連科目について授業期間中の毎週水曜日に1人の助手が担当する。助手は支援を行った学生ごとに「学習支援カード」を作成し、授業でのより適切な指導につながるよう当該授業の担当教員に支援の状況を伝えている。学習支援室については、「Study Guide」「Daion Navi～学生生活ハンドブック～」及びポータルシステムを通じて学生に周知し、授業担当教員からも案内している【資料 2-2-3】。表 2-2-1 及び表 2-2-2 に令和 2(2020)年における本学学生の利用状況を示す。

表 2-2-1 令和 2(2020)年度後期 学習支援室利用状況（音楽理論／ソルフェージュ）

支援分野	利用者数（実数）	支援回数（延数）	平均支援回数
音楽理論関連科目	14 人	97 回	6.93 回
ソルフェージュ関連科目	2 人	23 回	11.5 回

表 2-2-2 令和 2(2020)年度 学習支援室利用状況（英語）

利用者数（実数）	支援回数（延数）	平均支援回数
4 人	18 回	4.5 回

2) 日本語ライティング支援室

「日本語ライティング支援室」は、学生からの相談を受けて、授業のレポートや就職活動に係るエントリーシート等の書き方、表現の仕方、文章構成に関する支援を行い、大学生に必要な「言葉の力」の育成を図っている【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】。同支援室は、授業期間中の月曜日～金曜日に開室され、5人の教職員が支援に当たっている。

3) 教職支援室

教職支援室では、基準項目 2-3-①の「教職支援」において述べるとおり、教職課程の履修者に対する学習相談を実施している。特に「ピアノ弾き歌い」の支援に関する学生からの要望が多く、「教職課程委員会」での議論を踏まえ、平成 30(2018)年度から課外での補習授業「教職ピアノ」を開設している。なお、教員養成の質保証の観点から、弾き歌い試験の合格を教育実習の許可条件として以降、教育実習受入校からの学生のピアノ演奏能力の育成を求める要請が目立って減少した。

【資料 2-2-1】 Study Guide (冊子)

【資料 2-2-2】 令和 3(2021)年度 ガイダンス日程表

【資料 2-2-3】 学生生活ハンドブック「Daion Navi」

【資料 2-2-4】 日本語ライティング支援室チラシ

【資料 2-2-5】 令和 2(2020)年度日本語ライティング支援室の利用状況

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生については、原則的に学務事務部門の職員が当該学生の希望を聴取した上で対応している。重度の視覚障がいのある学生については、試験問題及びレポート課題の点字訳、答案及び提出レポートの墨字訳、校舎間の移動時の歩行案内、黒板や資料に描かれた図の意味を説明する支援学生の配置、教員への板書時の読み上げの依頼などを行っている。

肢体不自由の学生については、アクセスしやすい教室への変更、教室内の座席や場所の配慮、教員に対し板書の写真撮影や録音の許可の依頼などを行っている。発達障がいのある学生については、個々に状況が異なるため、必要に応じて「学生相談室」と「心の相談室」が連携して対応するとともに、配慮が必要な事項を各授業担当教員に伝えている。

障がいのある学生のレッスン及び複数クラスが開講される科目については、可能な限り専任教員が担当している。また、学生の状況に応じて体育等の授業に、支援者〔令和元(2019)年度までは演奏員に依頼、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、特別支援学校の元教諭 2人が担当〕を配置している。

2. オフィスアワー制度

学習上の問題や授業に関する学生の質問に対応するため、学長・副学長を除く専任教員のオフィスアワー（予約制）を実施している【資料2-2-6】。実際には「学生支援センター」において「質問カード」を提出する学生が多く、授業担当教員や教育主任、教育部長等が書面での回答又は面談での説明を行っている。特に、レッスン担当教員の変更希望に

については、教育部長又は学生部長と学務事務部門の職員が当該学生と面談を行い、各専攻の教育主任と調整の上、当該学生の希望と教育的な配慮に基づいた措置を行っている。

3. TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の活用

本学は、本学及び併設短期大学の教育におけるきめ細かい指導の実現と、大学院の学生に対する教育的実践の機会提供等を目的として、平成21(2009)年9月にTA制度を整備した【資料2-2-7】。また、音楽学部及び音楽専攻科の学生に教育補助業務を行わせることによる本学及び併設短期大学の教育の充実、学生相互の成長等を目的として、平成31(2019)年3月にSA制度を整備した【資料2-2-8】。

授業へのTAの配置は、授業担当教員からの要請に基づいて教授会がTA採用計画を決定し、それを受けて大学院運営委員会が学内公募を行い、応募者の中からTA候補者を選考する。現在、TA制度は原則として専任教員が担当する音楽学部の授業科目に限定して運用しているが、管楽器・弦楽器・打楽器専攻の専門教育科目については、非常勤教員が担当する科目についても専任教員の統括の下にTAを配置している。表2-2-3に過去3年度のTAの配置状況を示す。

表2-2-3 過去3年度のTA配置状況（併設短期大学を含む）

年度	区分	授業科目	学期	TAの所属/人数
2018	本学	専門合奏（サクソフォン）	前期/後期	管弦打研究室1人
	本学	オペラ研究BI	後期	声楽研究室1人
2019	本学	副科吹奏楽A・B	前期/後期	管弦打研究室2人
	併設短大	副科吹奏楽I・II		
	本学/併設短大	専門合奏（サクソフォン）	前期/後期	管弦打研究室2人
	本学/併設短大	専門合奏（サクソフォン）	後期	管弦打研究室1人
2020	本学	副科吹奏楽A・B	後期	管弦打研究室1人
	併設短大	副科吹奏楽I・II、副科吹奏楽A・B		
	本学/併設短大	専門合奏（ユーフォニアム、チューバ）	後期	管弦打研究室1人
	本学/併設短大	専門合奏（サクソフォン）	後期	管弦打研究室1人

SAについては、授業担当教員から教育主任を通じて教育部長に提出された採用申請書に基づき、大学運営会議において当該授業に関する教育上の必要性を審査し、学長の承認によって学内公募で募集される。その後、教育部長と当該授業担当教員が応募者の中から候補者を選考する。SAは、令和元(2019)年度前期に3人（情報処理概論A）後期に1人（情報処理概論B）が配置されたが、令和2(2020)年度の配置はなかった。

4. オープンレッスン制度とプラスレッスン制度

ミュージッククリエーション専攻、ミュージックコミュニケーション専攻を除く音楽学部の専門教育のカリキュラムは、専攻主科目のレッスンを中心に構成される。学生は、レッスンにおいて各自の習熟度に応じた個別指導を受けられるが、他の教員のレッスンを受けたり、他の学生がレッスンを受ける状況から学んだりすることが難しい。このため本学は、柔軟な教育プログラムとして、課外での「オープンレッスン」と「プラスレッスン」の2つの制度を設けている。

「オープンレッスン」は、学生が全ての専攻のレッスンを聴講できる制度であり、聴講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」の職員が聴講対象となるレッスンの担当教員と日程等を調整して実施している。「オープンレッスン」は音楽専攻科と大学院の学生も利用できる。しかし、学生が直接に当該教員の了解を得てレッスンを見学する機会が少なく、「学生支援センター」を通じた利用者数は僅少である。

「プラスレッスン」は、学生がレッスン担当教員以外の教員によるレッスンを1 Semesterに1回（原則、授業期間中）受けることができる制度であり、受講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」が当該教員と日程を調整して実施される。ただし、「プラスレッスン」については、当該学生が所属する専攻のレッスンであることと、当該学生のレッスン担当教員の了解を必要とする。

プラスレッスン終了後の学生のレポートには、レッスン担当教員とは異なった視点からのアドバイスがあり貴重な体験であったとの旨の記載が多く、この制度の有用性が示されている。過去3年度の「プラスレッスン」の利用状況を【資料2-2-9】に示す。

なお、管楽器、弦楽器、打楽器の各専攻については、令和3(2021)年度後期からこの制度が適用される。また、パイプオルガン、ギター・マンドリン、ジャズ、ヴォーカルパフォーマンス、ポピュラーインストゥルメントの各専攻については、レッスン担当教員が少ないため、この制度から除外されている。

5. 留年・休学への対応

直近5年度間の本学の各教育課程における留年・休学・中途退学者の状況は、それぞれ表2-2-4から表2-2-6までに示すとおりである。

表2-2-4 留年者数 (人) 休学者を除く

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
音楽学部	21	22	22	25	23
音楽専攻科	0	0	0	0	0
大学院	0	0	0	0	0

表2-2-5 理由別休学者数 (人)

区分	年度	理由						合計
		学業不振	学校生活不応	病気が	海外留学	経済的理由	その他・不明	
音楽学部	平成28(2016)	4	0	4	1	5	3	17
	平成29(2017)	3	0	7	0	6	10	26
	平成30(2018)	11	0	6	2	8	11	38
	令和元(2019)	9	0	5	1	2	13	30
	令和2(2020)	4	0	5	2	10	12	33
音楽専攻科	平成28(2016)	0	0	0	0	0	0	0
	平成29(2017)	0	0	1	0	0	0	1
	平成30(2018)	0	0	0	0	0	0	0
	令和元(2019)	0	0	0	0	0	0	0
	令和2(2020)	0	0	0	0	0	6	6
大学院	平成28(2016)	0	0	0	2	0	0	2
	平成29(2017)	0	0	0	1	0	0	1
	平成30(2018)	0	0	0	1	0	1	2
	令和元(2019)	0	0	0	0	0	0	0

	令和 2(2020)	0	0	0	0	0	0
--	------------	---	---	---	---	---	---

表 2-2-6 音楽学部における理由別中途退学者数 (人)

理由 \ 年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	合計
学業不振	6	5	1	4	4	20
学校生活不適応	0	0	0	0	0	0
就職	3	5	7	5	4	24
転学	3	5	8	7	4	27
海外留学	1	0	1	0	1	3
病気・けが・死亡	0	1	3	2	1	7
経済的理由	3	8	1	6	5	23
その他・不明	1	0	1	6	2	10
合計	17	24	22	30	21	114

留年については、経済的又は健康上の問題から学修が進まず、修得単位数が不足することにより多くの原因があるが、学生が専攻主科目のレッスン及び関連科目の学修を重視するあまり、他の科目への出席と学修時間が不足することによる留年も発生している。音楽基礎科目への苦手意識から学びへの意欲が低下するケースについては、当該学生に対して学習支援室の利用を促し、場合によって教員が定期的な補習を実施している。

留年者については学務事務部門の担当職員が面談を行って留年の原因を調査し、卒業時期と履修に関する指導を行っている。また、担当職員はレッスン担当教員に当該学生の状況を確認し、教員と連携して問題解決に当たっている。令和 2(2020)年度の音楽学部の面談件数は 11 人であった。

休学については、その後に退学に至る傾向があり、経済的な理由によるものが目立つ。しかし、入学後の新たな環境に適応できずに登校できない、自分の意志と言うより、保護者や周囲の人に勧められて入学したが修学の意義を見いだせない、実技等の習熟度が低いため授業についていけない等の理由も認められる。

授業への欠席が多い学生は、留年や休学につながるケースが多いことから、各セメスターの中頃に教員の協力を得て学生の欠席状況調査を行っている。欠席が目立つ学生に対しては、学生部長や学生生活担当職員が個別に面談し、状況に応じて専攻主科目のレッスン担当教員や教育主任と連携して適切な指導に努めている。面談において心因的な側面が認められる場合には、「学生相談室」でのインテーカーとの相談や「心の相談室」での臨床心理士によるカウンセリングを受けることを勧めており、当該学生が希望すれば他のカウンセラーも紹介している。

休学者については、休学の長期化が本学との関係を一層希薄にし、復学が困難になるため、担当職員が必要に応じて連絡を取り、休学者の状況によって「心の相談室」の利用を案内している。学生が入学当初に良好な友人関係を築くことが、積極的な学修意欲の形成につながると考えられることから、1 年次必修科目の「教養基礎セミナー」と「音楽基礎セミナー」では、学生間の新たな出会いに配慮し、各クラスを様々な専攻の学生によって構成するとともに、共同作業やグループディスカッションを重視した授業を展開している。

音楽専攻科及び大学院について、留年・休学者はこれまで極めて少数に留まっている。ただし、音楽専攻科について、令和 2(2020)年度の休学者は 6 人に及んだ。これは、新型

コロナウイルス感染症の拡大に伴い4月7日に発出された緊急事態宣言下で、全学の授業を遠隔授業としたことに伴い、1年間の課程である音楽専攻科の学生が、その学修効果に不安を抱いたためである。これを受けて本学は、休学中の学生に対し、在籍料の免除及び復学後に本学給付奨学金の選考対象者に含める措置を行った。

中途退学者については学務事務部門の担当職員が当該学生と面談を行い、学則第23条及び履修規程第24条の再入学制度について説明し、当該退学者の状況に変化が生じた場合の学習継続の方法を示している。なお、過去3年度〔平成30(2018)～令和2(2020)年度〕の音楽専攻科の中途退学者の合計は2人であり、大学院の中途退学者はなかった。

【資料 2-2-6】 オフィスアワー実施教員・実施曜限〔令和3(2021)年度〕（併設短期大学の教員を含む）

【資料 2-2-7】 大阪音楽大学大学院 ティーチング・アシスタント規程（6111）

（ ）内の数字は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 2-2-8】 大阪音楽大学 スチューデント・アシスタント規程（6120）

【資料 2-2-9】 過去3年度における「プラスレッスン」利用状況

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

「学習支援室」における音楽理論・ソルフェージュ関連科目の支援については、開室時間の変更と期間外の臨時開室を行ったことによって利用する学生が増加しつつある。しかし、令和2(2020)年度の英語関連科目の利用者は少ない。今後は、一層の周知を図り、学生の利用を促進させる。外国語の学修支援については、令和2(2020)年度から履修者の多い英語について実施している。他の外国語についても、英語の学習支援の利用状況を確認しながら、支援開始時期を決定する。

教職課程履修者を対象とした「ピアノ弾き歌い」に関する課外の補習授業については、可能な限りのクラス数を設けているが、申込み学生が多い曜限については、やむを得ず抽選によって受講者を決定している。今後も引き続き教職課程委員会において、ピアノ弾き歌いの補習授業のあり方や開講クラス数の検討を続ける。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学生の社会的・経済的自立への意識を向上させ、職業的な自己実現力を高めるため、以下に述べるとおり教育課程内外のキャリア形成に関するサポート体制を整備し、就職を希望する学生に対しきめ細かな支援を行っている。

1. 音楽学部の教育課程内の取組み

1) 「教養基礎セミナー」

「教養基礎セミナー」は、大学で必要とされる学びの分野・技術・姿勢、キャリア形成

などについて、学生がさまざまな角度から考えることを目的に開設されている。全 15 回の授業のうち 2 回をキャリアデザイン講座に充て、キャリア形成の必要性について説明するとともに、小グループでのディスカッションやプレゼンテーションを通じて、今まで気付かなかった自分自身の特性の発見や、積極的な情報収集と自己の能力を多面的に高めることへの関心を喚起している。

2) 「キャリアプラン」

「キャリアプラン」は平成 30(2018)年度から開講している教養教育科目の 1 つである。「教養基礎セミナー」におけるキャリアデザイン講座の内容と連動させながら「自分らしい人生を生きる。未来の自分は自分が設計する。」ことをテーマとしている。将来の姿を想定した生き方やキャリア形成について考える姿勢を養うとともに、社会の中で自分らしく生きるための良好な人間関係を構築する能力（ヒューマンスキル）について学び、また、自分の強み、弱みやコンプレックスに気づき、弱みをプラスに変える手法やコミュニケーションスキルなどの実践力を身につけることを目指す。

3) 「インターンシップ特別実習 I・II」

「インターンシップ特別実習 I・II」は、次の 3 の 5) の教育課程外の取組みにおける「インターンシップ」と連携する科目であり、I・II とも 45 時間以上の就業体験を記録した実習日誌と実習受入先からの評価票、実習を通して得られた成果に関するレポート等に基づき、原則として卒業年次の後期に学生からの申請を受けて成績評価及び単位認定を行う。大学の開設科目にふさわしい実習内容とするため、インターンシップ先の企業等については「キャリア支援センター」が指定する受入先、又は「大学コンソーシアム大阪」と協定を締結した受入先としており、学生は実習の開始に当たって、同センターが実施する面接を経てオリエンテーションに出席する必要がある。

4) 「日本語ライティング A・B」

「日本語ライティング A・B」は、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて、音楽学部開設された授業科目であり、次の 3 の 6) の教育課程外の取組みにおける「日本語ライティング支援」と連携している。

「日本語ライティング A」は、5W1H を基本とした「事実を正確な情報としての的確に伝える」ためのライティングの基礎的な演習であり、紹介文、報告文、レポート等における客観的な文章作法とそのために必要なリサーチの仕方、「問い」と「答え」や段落を意識した文章配列の習熟を学習到達目標とする。「日本語ライティング B」は、履歴書、電子メール、プロフィール、企画書など、レイアウトにも配慮した社会で必要な文書作法の習得とその応用としてのプレゼンテーション能力の向上を学習到達目標とする。『writing note 増補改訂版』[平成 28(2016)年 2 月発行、A4 変型判、56 ページ] は、本学の「日本語ライティング A・B」及び併設短期大学の「日本語ライティング演習」におけるテキストとして作成されたものである【資料 2-3-1】。

5) 「音楽活動ポートフォリオ」

「音楽活動ポートフォリオ」は、上記 4) と同じく、文部科学省の平成 22 年(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて、開設した「音楽活動ポートフォリオ入門」と「音楽活動ポートフォリオ演習」を統合した授業科

目である。

この科目は、人間の個性や考え方の背後にあるものを可視化させるポートフォリオ（作品集）作成の概念を授業内容に組み込んでいることに特徴がある。絵やイラストを描く、興味のある事柄について自由なプレゼンテーションを行う、写真や絵画の視覚的な素材に音楽をつける等の創造的行為によって、受講者各自が「作品」を制作し、互いに発表し合うことを通じて、自己分析力や自己表現力を身につけることを学習到達目標とする。個性と能力を引き出した写真や絵画等による複数の作品制作と、それらをポートフォリオとしてまとめる作業を行い、また、受講者が相互に作品に関する意見や感想を述べることで、他人の個性や考え方を理解し、それを各自の作品に取り入れることも目標に含まれる。さらに、映像や絵本などの作品制作をグループワークとして実施し、より深い次元における自己表現力と他者とのコミュニケーション能力の育成を目的とする。

2. 音楽専攻科の教育課程内における取組み

音楽専攻科における取組みとして、必修科目の「音楽実践演習」がある。これは、音楽家としての社会的実践力の育成を目的として開設された。本学は、演奏会の受入先である大阪府羽曳野市、兵庫県西宮市、洲本市、京都府綾部市の各公設ホールとの協力関係を確立しており、受講者はオータムコンサートとして開催される演奏会の受入先との連絡・調整、演奏会の曲目決定、印刷物の作成、練習スケジュールの立案、会場運営、舞台進行、会場整理、聴衆から回収したアンケートの集計などを主体的に行う。演奏会の準備と開催、終了後の自己評価に至るまで、演奏にかかわるすべての活動を協力・分担して行うことで社会における音楽家としての実践力が実体験を通して身に付くことにつながる【資料 3-2-2 参照】。

3. 教育課程外における取組み

教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援は、併設短期大学と共同で設置する「キャリア支援センター」、及びキャリア支援センター主事を委員長とする「キャリア支援センター運営会議」を中心に展開している。同運営会議の他の構成員は、担当理事1人、キャリア支援センター主事の推薦を受けた理事長任命の教員7人、及びキャリア事務部門長であり、8月を除いて毎月開催し、在学生の進路支援、インターンシップ、教員免許状更新講習、進路支援講座の開設などについて協議の上、様々な施策を実施している。

「キャリア支援センター」は、就職に関する情報、企業のパンフレット・DVD等の資料を収集して学生への閲覧と貸出を行っており、求人票については本法人ホームページ内でも検索できるように整備し、加えて求人内容によってはポータルシステムを通じた情報提供も行っている。また、必要に応じて全教員に文書を配付し、担当学生に対し「キャリア支援センター」からの案内や催し物への注意喚起を依頼している。

音楽学部3年次の学生については、全員を対象に進路・就職ガイダンスを実施しており、提出された進路調査カードに基づいて個別面談を行うとともに、企業・団体、音楽教室、教員等への就職を希望する学生に対する就職先の紹介や、当該企業・団体等に勤める卒業生を紹介している。なお、音楽専攻科と大学院を含む全在学生及び卒業生からの個別の進路・就職相談についても、常時、対応している。

上記のほかに、本学は「キャリア支援センター」を中心に、次の取組を行っている。

1) 進路支援セミナー

音楽関連産業への就職希望者を対象に、業界の専門家による講習会を毎年度開催している。令和 2(2020)年度は前年度に引き続き、音楽教室の運営や生徒募集の事例を紹介する「音楽教室起業セミナー」を実施した。また、一般企業への就職希望者に対しては、就職活動のマナーや自己 PR 作成、面接対策として「MIRAI セミナー」を実施している。

2) 教員採用試験、就職試験・公務員採用試験対策

学生及び卒業生のうち、教員採用試験の受験を目指す者を対象に、教員採用試験における筆記試験対策講座を実施している。当該講座は平成 26(2014)年度から学外業者を指定した Web 講座（受講期間は1月下旬頃から10月まで）として実施している。講座内容には教職教養及び時事問題への対策を含めている。業者とは包括的な契約を結んでおり、受講者は各自が希望する自治体の採用試験対策を中心に学習することができる。さらに採用 2 次試験に向け、本学の教員による個別指導を実施した。また、平成 27(2015)年度から導入した公務員筆記試験対策についても、Web 講座として自衛隊・警察・消防の各音楽隊を目指す学生を対象に実施している。Web 講座については、学生自身の学習に向けた意志の継続が重要で、採用試験への思いがどれほど強いかが問われるが、時間を気にせず、自分のペースとスケジュールでの学習が可能という利点がある。表 2-3-1 に教員採用試験対策及び公務員試験対策講座の実施状況を示す。

表 2-3-1 各講座の実施状況〔令和 2(2020)年度実績〕（併設短期大学を含む）

講座名	内容	受講者
教員採用試験対策 Web 講座	教職教養対策全 20 回 教職教養直前対策全 3 回	音楽学部 6 人 (内、新規 5 人、継続 1 人)
2 次試験対策本学教員による オンライン個別指導	模擬授業、面接対策、実技（リコーダー、ピアノ弾き歌い）全 29 回	音楽学部 12 人
公務員試験対策 Web 講座 〈自衛隊・警察・消防〉	共通講座全 69 回 警察官試験対策講座全 24 回 消防官試験対策講座全 20 回	音楽学部 1 人（新規） 併設短期大学 1 人（新規）

3) 音楽教室講師採用説明会

音楽教室を運営する企業の講師採用計画や音楽教室の教育方針、採用試験の内容等について、各企業の担当者による説明会を毎年開催している。

4) 就職支援対策講座

キャリア支援センターでは、様々な卒業後の進路・就職を支援するために各種支援講座を「キャリア支援センター講座」として実施し、また就職や在学中の夢を叶えた卒業生との座談会「MIRAI カフェ」を開催している。座談会「MIRAI カフェ」では、様々な進路を歩む卒業生たちの話を、お茶を飲みながらくつろいだ雰囲気の中で聞き、意見交換を通して自分の将来について考えを深める機会としている。

これらの他にどのような講座を開設するかは、学生からの聞き取りやアンケート調査に基づいている。各講座は、受講者が各自の進路決定や就職活動などに活かすことや、将来の方向性について考える契機とすることを目的としている。表 2-3-2 に主な講座の実施

状況を示す。このほか、令和 2(2020)年度は「証明写真撮影会」「音楽系企業説明会」等を実施した。

表 2-3-2 主要な講座の実施状況〔令和 2(2020)年度〕(併設短期大学を含む)

講座名	実施回数(回)	参加者数(人・内訳)
ヤマハ演奏グレード 5 級対策講座	4	12(本学 10、併設短期大学 2)
ヤマハ指導グレード 5 級対策講座	7	7(本学 7)
保育士資格試験対策講座	16	13(本学 12、併設短期大学 1)
英会話	10	4(本学 4)
就活メイク講座	1	1(本学 1)
And Vision 留学セミナー	2	20(本学 19、併設短期大学 1)
MIRAI カフェ	4	22(本学 18、併設短期大学 4)

5) インターンシップ

本学が行うインターンシップは、次のような目的で実施している。

- (1) 学則第 1 条の 2「人材養成及び教育研究上の目的」にある「高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人」を音楽現場での実践を通じて育てる。
- (2) 就業体験を積むことで、音楽業界の実情や企業・団体の仕組みを理解し、仕事への興味や関心を高める。
- (3) 学生が自身の強み・弱みに気づき、適性を客観的に考えることで、具体的な進路イメージをもつ。

インターンシップは、本学における「学び」と「専門性」を活かすことができるように、コンサートホール・楽器店・音楽教室・音楽マネジメント業、楽団など、音楽業界の企業・団体等の協力を得て行っている。毎年 2 月から 3 月にかけて実施され、学生の希望・適性に応じた受入先に対し、学内での面接を経て 1 週間から 10 日程度の期間で派遣している。また、事前・事後学習として、受入団体や企業についての研究・マナー研修・実習報告会・受入先への礼状作成等の指導を行っている。

6) 「日本語ライティング支援」

「日本語ライティング支援室」(H 号館 304 号室)は、先に述べたとおり文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」の採択を受けて設置された。同支援室では、就職活動における履歴書やエントリーシート、自己 PR 文、小論文、授業のレポートや卒業研究課題、電子メール、演奏会のチラシやプログラムノート、招待状などの書き方や作成方法について 1 回 20~90 分の個別指導を予約制で行っている。また、名刺作成講座、フリーペーパー「writing note」、「学生記者プロジェクト」など、伝えることのスキルアップにつながる企画を実施している【資料 2-3-2】。

7) 教職支援

本学は教職課程を置き、所定の単位を修得することによって、音楽学部卒業時に中学校教諭一種免許状(音楽)及び高等学校教諭一種免許状(音楽)が取得できる。また、当該免許の取得者が大学院又は音楽専攻科を修了する場合には、中学校教諭専修免許状(音楽)及び高等学校教諭専修免許状(音楽)が取得できる。教職課程に関する重要な課題は、教育現場での実践力と指導力を備え、教員としてのモラルと職務遂行能力を有する教員の育

成であり、本学はこの点を踏まえて、併設短期大学と合同で教職支援室（H号館 202号室）を設置し、教職課程の履修カルテに基づくサポート体制の充実と強化を図っている。

教職支援室はキャリア支援活動にも取り組んでおり、キャリア支援センターと連携して専門実技・教職教養・一般教養などの教員採用試験対策講座や教員採用選考試験の説明会の実施及びピアノ弾き歌いのサポート、教員採用試験対策講座「STUDY!」等を開催している【資料 2-3-3】。また、学校現場でのボランティア体験等は学生の資質向上につながることを期待されるため、本学は豊中市や神戸市教育委員会と連携してその募集と派遣に取り組んでいる。近隣では、豊中市立野田小学校の放課後学習ボランティアや地域ごとのスクールサポーターなどについて、教職支援室が募集窓口となっている。

8) キャリア支援に関する保護者説明会

本学は毎年、併設短期大学と合同で、音楽学部の全学生の保護者（保証人）を対象に、キャリア支援に関する説明会を開催するとともに、教員・企業・音楽教室・音楽活動といった希望進路別に会場を設定して、グループ懇談会を行っている。

この取り組みは、保護者に対する就職情報の提供や本学の支援体制の説明に留まらず、保護者の意見・要望の聴取によって支援内容の改善と、保護者との連携を通じて一層効果的な進路支援を行うことを意図するものである。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって対面による保護者説明会は実施できなかったため、キャリアセンター主事とキャリア事務部門長からのメッセージ動画を配信した。動画の閲覧者は併設短期大学の保護者を含めて 82 人であった。また、キャリアセンター主事とキャリア事務部門長、卒業生を交えた懇談会をオンラインで行い、これには併設短期大学の保護者を含めて 30 人の参加者があった。

9) 学生面談

毎年度「卒業後の進路を共に考える」をモットーに、適切な時期を設定して予約制の個別面談を実施している。令和 2(2020)年度については、大学 4 年次生は 5 月から 7 月にかけて、また大学 3 年次生は 11 月から 12 月にかけて行った。個別面談はキャリア支援センターの重要な支援の柱の 1 つで、学生各自の進路に対する考え方や、希望進路を把握する機会として位置付けられており、担当職員は学生一人一人に時間をかけて向き合うことを心掛けている。面談後も継続的な個別対応を通じて個々の学生との信頼関係を築き、希望進路に沿う情報を提供するなど、卒業時まで支援を行っている。

表 2-3-3 令和 2(2020)年度 学生個別面談の実績

学 年	面談参加者数 (人)
3 年次	112
4 年次	10

【資料 2-3-1】『writing note 新版』〔令和 3(2021)年 3 月発行、A4 変型判、56 ページ〕

【資料 2-3-2】日本語ライティング支援室企画（名刺作成講座、フリーペーパー作り体験）

【資料 2-3-3】教員採用試験対策講座「STUDY!」

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた施策に関して考慮すべきことは、①教育課程内におけるキャリア教育、②教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援、③学生と保護者間のコミュニケーション及びキャリア教育等への保護者の理解の3点が相互に関連することによる相乗効果の重要性である。この点を踏まえた今後の向上方策として、キャリア形成に関する授業科目と教育課程外における支援との連携、それを支える教職員の協働体制の強化、キャリア支援センターが実施するキャリア形成講座及び就職・進路に関する個別面談の充実、学生の保護者を対象としたキャリア支援に関する説明会の内容や開催時期について、キャリア支援センター運営会議での検討を継続する。

教員採用試験における筆記試験対策講座については、その効果の検証を行った結果、Web 講座から対面式講座に変更する予定である。今後も学生の教員採用試験の受験状況を確認するとともに、教員採用試験対策講座の有効性の検証と効果的な方策について検討を重ねる。

就職支援対策講座については、従来の講座に加え、学生アンケートの結果を踏まえて学生の要望に沿った講座を開催する。また、企業就職を希望する学生を対象に「就活関連セミナー」の内容を就職活動の時系列に合わせて開講するとともに、企業が行う夏期インターンシップについても就活情報サイトを運営する企業と協力して進めて行く予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学生各自が学修に励み、安定した学生生活を送ることができるように、学生生活委員会を組織し、また学務事務部門内にリーダー以下の学生生活担当の職員を配置して、次に掲げる支援に取り組んでいる【資料 2-4-1】。

1. 学生生活の安定・厚生補導

学生生活委員会は併設短期大学と合同で組織され、学生部長（委員長）及び学生部長からの推薦によって学長が委嘱した教員〔令和 2(2020)年度は 5 月まで 8 人、6 月から 7 人〕並びに学務事務部門長及び学生生活担当職員が委員を務める。同委員会は、毎月 1 回（年間 11 回）定例開催され、学籍異動、学生生活全般のサポート、奨学金貸与、学生の自主的演奏活動の支援、新入生歓迎行事の企画・運営、学生相談室及び学生寮の諸問題、学生自治会等について審議する。また、学生相談に関する課題についても審議し、教職協働で適切な施策を実施している【資料 2-4-2】。

2. 学生生活の利便性、生活支援

学内には食堂兼用の学生サロン「ぱうぜ」、文具・食料・日用品を扱う売店、楽譜・音楽書・楽器備品等の販売店があり、外部業者に運営を委託している。また、自宅からの通学が困難な女子学生のために、併設短期大学と共用の「豊南寮」がある。近年は学生数の

減少に加えて、集団生活や門限等の規制を好まない学生が増えているが、「豊南寮」はこの数年、毎年 20 人以上の新たな入寮者を迎えている。なお、学生生活委員は、担当職員とともに寮生の自治組織である豊南寮運営委員会と定期的に会合を開いて寮生活に関する要望等を聴取している。

3. 経済的支援（奨励金を含む奨学制度）

日本学生支援機構の奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金の案内と申請については、「学生支援センター」が窓口となり、学務事務部門が手続を行っている。本学独自の奨学金には、「大阪音楽大学奨学事業財団」によるもの及び「大阪音楽大学給付奨学金」「大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金」「大阪音楽大学大学院給付奨学金」がある【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】。特に、令和 2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大による学生の経済状況悪化に対応するため、表 2-4-1 と表 2-4-2 のとおり、国による『学びの継続』のための学生支援緊急給付金に加え、大阪音楽大学奨学事業財団による「緊急特別奨学金」による支援を行なった。

本学は、従来から経済的困難を抱える学生からの授業料等の納付延期の申請を受け付けており、卒業年次において緊急かつ重大な困難に直面した学生に対しては、特別奨学金を貸与している。本学全体の貸与人数は、平成 30(2018)年度 3 人、令和元(2019)年度 1 人であった。なお、令和 2(2020)年度については緊急特別奨学金を充てた。本学独自の奨学金制度の概要と給付又は貸与の人数を表 2-4-3 及び表 2-4-4 に示す。なお、表 2-4-5 の特待生授業料減免制度は、音楽学部 1 年次入学者のうち、入学者選抜における専門科目の成績が優秀な者に対して適用される奨励金の制度である【資料 2-4-6】。

表 2-4-1 「学びの継続」のための学生支援緊急給付金（給付型）

奨学金	支給額	200,000 円、100,000 円
	給付期間	令和 2(2020)年度
	応募条件	家庭から自立してアルバイト収入で学費等をまかなっていて、新型コロナウイルス感染症拡大によって収入が大幅に減少した者。
	募集期限	国が定めた期日
	適用人数	本学が推薦した人数

令和 2(2020)年度 適用者（人）

区 分	住民税非課税世帯 (200,000 円)	その他 (100,000 円)
給付人数	37	114

表 2-4-2 緊急特別奨学金

奨学金	貸与額	当該学生の希望する額 最大 1,000,000 円（10 万円単位）
	応募条件	授業料等の納付が難しいもの。 前期は全学生、後期は大学 1～3 年次生〔ただし、令和 2(2020)年度前期在学学生を対象とする緊急特別奨学金適用者を除く〕
	募集期間	前期期間中、後期期間中
	奨学金返還	卒業（退学・除籍を含む）後、規定年数で返還。

令和 2(2020)年度の貸与状況（人）

大阪音楽大学

年 度	令和 2(2020)年度前期		令和 2(2020)年度後期	
区 分	音楽学部	大学院	音楽学部	大学院
貸与人数	11	1	3	0

表 2-4-3 大阪音楽大学奨学事業財団奨学金

奨学金	月 額	45,000 円
	貸与期間	採用年度のみ（1年間ただし毎年度申請による継続が可能）
	応募条件	人物・学業・成績ともに優れており、家庭の経済的事情のため修学が困難な者。
	募集期間	4月上旬
	適用人数	若干人
	返還	貸与終了月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、20年以内に返還。年賦による返還が原則（無利子）。

過去3年度の貸与状況（人）

年 度	平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
区 分	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院
貸与人数（人）	23	0	1	31	1	3	33	0	4

表 2-4-4 給付奨学金

名 称	大阪音楽大学給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	500,000円を各学年3人以内、350,000円を各学年3人以内、200,000円を各学年5人程度（ミュージックコミュニケーション専攻生の場合はそれぞれ350,000円、250,000円、150,000円）
給付期間	1年間
応募条件	音楽学部2～4年次に在学し、前年度にそれぞれ1～3年次に在学した者で、学業成績が優秀な者。留学生は私費留学に限り応募できる。 応募年度の編入学、転入学、再入学者、科目等履修生は対象としない。
募集時期	毎年度4月初旬。募集要項は4月1日以降に学生支援センターで配布。

過去3年度の給付状況

年 度	平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
給付額（万円）	50	35	20	50	35	20	50	35	20
給付人数（人）	4	1	16	4	1	21	5	2	16

名 称	大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	200,000円 2人以内（過去3年度における給付適用者はいない）
給付期間	1年間
適用条件	音楽専攻科に入学した者で、本学の音楽学部を前年度に卒業し、4年次の成績が極めて優秀な学生。留学生は私費留学に限り応募できる。再入学、科目等履修生は対象としない。
募集時期	4月初旬。募集要項は4月1日より学生支援センターで配布。

大阪音楽大学

名 称	大阪音楽大学大学院給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	1年次生 年額 500,000 円を 4 人以内 2年次生 年額 1,000,000 円を 1 人以内、年額 500,000 円を 2 人以内
給付期間	1 年間
適用条件	1年次生については、本学音楽学部卒業者のうち、大学院運営委員会が成績優秀かつ将来性ありと認めた者。2年次生については「修士リサイタル」の成果に基づいて選考する。
募集時期	1年次生は入学者選抜の出願時、2年次生は1年次末。

過去 3 年度の給付状況

年 度	平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度	
給付額（万円）	100	50	75*	50	100	50
給付人数（人）	0	4	2	3	1	6

*年額 100 万円の適用者 1 人を 2 人に変更して、各人に 75 万円を給付

表 2-4-5 特待生授業料減免制度（音楽学部のみ）

名 称	大阪音楽大学特待生授業料減免制度
減免額	令和 2(2020)年度まで 1 セメスターにつき 200,000 円を 20 人程度 令和 3(2021)年度から 1 セメスターにつき 200,000 円を若干人
減免期間	1 年間（2 年次以降は、大阪音楽大学給付奨学金に応募できる）
対象とする 入学者選抜	全ての入学者選抜 ただし、専門実技の「認定」を得た者が、総合型選抜及び学校推薦型選抜において本制度に申請する場合、各選抜の期間中に実施する専門実技の受験を要する。

過去 3 年度の給付状況

年 度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
給付人数（人）	17	16	14

上記に加えて、令和元(2019)年度から、遠隔地から本学に進学し、入学者選抜における専門科目の成績が優秀な者に適用される「遠隔地出身者支援給付奨学金」、及び本学が特別指定校として定めた高等学校を卒業し、本学に入学する優秀な学生に適用される「特別指定校優秀者授業料減免制度※」を設けた【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】。また、令和 2(2020)年度から特定の楽器を専攻する学生に対する「オーケストラ給付奨学金」制度を新設した【資料 2-4-9】。これらの奨学金制度の概要と給付人数を表 2-4-6 から表 2-4-8 に示す。

※同規程は、2021 年 3 月 31 日以前に在学する適用者が卒業、退学、除籍した時点での廃止が決定されており、新たに令和 3(2021)年 1 月 14 日に「実技優秀者学費減免制度規程」が施行された【資料 2-4-10】。

表 2-4-6 遠隔地出身者支援給付奨学金

名 称	大阪音楽大学遠隔地出身者支援給付奨学金
給付額	1 セメスターにつき 100,000 円
給付人数	若干人
給付期間	4 年間（進級時に更新審査あり）
応募条件	自宅から本学までの道のりが概ね 100km を越えるか、又は公共交通機関を用いた片道の通学時間が 2 時間以上であって、専門実技審査における成績上位者
対象とする 入学者選抜	総合型選抜、学校推薦型選抜

過去 2 年度の給付状況

年 度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
給付人数 (人)	11	10

表 2-4-7 特別指定校優秀者授業料減免制度 過去 2 年度の給付状況

年 度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
給付人数 (人)	1	1

表 2-4-8 オーケストラ給付奨学金

名 称	大阪音楽大学オーケストラ給付奨学金
給付額	1 セメスターにつき 100,000 円
給付対象者	管楽器（オーボエ又はファゴット）を専攻する者及び弦楽器（ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバスのいずれか）を専攻する者。
給付期間	給付回数は在学期間を通じて最大 8 回
応募条件	管楽器専攻（オーボエ、ファゴット）志願者は入学後に「オーケストラ」及び「吹奏楽」の授業を、弦楽器専攻（ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス）志願者は入学後に「オーケストラ」及び「専門合奏（弦楽アンサンブル）」の授業を履修すること。
対象とする 入学者選抜	総合型選抜、学校推薦型選抜

令和 2(2020)年度の給付状況

年 度	令和 2 年度
給付人数 (人)	8

これらの奨学金の他に、音楽学部及び大学院の学生を対象に、本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合、その経費の一部を助成する「海外提携校留学助成金」の制度を整えている。また、全ての教育課程の学生に対し、専門性を深めるため夏季・春季休業期間中に本学が認める海外・国内の講習会等の受講について、審査によって所定の金額を助成する「国内・海外音楽講座受講助成金」の制度を設けている【資料 2-4-4 参照】。表 2-4-9 と表 2-4-10 に助成金の概要と助成状況を示す。

この他にも、国内外における優れた活動に対する大阪音楽大学奨学事業財団の奨励金制度がある。

表 2-4-9 海外提携校留学助成金

名 称	海外提携校留学助成金
留学期間 助成限度額 適用人数	4ヶ月以上6ヶ月までの留学期間については500,000円以内を3人以内、3ヶ月以上4ヶ月未満の留学期間については400,000円以内を4人以内（いずれも併設短期大学との適用者の合計）。
応募条件	音楽学部については申請時、1～3年次生であり、進級基準に定められた科目の成績及び全受講科目の成績が優秀な学生。年度末での修得単位数が、1年次生は35単位以上、2年次生は60単位以上、3年次生は100単位以上であること。留学生は私費留学に限り申請できる。
募集時期	毎年3月下旬～4月上旬及び9月下旬～10月上旬 (3月下旬～4月上旬の募集によって定員に達した留学期間については9月下旬～10月上旬の募集を行わない)

過去3年度の助成状況

年 度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
助成人数 (人) 内訳	2 (音楽学部生)	1 (音楽学部生)	0

表 2-4-10 国内・海外音楽講座受講助成金

名 称	国内・海外音楽講座受講助成金
留学期間 助成限度額 適用人数	国内 (年額) 100,000円以内を若干人 海外 (年額) 200,000円以内を若干人
適用条件	音楽学部については、申請時に2～4年次生に在学し、かつ前年度にそれぞれ1～3年次に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な者。音楽専攻科については、音楽専攻科に在学し、かつ前年度に本学音楽学部等に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な者。大学院については、別途、大学院運営委員会が決定する。留学生は私費留学に限り申請できる。
募集時期	毎年度4月中旬～5月上旬。募集要項は4月1日から「学生支援センター」で配布。令和2(2020)年度から上記に加えて1月中旬～2月上旬に後期募集を開始した。

過去3年度の助成状況 (音楽学部、音楽専攻科、大学院の合計人数)

年 度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
助成人数 (人)	5	1	1

4. 課外活動支援

本学の学生は、併設短期大学の学生と合同で学生自治会を組織しており、会則に基づき、選挙によって選出された会長と会長が指名する役員からなる執行部によって運営されている。学生自治会は、大学祭の運営や学生の要望を取りまとめて学生部長に伝える活動に加えて、学生自治会が公認するクラブ、同好会及び学生主体の音楽活動に対し財政的支援を行っている。学生自治会の様々な活動については、学生部長及び学務事務部門の学生生活担当職員が学生自治を尊重しながら助言と支援を行っている。

本学には、学生の自主的な演奏活動や音楽文化に関わる活動に対して財政的支援を行う制度がある。この制度は「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、学務事務部門の学生生活担当職員がその窓口業務を担当している。表 2-4-11 に過去3年度の助成件数、助成総額を示す。この中には本学と併設短期大学の学生が合同で毎年度自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」が含まれる。

表 2-4-11 大阪音楽大学音楽文化振興財団による学生の課外活動への財政的支援

〔ただし、令和 2(2020)年度については、財団運営会議に上程予定の数値〕

年 度	平成 30 年度	平成 31・令和 1 年度	令和 2 年度
助成件数 (件)	15(19)	17(16)	27(12)
助成総額 (円)	905,396(2,053,796)	866,126(1,698,117)	1,910,424(1,291,792)

() 内は全て外数で、併設短期大学部学生との共同活動への支援

5. 障がい者支援

障がいのある入学志願者については、本人及び保護者、並びに志願する専攻の教育主任及び学務事務部門の職員が面談の上、受験及び修学上必要な配慮に関する事前相談とキャンパス内の案内を実施している。入学後は学務事務部門長が適切な担当職員を指名し、障がい学生が相談しやすい環境に留意している。特に、視覚障がいのある学生については支援者（演奏員に依頼）を配置し、体育の授業、校舎間の移動、黒板や資料に描かれた図の意味の説明に関する支援を行っている。バリアフリーの面では、障がい者用トイレ、段差部分の一部スロープ化と自動ドアの設置、点字ブロックの敷設など、徐々に取組の範囲を広げている。なお、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度については、特別支援学校の元教諭と契約を結び発達障がいのある学生の支援に当たることとした。

6. 健康相談及び学生相談

学生の健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門の学生生活担当職員が担当している。近年、学生からの相談内容には、健康や心の悩み、学習や生活上の困難などに関し、複合的な要素の重なるものが多く、相談者の状況に応じて担当者が連携して対応している。また、学生生活に関する案内は本法人ホームページ及びポータルシステム上に掲載し、その中で各相談室の利用方法やハラスメントに関する相談窓口・電話番号等を示している。「心の相談室」（要予約）は、毎月 3 回（原則、第 2 木曜日、第 3 火曜日、第 4 水曜日）開室され、本学が契約を結んだ専門のカウンセラーが担当する。また、学生が個人的な問題や悩み事について、予約不要で気軽に相談できる「学生相談室」を従来から開設しており、令和 2(2020)年度からは月・火・金曜日は 12 時から 18 時まで、水・木曜日は 11 時から 17 時までインテーカーが在室し、様々な事案に対応している【資料 2-4-11】。ハラスメントへの対応については、「学校法人大阪音楽大学ハラスメント防止規程」に基づき、男女比率と教職員比率を勘案した 5 人の学生担当相談員を置き、相談者のプライバシー保護に配慮した相談・調査体制を整えている【資料 2-4-12】。保健室は第 1 キャンパス内にあり、看護師資格をもつ職員が常駐し、定期的（毎月第 3 金曜日）に校医が学生や教職員の健康に関する相談に対応している【資料 2-4-13】。また、毎年 4 月には定期健康診断を実施しており、精密検査が必要とされた学生には、本人及び保護者に通知して再検査を促し、その結果の確認を行っている。

【資料 2-4-1】大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 学生生活委員会規程（3018）

() 内の番号は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 2-4-2】令和 2(2020)年度 学生生活委員会議事録

- 【資料 2-4-3】大阪音楽大学 奨学事業財団規程（9006）
- 【資料 2-4-4】令和 3(2021)年度 奨学制度 給付奨学金に関する実施要項
- 【資料 2-4-5】大阪音楽大学 大学院奨学規程（8106）
- 【資料 2-4-6】大阪音楽大学 特待生授業料減免規程（8011）
- 【資料 2-4-7】大阪音楽大学 遠隔地出身者支援給付奨学金規程（8017）
- 【資料 2-4-8】大阪音楽大学 特別指定校優秀者授業料減免制度規程（8016）
- 【資料 2-4-9】大阪音楽大学 オーケストラ給付奨学金規程（8020）
- 【資料 2-4-10】大阪音楽大学 実技優秀者学費減免制度規程（8022）
- 【資料 2-4-11】大阪音楽大学 学生相談室運営規則（8213）
- 【資料 2-4-12】学校法人大阪音楽大学 ハラスメント防止規程（6302）
- 【資料 2-4-13】学校法人大阪音楽大学 保健管理規程（8324）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活委員会については、今後も、保健室、「学生相談室」「心の相談室」との連携を一層深め、支援体制の強化を図っていく。授業への欠席が目立つ学生は、留年や休学、退学につながる事例が少なくないため、セメスターごとに欠席状況調査を行い、担当職員及び状況に応じて教育主任等が当該学生に注意を促している。しかし、欠席が続き、呼び出しにも応じなくなった学生への対応は困難であり、長期欠席の兆候はできる限り早期に把握する必要がある。このため、定期健康診断時におけるマークシート式のメンタルヘルスチェックの導入と、それに伴う相談対応の実施を検討する。また、「個人指導による音楽実技」及び1年次必修科目「教養基礎セミナー」等の担当教員が、各学生の授業時の様子や指導の状況について、学務事務部門に対し必要な報告を行う体制を整える。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地

本学及び併設短期大学は、校地・校舎等を基本的に共用している。本学及び併設短期大学の校地等の合計面積は、59,190 m²、校舎の合計面積は 31,611 m²であり、それぞれ法令上の基準面積 12,000 m²及び 10,715.8 m²を上回っている。なお、別に箕面校地があるが、公共交通の利便性が低く、現在は使用していない。

2. 校舎及び食堂棟

本学には、第1キャンパス（庄内校地）と第2キャンパス（野田校地）の2つのキャン

パスがあり、キャンパスマップ【資料 F-8-②】に校舎の配置が示されている。第 2 キャンパスにある地上 8 階建て K 号館（100 周年記念館）は、平成 28(2016)年 10 月末に竣工し、平成 29(2017)年 4 月から運用を開始した。同館には、録音スタジオ、楽器資料館、図書館、体育館の各フロアが含まれ、オペラ演習室を始めとする各教室には防音性と実践的な学びのための設備が備わっている。K 号館建設着工に先立つ平成 25(2013)年に、令和 25(2043)年までの 30 年間の校舎整備の基本方針を示したキャンパスマスタープランが作成された【資料 2-5-1】。

食堂棟は、第 1 キャンパスにある学生サロン「ぱうぜ」である。1 階には食堂、2 階には売店（日用品、文具、食品等）及びベーカリーに加え、サロンコンサートが開催できるステージとグランドピアノが設置されている。

なお、第 2 キャンパスには、K 号館 5 階の学生サロンに、自動販売機や電子レンジが設置され、食事と休憩場所として利用されている。また、O 号館 1 階に学生控室があり、談話や休憩に利用されている。

3. 施設・設備等の運営管理

施設・設備等の運営・管理については、事務局長の総括の下に総務事務部門が業務を担当する。同事務部門では、「学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程」第 4 条の定めるところに基づき、施設担当の職員を中心に施設・設備の保守・点検・補修等に関する計画を立案し、関係法令を遵守して施設・設備の維持及び安全管理の徹底を図っている【資料 2-5-2】。建築物、防火設備、建築設備及び昇降機（エレベーター）設備については、本学が委託する外部専門家のコンサルティングを受け、定期調査及び定期検査を実施している【資料 2-5-3】。学内の清掃、警備、日常の営繕については、学内に専門業者の常駐体制をとり、総務事務部門と連携して業務に当たっている。

【資料 2-5-1】 キャンパスマスタープラン

【資料 2-5-2】 学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程（7102）

【資料 2-5-3】 建築設備等の定期検査に関する報告書（直近のもの）

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 機能的な教室の整備

本学は、各専攻の教育内容に合わせた教室を整備している。以下にその例を挙げる。

- (1) A 号館 301 教室は、ミュージッククリエーション専攻の専用教室であり、教育効果に配慮した「学びの場」「創作の場」「集いの場」からなる空間設計が施されている。
- (2) D 号館 101 教室は、ミュージックコミュニケーション専攻の専用教室であり、書庫と情報機器に加えて音響・照明機器を備え、イベントスペースとしても利用できる設計になっている。
- (3) F 号館 214 教室は、「西洋古典舞踏 A・B」「ダンス A・B」等の授業に対応するため、衝撃吸収性のある床材を使用し、2 面の壁を鏡張りにしている。
- (4) F 号館 434 教室は、照明器具、調光卓、録音・音響機器の設備があり、演奏会形

式の授業に対応する。

- (5) K 号館 603 教室（オペラ練習室）は、残響特性を考慮した天上板のない構造である。着替えやメイクのための控室と照明機器が備わっており、オペラ試演会が開催できるようになっている。
- (6) K 号館のジャズ演習室はビッグバンドの授業に適した広さと音響特性をもっている。また、ジャズに適したレッスン室が設けられている。
- (7) K 号館のポピュラー演習室とポピュラーレッスン室は、天井と壁を吸音処理することによって残響を抑え、ポピュラー音楽の演奏に適した空間になっている。
- (8) O 号館 101 教室・202 教室は、三点吊りマイクロホンによる録音設備があり、オーケストラや吹奏楽の指導に役立てている。
- (9) 合唱・合奏用の大規模演習室やアンサンブル用の中規模練習室の一部では、ひな壇を組むための平台・箱足が備え付けられており、演奏会形式の授業や学生の自主的な演奏発表に対応している。

2. 教室等の設備・機器・備品

本学は、ほぼ全ての教室にグランドピアノを設置し、定期的に調律等の保守点検を行っている。また、専攻ごとの専用教室（併設短期大学と共用）には、ドラムセット、エレクトリックギター、電子オルガン、和楽器などの必要な楽器類を配備している。

主に講義等に使用される教室には、グランドピアノに加えて CD・DVD プレーヤー、ビデオテープレコーダー、大型モニター等の機器を設置している。このほか、D 号館を除く各館では、原則各フロアの 1 教室以上に、ビデオプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター及びスクリーンを配備し、プレゼンテーション用のソフトウェア等を用いた授業への対応を図っている。

また、平成 28(2016)年度にミュージッククリエーション専攻が開設されたことに伴い、同専攻の教育内容を踏まえた最新の情報機器や音響機器の整備を行った。

情報機器の知識・操作を学習できる教室として、F212・F213 教室があり、一般教育科目の「情報処理概論 A・B・C」及び専門教育科目の「音楽情報発信 A・B・C」等で利用されている。

学生が自由に使用できるパソコンは、第 1 キャンパスの学生サロン「ぼうぜ」の 2 階に 12 台、第 2 キャンパスの O 号館 1 階の学生控室に 5 台、K 号館 5 階の学生サロンに 5 台が設置され、学生の自主学習、OCM-OPAC(Osaka College of Music Online Public Access Catalog)検索、就職活動などに活用されている。

情報セキュリティ対策については、「学校法人大阪音楽大学 情報セキュリティ基本規程」及び関連規程が定められており、同規程に基づき、総務事務部門システム管理室がセキュリティソフトウェアの更新、不要な通信のブロック、情報システムの監視等の不正アクセス対策を行っている【資料 2-5-4】。

3. 練習室

第 1 キャンパスと第 2 キャンパスには合計 168 室の練習室がある。各練習室には、学生の履修分野に応じた自習・練習ができるようピアノ、パイプオルガン、電子オルガン、チ

エンバロ、シンセサイザー、ドラムセット等が備えられ、必要な修理、交換が行われている。特に、管・弦・打楽器を専攻する学生用の O 号館の練習室は、防音壁によって区画され、かつ、個別方式の空調換気設備によって大音量での練習に対応している。

4. ザ・カレッジ・オペラハウス

「ザ・カレッジ・オペラハウス」(永井幸次記念講堂)は平成元(1989)年に、本学創立 70 周年記念事業の一環として竣工した教育施設であり、卒業生を含む登録団員制によるオペラハウス管弦楽団とオペラハウス合唱団が常設されている。ザ・カレッジ・オペラハウス(以下、「オペラハウス」という。)は、学修成果の発表の場として、卒業演奏を始め「ザ・コンチェルト・コンサート」「学生オペラ」等の多くの催し、また本学の社会連携活動の一環として、教員、卒業生、学生が参加する本格的なオペラ公演のほか、公開講座や「吹奏楽フェスティバル」及び豊中市主催の「豊中音楽コンクール」等が開催される。

オペラハウスは、定期的な修理・補修と日常の保守・点検によって、舞台機構と舞台設備の最適性と安全性を保持する努力が続けられている。また、催し物の際には避難誘導に備えた人員を配置している。表 2-5-1 にオペラハウスの概要と令和元(2019)年度の公演回数を示す。なお、令和 2(2020)年度は天井耐震工事及びコロナ禍のため一部公演を中止した。

表 2-5-1 オペラハウスの概要と令和元(2019)年度の公演回数

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台	公演回数
3,609 m ²	2,256 m ²	5,489 m ²	地上 7 階・地下 2 階	1.2~1.4 秒 (満席時)	756 席 (オペラ公演時 652 席)	580 m ²	48 m ²	66

5. ミレニアムホール

ミレニアムホールは、第 2 キャンパス P 号館内にある。同ホールは、二重屋根と二重壁による遮音及び空調設備の消音化等による音響上の工夫が施されており、授業の学修成果を披露する演奏会、学生の自主的な発表会、教員の研究発表、本学主催の演奏会・公開講座等に頻繁に利用されている。ミレニアムホールでは、舞台機構の仕組みや操作方法の実践的な学びのため、担当職員の指導の下に学生が音響・照明装置の操作をすることができる。同ホールの概要を表 2-5-2 に示す。

表 2-5-2 ミレニアムホールの概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588 m ²	2,582.17 m ²	地上 3 階	1.7 秒	302 席 (うち可動 62 席)	106 m ²

6. 付属図書館

付属図書館は K 号館 2 階にあり、総数 120,000 点の図書・楽譜と、約 54,000 点の視聴覚資料を所蔵し、これらの資料は OCM-OPAC によって学内外から検索することができる。館内には、会話が可能なグループ視聴室が設けられ、授業にも利用されている【資料

2-5-5】。附属図書館の授業期間中及び実技試験期間中の開館は当然であり、夏季・春季の休業期間中の開館にも努め、令和 3(2021)年度の開館日は 264 日を予定している【資料 2-5-6】。表 2-5-3 に利用者数の内訳を示す。なお、附属図書館と以下の 8. に述べる楽器資料館は、「大阪音楽大学 音楽メディアセンター」を構成する【資料 2-5-7】。

表 2-5-3 附属図書館利用者数の内訳（教職員・学生は併設短期大学を含む）（人）

年度	教職員	学生	その他（学外利用者を含む）	合計
平成 29(2017)	3,700	19,537	1,847	25,084
平成 30(2018)	3,512	16,424	1,659	21,595
令和元(2019)	3,354	16,722	1,739	21,815
令和 2(2020)	1,771	5,489	407	7,667

7. 作曲資料室・音楽学資料室・教職支援室

第 2 キャンパスの附属図書館のほかに、学生の利便性を考慮して、第 1 キャンパス H 号館に作曲資料室（H211 号室）、音楽学資料室（H212 号室）、教職支援室（H202 号室）があり、一部の資料について貸出も行っている。

8. 楽器資料館

楽器資料館は、第 2 キャンパス K 号館 3 階にあり、主に「日本の伝統楽器」「ヨーロッパの楽器」「世界各地の楽器」の 3 つの分野に関する資料の収集と展示を行っている。所蔵する世界各地の楽器約 2,000 点のうち、約 1,400 点を常設展示している（詳細は V. 特記事項に記載）。楽器資料館は学内外に公開されており、「教養基礎セミナー」「民族音楽学」等の授業においても利用される。表 2-5-4 に入館者数の内訳を示す。

表 2-5-4 楽器資料館入館者の内訳 (人)

年度	入館者内訳						合計
	学生	教職員	授業参加	一般	グループ見学	催事参加者	
平成 30(2018)	102	279	631	1,245	311	100	2,688
令和元(2019)	182	308	534	938	349	239	2,550
令和 2(2020)	124	216	31	252	83	23	729

9. 体育館（多目的室）

第 2 キャンパス K 号館 7 階に更衣室及びシャワー室を備えた体育館（多目的室）があり、「体育 A・B」「からだ健康美」等の授業に使用している。

10. 授業・練習用の楽器の配備

授業や練習に必要な楽器は、教室及び練習室に配備し、又は楽器庫に保管して必要ときに使用できるようにしている。これらの楽器の保守・修理は、外部の専門業者に委託しており、更新の必要な楽器はおおよそ 20 年、ピアノの調律については年 2 回を目途に行っている。

個人所有や日常の持ち運びが困難な特殊楽器・大型楽器について、当該専攻の学生は本学の楽器を無料で使用できる。ただし、「副科吹奏楽」「副科弦楽合奏」「副科楽器」等の授業と練習に用いる楽器の貸出しは有料としている。以下に授業・練習用の楽器類の点数を示す。

- ・グランドピアノ、電子オルガン、チェンバロの合計、約 800 台
- ・パイプオルガン 1 台
- ・管・弦・打楽器の合計、約 500 点、
- ・邦楽楽器、リコーダー、雅楽器、民族楽器、西洋古楽器の合計、約 850 点

11. 災害時の安全確保

災害時の安全確保については、「学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程」において、火災に備えた自衛消防隊への職員の配置と任務を定めている【資料 2-5-8】。また、「学校法人大阪音楽大学危機管理規程」において、緊急時に理事長の判断に基づき危機対策本部を設置することを規定している【資料 2-5-9】。校舎の耐震安全性については、過年度に耐震性に課題のあった旧 K 号館及び C 号館の機能を全て現在の K 号館（100 周年記念館）に移転集約しており、令和元(2019)年 9 月 1 日以降の建物耐震化率は 97%である【資料 2-5-10】。

非常時への備えとして、学生・教職員には、パンフレット「大地震対応マニュアル」を配布して、災害時の通報と避難方法について周知を図るとともに、学内に食料・飲料水・簡易毛布・発電機等の備蓄を行っている【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】。毎年秋には、学生と教職員が参加する火災や地震を想定した避難訓練を行い、校舎からの避難と近隣の広域避難地「野田中央公園」への誘導、及び本学ポータルシステムによる学生の安否確認のシミュレーションを実施している。また、職員は豊中市消防局南消防署の協力を得て、消防署員から自動体外式除細動器（AED）や消火器等の使い方の指導を受けている。なお、令和 2(2020)年度はコロナ禍のため実施していない。

【資料 2-5-4】 学校法人大阪音楽大学 情報セキュリティ基本規程（4202）

【資料 2-5-5】 大阪音楽大学附属図書館利用規程（8708）

【資料 2-5-6】 令和 3(2021)年度 図書館開館カレンダー

【資料 2-5-7】 大阪音楽大学 音楽メディアセンター規程（8720）

【資料 2-5-8】 学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程（1102）

【資料 2-5-9】 学校法人大阪音楽大学 危機管理規程（1101）

【資料 2-5-10】 校舎等の耐震化率（本法人ホームページ掲載資料）

【資料 2-5-11】 大地震対応マニュアル

【資料 2-5-12】 非常時災害用備蓄物一覧

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、長年にわたり視覚に障がいのある人を積極的に受け入れてきた。このため、ソフト・ハード両面におけるバリアフリー環境の整備に努めている。ソフト面では、附属図書館における点字楽譜の整備、校舎間の移動時や体育の授業における支援者（演奏員に依

頼)の配置、授業時の代筆や黒板や資料に描かれた図の意味を説明する支援学生の配置を行っている。

ハード面について、比較的新しい校舎ではバリアフリーに対応した構造となっている。築年数が古く、完全なバリアフリー化が困難な校舎についても、老朽化等の対策として校舎施設の補修の際に、障がい者用のトイレの整備、自動ドアの設置、段差部分のスロープ化、点字ブロックの敷設などを順次進めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

音楽の単科大学である本学は、授業を行う学生数は少人数とすることを基本としており、受講者が100人を超える授業は、一部の合唱科目や「教職入門」等を除き、ほとんど行っていない。以下に、担当教員数及び受講者数別の科目例を挙げる。

- (1) 教員1人に対して、受講者が数人から15人程度の科目例
専門教育科目の「楽曲分析」「ピアノアンサンブル」「室内楽」「ジャズ・アンサンブル」
- (2) 教員1人に対して、受講者が20人から30人程度の科目例
専門教育科目の「ソルフェージュ」「音楽理論」「和声法」「楽曲研究」
一般教育科目の「情報処理概論」、外国語科目「英語」
- (3) 複数教員によるリレー授業又はクラス分割を伴う授業で受講者が10人から30人程度の科目例
専門教育科目の「歌曲研究」「ピアノ基礎講座」「オペラ研究」
一般教育科目の「教養基礎セミナー」
- (4) 複数教員が同時に共同で担当する受講者が20人から70人程度の科目例
専門教育科目の「オーケストラ」「吹奏楽」「専門合奏（フルート、クラリネット、サクソフォーン、弦楽器等）」（ただし、受講者の少ない「専門合奏」科目は1人の教員が担当）
一般教育科目の「キャリアプラン」「からだと健康美」
- (5) 教員1人に対して、受講者が20人から80人程度の科目例
専門教育科目の「合唱」「西洋史音楽概論」「日本伝統音楽概説」「音楽心理学」
一般教育科目の「西洋文化史」「哲学」「心理学」

「合唱」「オーケストラ」等では、担当教員に加えて、授業補助のために必要数の演奏員を配置し、ミュージッククリエーション専攻の専門教育科目の一部及び教職科目の一部、一般教育科目の「情報処理概論」等では、個々の学生に指導が行き届くように助手を配置している。また、授業目的の達成のため、楽器編成等に関し一定数以上の受講生が必要な科目では、併設短期大学と合同で授業を実施している。

【資料 2-5-13】令和3(2021)年度 前・後期 受講人数表

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育学習環境の充実と施設の安全性の強化を推進している。毎年度に実施する

学生満足度調査によって、一部の練習室の防音及び練習室全般のピアノ調律に関する学生からの要望を把握しており、今後、一層の改善に努める。また、キャンパス内の無線 LAN エリアの拡張と各教室内における情報機器の充実を迅速に進め、令和 3(2021)年度中に全教室に無線 LAN 環境を整備する計画である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活全般に関する個々の学生の意見・要望の把握は、「学生支援センター」が行っており、常時数人の職員が経済的問題を含む学生からのあらゆる相談を受け付けている。学生が意見・要望を記して提出した「質問カード」については、関係事務部門で精査した後、担当職員又は担当教員が丁寧に回答している【資料 2-6-1】。質問カードの内容によっては、学生部長、教育部長、担当職員のうち 1 人又は 2 人が質問カードを提出した学生と面談を行う場合や、さらに「学生生活委員会」にも諮る場合があり、学生の意見・要望の的確な把握と適切な対応に努めている。

平成 27(2015)年度からは音楽学部の学生に向けた「学生満足度調査」を実施しており、前期には入学直後である 1 年次生全員、後期には卒業を控えた 4 年次生全員を対象としている【資料 2-6-2】。ただし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 1 年次生、4 年次生とも後期に実施した。調査内容には、教室・練習室・食堂・附属図書館等の施設に関する 5 段階の満足度評価及び自由記述、並びに学生支援センター・教職支援室・日本語ライティング支援室・学習支援室・学生相談室・心の相談室・保健室に関する利用状況、5 段階の満足度評価及び自由記述が含まれる。

この調査結果は学内で公開されるほか、学生生活委員会での検討を経て、「自己点検・評価統括委員会」において分析される【資料 2-6-3】【資料 2-1-3 参照】。自己点検・評価統括委員会には、学長、副学長、教育部長、学生部長及び事務局長等が委員として参画しており、必要な改善に速やかに着手できる体制を整えている。

以下に、学生の意見・要望への主な対応事例を示す。

- ・ 附属図書館の開館日数及び開館時間の拡大〔土曜日の開館時間延長は、平成 30(2018)年度から実施〕
- ・ O 号館練習室の使用時間帯の拡大〔平成 30(2018)年度から実施〕
- ・ 指定喫煙場所を設けることによるキャンパス内の分煙対策〔令和元(2019)年度まで。令和 2(2020)年度からは全面禁煙を実施〕
- ・ 学生寮における食事提供に関し、学生の要望を踏まえた献立内容の見直し

- ・ 学生が利用できるコピー機とパソコンの更新
- ・ 自動販売機の飲料の変更
- ・ 学内売店における文房具の販売

特に、学習支援に関しては、各年度、半期ごとに学習支援室から教育部長に対し、利用状況、改善事項、今後の課題等が報告され、次年度の支援に活かせるように学務事務部門に関わる教職員間で共有している【資料 2-6-4】。

本学及び併設短期大学の学生の保護者によって、教育の発展への寄与と会員相互の親睦を深めることを目的に「後援会」が組織されている。その定期総会には、毎回、理事長・学長以下の主要な教職員が出席し、教育・就職・学内施設・学生生活等の状況全般を説明するとともに、保護者からの要望及び保護者を通じた学生の意見を聴取して、改善に結び付けている。警備員による学内巡回、第 2 キャンパスへの通用門がある E 号館西側を始め学内複数箇所への防犯カメラの設置と運用、暗唱番号式ロッカーの設置、キャンパス内の無線 LAN エリアの拡張等は、同会の定期総会に関連して寄せられた意見に端を発している。

【資料 2-6-1】 質問カード（見本）

【資料 2-6-2】 令和 2(2020)年度 学生満足度調査結果（大学 1 年・大学 4 年）

【資料 2-6-3】 ①平成 30(2018)年度第 7 回自己点検・評価統括委員会議事録

②令和元(2019)年度第 9 回自己点検・評価統括委員会議事録

③令和元(2019)年度第 10 回自己点検・評価統括委員会議事録

【資料 2-6-4】 令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度の学習支援室の振り返り

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学生満足度調査、質問カード、後援会総会における要望聴取等を通じて、学生の要望の把握に組織的に取り組んでおり、各種支援体制について周知を行なっている。しかし、学修支援の改善に向けた調査は行なっていないため、今後は、学生満足度調査に学修支援に関する調査項目を含める。

【基準 2 の自己評価】

基準 2-1 について、音楽学部、音楽専攻科、大学院とも教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学内外への周知を図っている。入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえた選抜を実施し、音楽学部についてその検証を実施した。音楽学部の直近 5 年度間の入学定員充足率の平均は 92.9%であり、入学定員の充足に向けた取組が不可欠である。

基準 2-2 について、各学生の単位修得状況と履修登録状況は、学務事務部門の教務担当職員、専攻主科目のレッスン担当教員及び教育主任によって把握されている。欠席状況調査において授業への欠席が目立つ学生や、単位修得状況に問題が認められる学生については、担当の教職員から助言と指導が行われている。

また、オープンレッスンとプラスレッスン制度によって学生の学ぶ意欲を支援し、授業

においてはTA及びSA制度を活用し、教育の充実を図っている。「学習支援室」については、従来からの音楽理論及びソルフェージュ関連科目に加え、令和2(2020)年度から履修者の多い英語関連科目の支援を開始した。今後は、英語以外の外国語の学習支援についても検討する。

基準2-3のキャリア支援については、1年次必修科目「教養基礎セミナー」内でのキャリアデザイン講座に加え、選択科目の「キャリアプラン」及び「インターンシップ特別実習Ⅰ・Ⅱ」を開設し、学生各自が卒業後の進路について考えを深める機会としている。

「キャリア支援センター」では、各種の対策講座、説明会、セミナー、卒業生との座談会等を開催するとともに、個別面談を実施し卒業時まで継続的な支援を行っている。

基準2-4については、併設短期大学と合同で組織する学生生活委員会が、学生サービスや厚生補導に関する事項について企画・審議し、教職協働で適切な施策を実施している。本学は、独自の給付奨学金、授業料減免、助成金等の制度を設け、学生に対する経済的な支援を積極的に行っている。学生からの心身に関する相談については、保健室、「心の相談室」「学生相談室」が対応している。障がい学生については、学務事務部門内で担当職員を決めて相談しやすい環境に留意し、体育の授業や校舎間移動の際の支援者（演奏員に依頼）の配置など、学生の要望に沿った対応に努めている。

基準2-5について、本学の校地・校舎の面積は、法令に定める基準を満たしており、かつ、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が適切に整備され、有効に活用されている。バリアフリーに関し、建築年数の古い校舎は、構造上の問題からエレベーターの後付けは極めて困難である。しかし、校舎の補修工事に併せて自動ドア、身障者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備を行ない、また障がいのある学生に対する人的支援の体制を整えている。授業科目ごとの受講者数については、授業の特性と教育効果を踏まえてクラス数を設定しており、適切に管理している。

基準2-6について、個々の学生の意見・要望の聴取は、主に「質問カード」を通じて行い、学生生活に関する全般的な課題の把握は、主に「学生満足度調査」を通じ行っている。何れの場合も、関係事務部門、学生生活委員会、自己点検・評価統括委員会における検討・分析を通じて、学生生活や施設・設備の改善に反映できるように努めている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第 1 条の 2 に規定する人材養成及び教育研究上の目的、音楽専攻科規則第 2 条に規定する教育研究上の目的、並びに大学院規則第 3 条に規定する人材養成及び教育研究上の目的を踏まえて、教育課程ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧及び本法人ホームページ上に掲載して学内外に周知している【資料 F-13-①】【資料 F-13-②】【資料 F-13-③】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定

成績は音楽学部、音楽専攻科、大学院とも、秀・優・良・可・不可の 5 段階の評語をもって表され、秀・優・良・可は合格、不可は不合格である。合格の場合、その授業科目について所定の単位が与えられる。各評語は表 3-1-1 に示す 100 点法の基準に対応する（学則第 39 条、大学履修規程第 13 条、大学院規則第 21 条）【資料 3-1-1】。ただし、音楽学部において習熟度別科目又は習熟度別クラスを設ける科目では、大学履修規程別表第 3 条に示すとおり、成績評価に対応する点数区分が変更される場合がある。これらの事項は全て学生便覧において明示され、年度始めのガイダンス等において説明される。

表 3-1-1 成績評価基準

評価	秀	優	良	可	不可
点数区分	100~90	89~80	79~70	69~60	60 未満
合否	合格				不合格

2. 進級及び卒業・修了

年次別の進級及び卒業・修了要件は表 3-1-2 に示すとおり、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに必要な事項を定め、厳正に適用している。これらの事項は教育課程ごとの学生便覧に掲載され、年度始めのガイダンス等において説明される。

表 3-1-2 進級・卒業・修了要件

音楽学部

項目	内容
進級基準 (履修規程第 16 条)	1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次への進級については、履修規程第 16 条の表に定める専攻主科目の単位を修得し、かつ通算 GPA が 0.8 以上であること、3 年次から 4 年次への進級については、専攻主科目の単位修得に加え、1 年次から 3 年次までの修得単位数の合計が 80 単位以上であり、かつ通算 GPA が 0.8 以上であることを条件とする。ただし、上記 80 単位には「教職に関する科目」のうち、卒業要件に算入することのできない科目の単位数は含めない。
修業年限と卒業要件 (学則第 9 条 及び第 31 条)	「本学の修業年限は 4 年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。」 (学則第 9 条) 「1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。 一般教育科目 21 単位以上 外国語科目 8 単位以上 保健体育科目 2 単位以上 専門教育科目 80 単位以上 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。」(学則第 31 条)。

音楽専攻科

修業年限と修了要件 (音楽専攻科規則 第 5 条及び第 7 条)	「専攻科の修業年限は 1 年とする。」(音楽専攻科規則第 5 条) 「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することを修了要件とする。」(同第 7 条) (音楽専攻科は通年制による 1 年間の教育課程のため、進級基準を定めていない。)
--	---

大学院

大学院進級基準 (大学院規則 第 19 条第 3 項 及び第 4 項)	大学院規則第 19 条第 3 項の規定が 1 年次から 2 年次への進級基準に該当する。 「修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は 1 年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第 2 セメスターまでに修得すべき単位を完修した者でなければ提出することができない。」(大学院規則第 19 条第 3 項) なお、同条第 4 項に修了年次留年に関する事項を定めている。 「前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は修了年度の指定の期日までに修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出できなかった者については、委員会の審議を経て学長が追提出を認めることができる。」
修業年限と修了要件 (大学院規則 第 12 条及び 第 19 条) (大学院履修規程 第 2 条)	「大学院の修業年限は 2 年とする。」(大学院規則第 12 条) 「課程修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者に学長が行う。」(同第 19 条第 1 項) 「大学院履修規程」第 2 条に、音楽研究科の課程修了及び修士(音楽)の学位取得のための最少修得単位数を定めている【資料 3-1-2】。

3. GPA (Grade Point Average) の活用

本学は全ての教育課程において GPA を導入している。GPA は総合的な成績評価の指標であり、成績評価のうち「秀」に 4.0、「優」に 3.0、「良」に 2.0、「可」に 1.0、「不可」に 0 を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修登録された科目の総単位数で除して算出する。音楽学部における GPA は基準 3-2-③ (表 3-2-2) に示すとおり、1 セメスターあたり 20.5 単位を標準とする履修登録単位数

の上限と連動するとともに、表 3-1-2 で示したように進級基準に用いられ、また、本学の給付奨学金等の受給者選抜に活用される【資料 3-1-3】。

【資料 3-1-1】大阪音楽大学 履修規程（別表を含む）

【資料 3-1-2】大阪音楽大学大学院履修規程

【資料 3-1-3】給付奨学金に関する実施要項

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 成績評価

教育・学習結果の評価は、学期末に期間を定めて実施する試験に基づくことを原則とするが、授業科目の目的や形態によって、試験・レポート・受講姿勢（課題の提出等に基づく授業への取組み姿勢）などの項目に分けた評価配分を設定している。成績評価の方法と評価配分はシラバスに明示するとともに、授業内でも説明している。特に、専門実技・副科実技等の個人実技を主体とする科目の試験では、評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員が 100 点法による採点を行い、その集計結果に基づいて成績評価が行われる。実技試験等の採点方法については教員便覧 44 ページにも明記されている【資料 3-1-4】。

成績評価に関する詳細は、履修規程別表（領域別、専門別履修における細則）で規定され、学生便覧 12～28 ページ及び各科目のシラバスに示されている。

大学院については、学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部改正に伴い、『修士作品』『修士作品に関する論文』『修士論文』『修士演奏』『修士演奏に関する論文』及び『最終試験』に関する評価基準を制定し、令和 2(2020)年度から本法人ホームページ上で公開している【資料 3-1-5】。

2. 音楽学部入学時における単位認定

学則第 38 条、履修規程第 14 条及び「大阪音楽大学入学時単位認定に関する規則」に基づき、1 年次入学者が本学入学前に他大学等において修得した科目の単位認定については、前在籍大学・短期大学等の成績証明書及びシラバス等を基に本学のカリキュラムと照らし、科目ごとに認定を行っている【資料 3-1-6】。ただし、単位認定は、学則第 31 条に定める授業科目区分ごとの卒業要件単位数を超えない範囲で、かつ総単位数が 30 単位を越えない範囲と定めている。3 年次編入学者については、前在籍大学・短期大学等での既修得単位に対し 62 単位の包括認定を行っている。何れの場合も単位認定については、大学運営会議及び教授会の審議を経て学長が決定する。

3. 進級判定、卒業及び修了判定

音楽学部の学生の進級については、進級判定予備会議における履修規程第 16 条に照らした審査結果に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。音楽学部の卒業判定及び音楽専攻科の修了判定については、修了・卒業判定予備会議において各学生の単位修得状況を卒業・修了要件に照合して精査した上で、教授会の議を経て学長が認定する（学則第 31 条及び第 41 条、音楽専攻科規則第 7 条及び第 10 条）。なお、音楽学部の進級及び卒業判定は、履修規程第 21 条に基づき後期末及び前期末に実施している。

学士（音楽）の学位の授与については、学則第 42 条及び学位規則において「学長は本学を卒業した者に対し、学位を授与する。」と定めている【資料 3-1-7】。

大学院音楽研究科の修了及び学位授与に関する事項は、大学院規則及び大学院学位規則に照らして大学院運営委員会の審議を経て学長が決定する【資料 3-1-8】。なお、同事項は教授会において報告される。

4. 単位互換（他の大学又は短期大学における学修の単位認定）

他の大学又は短期大学における学修の単位認定は、学則第 36 条及び履修規程第 15 条に基づき、本学が単位互換等に関する協定を締結した大学等において、本学が認める科目を履修する場合に限定される。実際には、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目の履修と、併設短期大学が「単位互換に関する協定書」に基づいて提供する科目の履修に限って単位を認定している。なお、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目を本学学生が受講した場合の成績評価は、当該加盟大学から本学に送付される 100 点法による素点に基づいて行われ、併設短期大学が提供する科目については、併設短期大学における成績評価をもって行われる。

【資料 3-1-4】 令和 3(2021)年度 教員便覧 44 ページ

【資料 3-1-5】 大阪音楽大学大学院音楽研究科「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」並びに「最終試験」における評価基準

【資料 3-1-6】 大阪音楽大学入学時単位認定に関する規則（8005）

（ ）内の数字は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 3-1-7】 大阪音楽大学音楽学部学位規則（8003）

【資料 3-1-8】 大阪音楽大学大学院学位規則（8102）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

我が国の多くの大学における成績評価については、「個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた」ところである（「学士課程教育の構築に向けて」26 ページ、平成 20 年 12 月 24 日、中央教育審議会）。本学もその傾向が強く、学則及び履修規程における成績評価の規程を受け、カリキュラム・ポリシーにおいて到達目標と成績評価との対応を示す表を掲げているが徹底できていない。成績評価の公平性を確保し、学生とステークホルダーへの責任を果たすべく、必要に応じて、より具体的な成績評価基準を策定するとともに、基準どおりに行われていることを組織的に確認する体制を整えていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第 1 条の 2 に規定する人材養成及び教育研究上の目的、音楽専攻科規則第 2 条に規定する教育研究上の目的、並びに大学院規則第 3 条に規定する人材養成及び教育研究上の目的を踏まえて、音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育課程のそれぞれにカリキュラム・ポリシーを定めている。これらのカリキュラム・ポリシーを含む三つのポリシーは、各教育課程の「学生便覧」に掲載され、本法人ホームページ上で公開されている。また、入学時のガイダンスにおいて、「建学の精神」とともに三つのポリシーについて周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

音楽学部、音楽専攻科、大学院の各カリキュラム・ポリシーについては、それぞれのディプロマ・ポリシーに定める知識・能力等の項目ごとに対応する形で、授業科目が構成され、学修目標が定められている。

特に、音楽学部では、各授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目と対応するかを示すため、科目ごとに「DP 番号」と「科目番号」を付し、これらをシラバスに明記している【資料 3-2-1】。また、学修の構造や体系の概要を把握しやすいように、カリキュラム・ポリシーにおいて「4 年間の履修の流れ」を簡略に図示している。

【資料 3-2-1】シラバス入力にあたっての留意事項

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. 音楽学部

本学は、表 3-2-1 に示したとおり、音楽学部には音楽学科を置き、履修上の区分として、作曲、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション、声楽、ピアノ（ピアノ、ピアノ演奏家特別、ピアノ指導者の 3 コース）、パイプオルガン、管楽器、打楽器、弦楽器（弦楽器、ヴァイオリン特別コースの 2 コース）、ギター・マンドリン、邦楽、ジャズ、ヴォーカルパフォーマンス、ポピュラーインストゥルメント、電子オルガンの 15 専攻を設けている。このうち、ヴォーカルパフォーマンス及びポピュラーインストゥルメントは、令和 3(2021)年度に新たに開設された専攻である。

ピアノ専攻の「ピアノ演奏家特別コース」及び弦楽器専攻における「ヴァイオリン演奏家特別コース」は、世界的に通用する演奏家の育成を目的とし、ピアノ専攻における「ピアノ指導者コース」は、ピアノの演奏能力と教育能力の向上を図り、指導者に求められる指導技術の修得を目的とする。ピアノ・コースの学生は、2 年生への進級時に実技審査を受けて合格すれば「ピアノ演奏家特別コース」に、3 年生の進級時に実技審査を受けて合

格すれば「ピアノ指導者コース」に、弦楽器コースの学生については、2年生への進級時に実技審査を受けて合格すれば「ヴァイオリン演奏家特別コース」に変更できる制度を設けている。

表 3-2-1 音楽学科における専攻・コースの区分

学科名	専攻名	コース
音楽学科	作曲、ミュージッククリエーション、 ミュージックコミュニケーション、声楽、 ピアノ・・・・・・・・・・・・・・・・	ピアノ・コース ピアノ演奏家特別コース ピアノ指導者コース
	パイプオルガン、管楽器、打楽器、 弦楽器・・・・・・・・・・・・・・・・	弦楽器コース ヴァイオリン演奏家特別コース
	邦楽、ギター・マンドリン、ジャズ、 ヴォーカルパフォーマンス、 ポピュラーインストゥルメント、電子オルガン	

各専攻はカリキュラム・ポリシーに定める「音楽に関する専門教育科目」及び「一般教育（導入教育及びキャリア教育を含む）、外国語、保健体育の各科目」の構成に基づき、カリキュラムを編成している。各授業科目は、学則第 34 条（単位算定基準）に基づき、その目的、内容、教育効果を考慮して、「講義」「演習」「実験、実習又は実技」「個人指導による音楽実技」（レッスン）の 4 つの授業方法から、いずれか 1 つ又は 2 以上の方法の併用によって実施され、1 単位あたり 45 時間の学修時間を基本とする。

1) 音楽に関する専門教育科目

音楽に関する専門教育科目は、「専門教育科目（必修）」と「専門教育科目（選択）」に区分され、卒業要件は表 3-1-2 に示したとおり 80 単位以上の修得である。

「専門教育科目（必修）」は、各専攻の専攻主科目（各専攻の中心科目である「個人指導による音楽実技」）を中心に、専攻ごとの専門性を強化するための科目と、音楽家にとって不可欠な基礎知識と能力を高めるための科目である「音楽基礎科目」から構成される。ただし、ミュージックコミュニケーション専攻の専攻主科目は「ミュージックコミュニケーション演習」の A I～B VI の 12 科目、ミュージッククリエーション専攻の専攻主科目は「ポピュラーソング・コンポジション」の基礎 A・B 及び応用 A・B、「マーケティング・サウンド・コンポジション」の基礎 A・B 及び応用 A・B、「フィルム・スコアリング」の基礎 A・B 及び応用 A・B の合計 12 科目を指す。

音楽基礎科目には、「音楽理論」「和声法」「ソルフェージュ」「副科鍵盤楽器」（又は「副科鍵盤楽器演習」）「副科声楽演習」「合唱」「西洋音楽史概説」「日本伝統音楽」「諸民族の音楽」が含まれ、各専攻において指定する科目を学士課程の前半に学ぶことを原則としている。

「専門教育科目（選択）」については、学生が各自の志向に基づき、あるいは卒業後の活動を視野に入れて、専攻に関連する科目に重心を置いて学ぶことも、専攻にこだわらず幅広い分野を学ぶこともできるよう多様な科目から構成される。「専門教育科目（選択）」

は、専攻別のカリキュラム表における「専門教育科目（選択）」（学生便覧 30～49 ページ）に「専門教育科目（共通）」（学生便覧 50・51 ページ）を加えたものである。

最終セメスターでは、専門分野の学修を総合する技能と表現力を養うため「卒業作品」、「卒業演奏」又は「卒業研究（論文）」を課している。声楽、ピアノ、管楽器、打楽器、弦楽器、ギター・マンドリン、邦楽の各専攻は「卒業演奏」を「ザ・カレッジ・オペラハウス」で公開することによって、また、ミュージッククリエーション専攻は「卒業作品」を「ミレニアムホール」で公開することによって、学習成果発表の機会としている。

2) 教養教育科目

一般教育科目・保健体育科目・外国語科目は、履修規程別表第 1 条において包括的に「教養教育科目」と定められ、学生便覧 52・53 ページのカリキュラム表に全ての教養教育科目が掲載されている。これらの科目は、カリキュラム・ポリシーにおける一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の各目的に基づいて構成され、基準 3-1-②（表 3-1-2）に示したとおり、一般教育科目 21 単位以上、保健体育科目 2 単位以上、外国語科目 8 単位以上の修得が卒業要件である。

3) シラバスの整備及び履修登録単位数の上限

本学は、単位制度の実質化の観点から、授業における学習時間及び授業外の学習時間を適正に保つため、全教員に対し各セメスターとも 15 回の授業の確実な実施と、シラバスにおける「各回の授業内容、各回の準備学習（所要時間）」及び「試験・レポート等のフィードバックの方法」への記入を求めている。なお、シラバスは全授業科目について作成しており、本法人ホームページ上で学内外に公開している。

また、単位制度の実質化と関連し、履修規程第 2 条第 2 項において、4 年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を 1 セメスター当たり原則 20.5 単位に定めている。ただし、表 3-2-2 に示すように、受講登録単位数の上限は、各学生の前年度の前・後期を合わせた GPA 又は当該年度前期の GPA よって 18.5～24.5 単位の間で変動し、学生の学修状況に応じて受講登録単位数の上限を設定している。

表 3-2-2 履修登録単位数の上限

前年度の通算 GPA 又は 当該年度前期の GPA	履修登録単位数の上限 (1 セメスター当たり)
3.5 以上	24.5 単位
3.0 以上	22.5 単位
1.5 以上 3.0 未満	20.5 単位
1.5 未満	18.5 単位
新入生（前年度 GPA なし）	20.5 単位

2. 音楽専攻科

音楽専攻科には、作曲・声楽・器楽の 3 専攻があり、このうち器楽専攻には、履修上の区分としてピアノ、パイプオルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、クラシックギター、邦楽、ジャズ、電子オルガンがある。各専攻の修了要件については、音楽専攻科規則第 7 条において「1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得すること」を定めている。

音楽専攻科は、カリキュラム・ポリシーに示される「確かな音楽的实践力と社会人能力をもって実社会において活躍・貢献できる音楽人の育成」を教育理念として、専攻主科目を中心にカリキュラムを編成している。特に、全専攻必修の「音楽実践演習」は、社会の音楽活動に直結する実践的性格をもつ科目であり、大阪府及び隣接府県にある公設ホールとの協力を得て、学生達が自主的に年間 2～3 回の学外演奏会「オータムコンサート」を企画・開催することを通じ、協調性・創造性・問題解決能力等の向上を図ることを目的とする【資料 3-2-2】。また、豊かな人間性と音楽に関する教養を高めるため、身体的動作と音楽的表現の関係や時代とともに変遷する宮廷の所作等について学習する「舞踏・音楽演習」を全専攻必修で開設している。なお、音楽専攻科は 1 年間の教育課程であり、精選された科目において深度のある教育を行うため通年制を採用している。

3. 大学院

本学は、大学院に音楽研究科修士課程を設置している。表 3-2-3 に示すとおり、音楽研究科には作曲・声楽・器楽の 3 専攻があり、それぞれの専攻に 1 つ又は 2 つの研究室が置かれている。

課程修了の認定については、大学院規則第 19 条第 1 項において「2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする」と規定され、課程修了の認定に必要な最低修得単位数については、大学院履修規程第 2 条において、表 3-2-3 の単位数が定められている。大学院規則第 19 条第 1 項における「修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査」については、「大阪音楽大学大学院音楽研究科修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文並びに最終試験に関する内規」第 3 条において、同じく表 3-2-3 に示すとおり専攻・研究室ごとに必要な修士作品・修士論文・修士演奏の区分が規定されている【資料 3-2-3】。

表 3-2-3 大学院の専攻・研究室、及び課程修了認定のための最低修得単位数等

専攻及び研究室		最低修得単位数	修士作品・修士論文・修士演奏の区分
作曲	作曲	36	修士作品及び修士作品に関する論文
	音楽学	38	修士論文
声楽	声楽	38	修士演奏及び修士演奏に関する論文
器楽	ピアノ	32	修士演奏及び修士演奏に関する論文
	管絃打	34	

大学院のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに示される「確かな技術と高度な専門的学識、並びにグローバルな視野をもつ音楽人の育成」を教育理念として編成され、かつ、表 3-2-3 に記された「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」による学位の取得を前提としている。

全専攻 1 年次の必修科目「修士リサイタル」は、平成 23(2011)年度に将来の作曲家・研究者・演奏家に必要な素養について実践を通して研究することを目的に開設され、各学生が 1 年次の学修成果を 30～40 分のプログラムを組んで発表することを特徴とする。「修士リサイタル」は、本学のミレニアムホールにおいて公開で実施され、大学院研究科長及

び各研究室主任によって成績評価が行われる。また、同リサイタルの各日程とも2人の学外審査員（音楽評論家等）が加わり、全日程終了後に講評会を開催して、学生が各自の作品・研究発表・演奏に対する批評を受ける場としている。

「修士リサイタル」における学修成果の発表は、修士作品、修士演奏及び修士論文に向けての重要な里程標として、学生の研究意識の向上につながっている。また、グローバルな視野を持つ音楽家を育成する観点から、芸術・文化等の各界で活躍する著名人を講師に招き、2年間必修の「芸術文化の諸相」を開設している。

【資料 3-2-2】 過去3年度のオータムコンサートのチラシ及びプログラム

【資料 3-2-3】 「大阪音楽大学大学院音楽研究科修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文並びに最終試験に関する内規」

3-2-④ 教養教育の実施

基準 3-2-③で述べたとおり、音楽学部の教養教育科目は、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目に区分され、学生の入学時から卒業時まで、専門教育科目と並行して履修する形でカリキュラムを編成している。

一般教育科目については、「自己のあり方と社会との関わりについて考えること、及び幅広い知識と思考法の吸収によって将来の基礎を形成する」ことをカリキュラム・ポリシーに掲げている。これに基づき、平成29(2017)年度まで、2 Semesterにわたる履修を標準としていた科目を、平成30(2018)年度1年次入学者から1 Semesterで完結する形に改め、新規に8科目を開設した。それらは、平成30(2018)年度から開設の「からだと健康美」「文化人類学入門」「データ分析」「現代アート論」「キャリアプラン」「メディア論入門」、及び令和元(2019)年度から開設の「日本文化論」「宗教文化論」である。特に「キャリアプラン」は、導入教育の「教養基礎セミナー」におけるキャリアデザイン講座の内容をさらに進展させたものであり、グループ討論を通じてコミュニケーションスキル及び主体性・協調性を養う中で、各自の長所・短所を知り、「生き方を構想する」ことを目標とする。

外国語科目については、英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語を開設している。科目名の末尾にあるAⅠ・BⅠ・AⅡ・BⅡ等の記号について、Aは文法とリーディングを主体とする授業内容を、Bはリスニングとスピーキングによるコミュニケーション能力の育成に重点を置いた授業内容を示し、Ⅰ・Ⅱ…はグレード（履修順序）を表す。

各外国語とも任意の1か国語（ミュージックコミュニケーション専攻では英語が指定される）を必修として8単位以上の修得を卒業要件としている。なお、英語では1年次科目（AⅠ・BⅠ・AⅡ・BⅡ）と2年次科目（AⅢ・BⅢ・AⅣ・BⅣ）を、ドイツ語とイタリア語では2年次科目（AⅢ・AⅣ）を習熟度別クラスとすることを原則としている。

外国語は必修科目以外にも選択科目として学ぶことができ、必修科目と同一の外国語又は異なる外国語を履修できる。必修外国語の修得後も同一外国語の履修を希望する学生のために、「アドバンス英語Ⅰ・Ⅱ」「応用外国語（独・仏・伊）Ⅰ・Ⅱ」、各外国語（英・独・仏・伊）の「コミュニケーションA・B」、必修外国語と異なる外国語の履修を希望する学生のために速習外国語（ドイツ語・フランス語・イタリア語）を開設している。

表 3-2-4 に、平成 30(2018)年度以降に開設された教養教育科目の概要を示す。

表 3-2-4 平成 30(2018)年度以降に開設された教養教育科目の概要

科目名	開設年度	内容
からだと健康美	平成 30 (2018)年度	健康に対する基礎知識の向上を目指すとともに、セルフ・ケアの理解を通じて充実した学生生活を送るために必要な知識、及び生活習慣病予防の食生活、正しいダイエット法、ストレスに打ち勝つ心のケア、運動面など様々な視点から「こころ」と「からだ」のバランスを整えることについて学ぶ。
文化人類学入門	平成 30 (2018)年度	文化人類学における異文化理解の姿勢や視点に基づいて東アジアの文化を捉え、ヨーロッパを含む異文化と向き合う柔軟な視点と思考力を育む。
データ分析	平成 30 (2018)年度	高校までの数学を用いて、統計学の基本的な考え方とデータ分析法を理解し、実際のデータを解釈する。
現代アート論	平成 30 (2018)年度	現代アートの動向から、表現の多様性を学ぶと同時に、自らの表現行為について考える。
キャリアプラン	平成 30 (2018)年度	自己の将来の姿をイメージし、生き方やキャリア形成について考える力を育成する。また、良好な人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルや、積極的なグループ討議を通じて論理性、主体性、協調性を身につける。2 年次を基準履修年次とするため、令和元(2019)年度から開講している。
メディア論入門	平成 30 (2018)年度	メディアの歴史を踏まえ、現在の様々なメディアと社会との関係を学ぶ。
日本文化論	令和元 (2019)年度	日本文化における形象世界の形成論（モルフォポイエシス＝かたちによる世界の形成のあり方を考える）を中心に、日本文化の歴史性、芸術性と思想性、その現代意義を考察する。
宗教文化論	令和元 (2019)年度	ヨーロッパ・キリスト教の図像世界の基本形の考察と、その他の世界の宗教図像との比較を通して神々のシンボリズムを探索する
アドバンス英語 I・II	平成 30 (2018)年度	英語の各種資格試験や本学大学院入学選抜の英語問題を分析しながら、I では、各種試験の内容や形式に対応できる読解力や文法力を習得する。II では、リーディング力に加えて、テキストにおける重要表現を用いた「書く」「話す」によるアウトプット活動を取り入れ、英語の総合的な力を身につける。3 年次を基準履修年次とするため、令和 2(2020)年度からの開講予定であったが、平成 29(2017)年度以前の入学者の英語応用力の強化のため、応用外国語（英）AI・BI の科目名で当該科目の授業内容を先行して実施した。
速習外国語（ドイツ語）I・II	平成 30 (2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、令和元(2019)年度から開講している。
速習外国語（フランス語）I・II	平成 30 (2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、令和元(2019)年度から開講している。
速習外国語（イタリア語）I・II	平成 30 (2018)年度	初級文法を中心に、基本的な文法事項と会話を学習する。2 年次を基準履修年次とするため、令和元(2019)年度から開講している。

保健体育科目については「体育 A・B」を開設している。両科目とも心身の基礎能力の育成と体力の向上、健康の保持増進について、学生自らが積極的に取り組む姿勢の育成を目的とし、身体活動を通じた「健康づくり」に留意した授業を実施している。

教養教育科目については、併設短期大学と合同で開催する教養教育検討委員会において、主に複数の教員が担当する科目である「文化とオペラ」及び「教養基礎セミナー」の授業内容の精査・検討が行われている。また、部会（併設短期大学の教員を含め、教員の専門分野別に構成される会議体）の枠組みを超えて意見交換を行い、教養教育における学科系教員と実技系教員の連携を図るため、一般教育部会及び外国語部会の教員に加え、実技系教員も委員として参画している。【資料 3-2-4】。

【資料 3-2-4】 令和 2(2020)年度教養教育検討委員会議事録

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教授法における大きな特色は、専攻主科目を中心に学生と教員のコミュニケーションを重視した「個人指導による音楽実技」の授業及び少人数による演習授業を数多く取り入れていること、さらに「定期演奏会」「吹奏楽演奏会」「作品発表会」「ザ・ストリング・コンサート」「合唱発表会」「大学院定期演奏会」等、多くの催しを通じて学修成果を学内外において発表し、大学における学びと社会との関わりについて学生に自覚を促していることにある。

教授方法の工夫・開発の一環として、専門教育科目以外の講義・演習科目についても、学生の授業への積極的な参加を促す教授法を取り入れることを推進しており、一般教育科目の「キャリアプラン」「クリティカル・シンキング」「日本語ライティング」等は、学生の認知的・社会的能力及び実践的知識の向上を目的にアクティブ・ラーニングを主体とする授業を実施している。

また、次に示すとおり、履修開始グレードの選択及び習熟度別のクラス編成、「教養基礎セミナー」及び「音楽基礎セミナー」における PBL(Problem Based Learning)の導入、教員による授業見学の実施、授業評価アンケートの集計結果に基づく授業改善計画書の作成を通じて、授業内容の質的向上を図っている。

1. 履修開始グレードの選択及び習熟度別のクラス編成

音楽基礎科目の「ソルフェージュ」については、様々な段階にある学生の知識・能力を適切に伸張させるため、学生自身が履修開始グレードを選択できるようにしている（大学履修規程別表第 3 条「専攻共通科目」ソルフェージュ）【資料 3-1-1 参照】。外国語科目（英語 A I～IV、ドイツ語 A III・IV、イタリア語 A III・IV）及び「音楽基礎科目」のうち「音楽理論 III・IV」については、習熟度に応じた適切な指導を行うため、習熟度別のクラスを編成している。また、「和声法」と「楽曲研究」については、専門実技との関連性に配慮した授業内容とするため、専攻別のクラス編成を原則としている。

2. 教養基礎セミナー

「教養基礎セミナー」は、大学での学びへの導入科目（初年次必修）であり、学生間の出会いや交流を図るため、専攻を横断した 25 人程度のクラスが編成され、クラスごとに担当教員が配置される。授業内容には学長特別講義、OCM-OPAC(Osaka College of Music Online Public Access Catalog)の検索方法の説明、キャリアデザイン講座、日本語ライティング、図書館案内、楽器資料館探訪等が含まれ、各回の内容に応じてクラス担当教員、若しくはクラス担当以外の教員による授業、又は授業補助者（職員）による説明が行われる。いずれの場合も、クラス担当教員は常に出席して授業の実施に責任を持ち、他の教職員をサポートして授業の効率を高めている【資料 3-2-5】。

同科目の授業内容は、毎年度、教養教育検討委員会で精査・検討している。これに伴い、令和元(2019)年度から、教室内における職員の説明に代えて、将来のキャリア形成につながる行動力や思考法の基礎を学ぶことを目的に、学生からの質問を受けて職員等が回答す

る形態に改めた。これは、学生が数人のグループに分かれ、学生支援センター、図書館、キャリア支援センター、日本語ライティング支援室、教職支援室、「ヤマハミュージック大阪なんば店大阪音楽大学ショップ」、O号館・K号館事務室を訪問して担当者に質問し、それに対する回答をグループ内で取りまとめ、クラス全体に対しプレゼンテーションを行うものである。ただし、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い遠隔授業となったため、訪問を中止した。

3. 音楽基礎セミナー

「音楽基礎セミナー」は、平成24(2012)年度の音楽学科の開設に当たって、音楽大学における専門分野の学びの基礎となる幅広い音楽的教養を身に付けることを目的に開設され、全専攻の初年次必修科目である。音楽基礎セミナーは、複数クラスの合同授業と個別クラスの授業を組み合わせ実施される。合同授業では、楽譜の種類と歴史、日本における西洋音楽受容の経緯等を学ぶことに加えて、管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽・ジャズに関する各回の授業では、実際の演奏の聴取を重視した学習を行っている。個別クラスの授業では、グループディスカッションとプレゼンテーションを実施し、合同授業を通じて得た経験や知識を自分のものとして吸収することに焦点を当てている。この授業の実施に当たっては、音楽学部会が中心となり年度ごとに全担当教員による会合が持たれ、授業内容や実施方法が検討されている。

4. 教員相互の授業見学

平成27(2015)年度後期から、他の教員の教授法や教材に関する優れた取り組みを見出し、各自の授業に取り入れることを趣旨として、各セメスターの3週目から11週目までの間を原則として、教員相互の授業見学を実施している。授業見学の方法については、見学を希望する教員と見学を受け入れる教員との間を学務事務部門が仲介する仕組みを採っている。すなわち、見学を希望する教員が3日の候補日を記入した用紙を学務事務部門に提出し、見学を受け入れる教員がそのうちの1日を選び、同事務部門を介して見学を希望する教員に伝える。見学を行った教員は、終了後にコメント用紙の提出が求められ、それは学務事務部門を通じて授業担当教員に渡される【資料3-2-6】。

なお、平成30(2018)年度の授業見学の件数は、併設短期大学を含めて39件、令和元(2019)年度は36件であった。令和2(2020)年度については、遠隔授業が数多く実施されたことと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、授業見学を中止した。

5. 学生による授業評価アンケートと授業改善計画書

自己点検・評価統括委員会が中心となり、毎年度セメスターごとに紙媒体での「学生による授業評価アンケート」を原則的に全科目について実施している。アンケートの設問項目については、アンケートごとに同委員会が点検し、統計的な継続性を考慮した上で必要な追加・修正を行っている。同アンケートの実施時期は、おおよそ各セメスターの11～13週目であり、その集計結果は次のセメスターの開始時に各教員に返却される。

なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同アンケートを紙媒体から、本学のポータルシステムを利用したWebアンケートに変更した。

授業改善計画書については、全専任教員、全専任嘱託教員及び有志の兼任教員が年度ごとに作成し、教員各自が「学生による授業評価アンケート」の集計結果を精査し、学生からの意見や要望を受け止めることで、教授方法や授業運営方法の不断の改善が図られている【資料 3-2-7】。授業改善計画書の作成は、授業見学と同じく、FD 総括委員会の活動の一環として行われ、同計画書において記述が指定される項目のうち「前年度と同一科目を担当され実際に講じられた方策などによる成果について」は、別途、取りまとめて各教員に配布し、全学的な教育改善に資するものとしている。

音楽専攻科独自の教授方法の工夫については、前述の「音楽実践演習」における演奏会の受入先と学生との間の交渉・調整に関して、当該授業の担当教員に加えて、音楽専攻科運営委員会の委員（教員）が支援する体制をとっている。支援する教員は演奏会の受入先の担当者と代表学生との打ち合わせに同席して、重要な項目に遺漏がないかを確認するとともに、チラシ・プログラム等の印刷物、演奏会当日のホールにおける各学生の配置等について必要な助言や指導を行い、学生の主体的な音楽活動に関する実践力の育成を図っている。

大学院独自の教授方法の工夫については、大学院運営委員会が授業評価アンケートの集計結果を検討して授業改善に努めるとともに、前述の「修士リサイタル」を通じて、各学生の研究の進展状況を担当指導教員のみならず、大学院全体として把握できるようにしている。

【資料 3-2-5】 「教養基礎セミナー」 シラバス

【資料 3-2-6】 令和 3(2021)年度「教員相互の授業見学」「公開授業見学コメント用紙」

【資料 3-2-7】 令和 2(2020)年度授業改善計画書

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学的な教授方法の改善・工夫・開発を進めるべく、より多くの教職員を各地の FD 講習会等に派遣して研鑽を積ませるとともに、同委員会において一般教育・外国語・教職の授業科目を中心に、読解、思考、意見発表の能力を高める学生主体型の授業方法について、事例研究を基に議論を深める。

授業内容の改善等については、授業評価アンケートや学生の投票等による教員の表彰制度を設け、教育実績を積極的に評価することによって、教員全体の教育力の向上を図る。また、個人実技科目についても、効果的な教育方法を教員間で共有し、教育効果のさらなる向上を図るため、授業見学に個人実技科目を含める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、令和 2(2020)年度に音楽学部、音楽専攻科及び大学院のディプロマ・ポリシーにおける知識・能力等に係る項目を、各教育課程の学修成果として定めた【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。これを目標として、継続的な教育改善を行うため「大阪音楽大学アセスメント・ポリシー」（音楽専攻科を含む）及び「大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー」を制定し、教育の達成状況を総合的に評価する体制を整えた【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】。令和 2(2020)年度の各教育課程の取組として次のものが挙げられる。

1. 音楽学部

1) 学生満足度調査

音楽学部では、平成 27(2015)年度から 1 年次生と 4 年次生を対象に学生満足度調査を実施し、施設・設備・カリキュラム等の満足度や要望を把握している【資料 3-3-6】。アンケートの集計結果は学生生活委員会及び教授会において報告され、その後、自己点検・評価統括委員会における分析を経て、改善すべき点がある場合は、設問項目に応じ学生部長や教育部長に対し改善策検討が依頼される【資料 3-3-7】。

2) e ポートフォリオ

音楽学部の専攻主科目（主要なレッスン科目又は専攻ごとに教育主任が指定する科目）については、平成 31(2019)年 4 月入学者からポータルシステム上で e ポートフォリオの作成を求めている。学生は毎回のレッスン等の終了後に、学んだ内容を記録し、原則として Semester 末に当該学生及び担当教員が共に記録を確認することによって、学修状況の把握や目標設定に役立っている【資料 3-3-8】。

3) 科目・クラスごとの成績分布の把握

教学 IR 分科会(IR:Institutional Research)が作成した平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度の各授業科目・クラスごとの成績評価の分布に関し、それぞれ令和 2(2020)年度第 2 回及び第 5・第 6 回の FD 総括委員会で検討した。その結果、いくつかの授業科目について成績分布が高評価に偏っていること、また同一科目であってもクラスごとの成績評価傾向に明らかな差異のある事例が認められ、重要な指標である GPA に基づくディプロマ・ポリシーの達成状況の把握を困難にする恐れがあることが指摘された【資料 3-3-9】。

このため FD 総括委員会から各教育主任に対し、令和元(2019)年度の成績分布状況について部会での検証を取りまとめた文書の提出を求めた【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】。令和 3(2021)年第 1 回大学運営会議においてこの文書を検討し、各科目ともカリキュラム・ポリシーに定める成績評価基準に従った評価を行う必要のあることが再確認された【資料 3-3-12】。

4) ディプロマ・ポリシーに基づくレーダーチャートの作成

令和 2(2020)年度から教学 IR デスクが中心となり、音楽学部卒業者のうち GPA 上位・中位・下位の 3 つのグループからそれぞれ 10 人を抽出し、ディプロマ・ポリシーに基づくレーダーチャートを作成することとした【資料 3-3-13】。このレーダーチャートの各指標は、ディプロマ・ポリシーにおける「主に音楽の分野に関わる知識・能力等」の 4 項目と「主に社会人としての資質に関わる能力・知識等」の 3 項目の併せて 7 項目の授業科目

区分ごとの GPA である。

令和 2(2020)年度第 11 回大学運営会議において、このレーダーチャートを検討した結果、総じて「①専攻の特性に応じた専門の知識、技能、表現性」の指標が他の指標よりも高い傾向にあること、成績が下位になるほど「②音楽の総合的な基礎能力と基礎知識」「⑥英語の実践的な運用能力又は他の外国語の基礎的な運用能力等」に加え「⑤他者と協調・協働でき、社会と積極的に関わって行くための基本的な力等」の低下が目立つこと、また、上記①の指標が 3.50 以上の場合はそれ以外の指標も高くなる傾向にあること、さらに①以外の指標が比較的高い場合は、①も連動して 3.0 以上となることなどが明らかになった。

「音楽理論」と「ソルフェージュ」科目及び外国語科目に関し、複数分野の科目の修得に問題を抱える学生が少なくないことは、これまでも指摘されてきた。今後はこの結果を踏まえ、学習支援において複数科目にわたる支援の必要性を見極めること、また英語以外の外国語についても順次、学習支援の拡大を図ることとした【資料 3-3-12】。

5) GPA の分布に基づく評価

通算 GPA による成績分布は、厳密な評価を通じて左右対称な曲線（正規分布）に近づくと考えられる。音楽学部の場合、2・3 年次への進級時において成績評価「優」の多さが目立つが、卒業時及び 4 年次への進級時においては正規分布に近い状況を示しており、マクロ的視点からは特段の問題は見当たらないことが令和 2(2020)年度第 9 回教学 IR 分科会において確認された【資料 3-3-14】【資料 3-3-15】。

6) 教育実習成績評価票

音楽学部の令和 2(2020)年度卒業生における中学校・高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得率は 40.1%（高等学校教諭一種免許状のみの取得者を含む）であり、年度によって多少の変動はあるが、ほぼこの水準で推移している。教育実習には、教科に関する専門的な知識・能力に加えて、社会性や対人関係能力、使命感など、教師として、そして社会人としての資質や心構えが求められる。このため、本学は、教育実習の受入れ校から本学に送付される教育実習成績評価票を、ディプロマ・ポリシーの達成度を測る上で重要な指標の一つと受け止めている。

教職部会では同評価票を整理して問題点を検討し、その結果を踏まえて、ピアノの弾き歌い試験の厳格化、弾き歌いの補習授業におけるクラス数の拡大、「音楽科指導法」の授業におけるアクティブ・ラーニングの強化等に取り組んでいる。また、平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の教育実習における同評価票は、自己点検・評価統括委員会においても検討され、教職部会及び教職課程委員会の取組が成果を挙げていることが確認された【資料 3-3-16】。

7) 就職状況に基づく評価

キャリア支援センターは、年度ごとの就職・進学状況を把握し、集計結果をキャリア支援センター運営会議で検討している。その結果は教授会で報告された後、「卒業生の進路実績」及び「主な就職先」として本法人ホームページで公表される。これらのデータは大学運営会議においても、他の音楽大学・音楽学部の状況と比較・検討される。【資料 3-3-17】。

音楽学部卒業者のうち、就職希望者に対する就職（内定）者の割合は、平成 29(2017)

～令和元(2019)年度の平均で 92.2%であり、令和元(2019)年単年度では 90.3%である。また、年々企業などへの就職者が増加し、令和元(2019)年度では就職者の 45.5%を占めている。このため、ディプロマ・ポリシーに定める「主に社会人としての資質に関わる能力・知識等」の強化と、令和 3(2021)～令和 7(2025)年度の中期計画における就職決定率の目標値 95%の着実な達成について、今後、大学運営会議及びキャリア支援センター会議において検討していく【資料 3-3-18】。

2. 音楽専攻科

音楽専攻科は、1年間の課程で入学定員が 20 人であることから、修了時における全員の成績と授業の出席状況を大学専攻科運営委員会において点検した。これに加えて、音楽専攻科の学生全員の必修科目「音楽実践演習」における学外コンサート〔令和 2(2020)年度は 2 回実施〕の入場者アンケート及び修了時アンケートの集計結果を含める形で、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価した。この結果、令和 2(2020)年度修了生について特段の問題は指摘されなかった。ただし、過年度において授業時間外の学修時間が不足する科目や出席状況に問題のある科目があり、引き続き入学時のガイダンス等において注意喚起を行うこととした【資料 3-3-19】。

3. 大学院

大学院においては、令和 2(2020)年度の修了予定者全員について、次の 7 項目に関する調査を実施し、その結果を令和 2(2020)年度第 11 回及び令和 3(2021)年度第 1 回の大学院運営委員会において検討した。

- (1) 修士作品、修士作品に関する論文、修士論文、修士演奏、修士演奏に関する論文及び最終試験の評価
- (2) 修士リサイタルの評価
- (3) GPA、成績分布、単位修得状況
- (4) 学生による授業評価アンケート
- (5) 学籍異動者数/異動率（休学・復学・退学・除籍）
- (6) 修了時アンケート
- (7) 修了後の進路（進学/留学者数、教員採用状況、就職/進路状況、就職率）

上記(6)の修了時アンケートについては、現行のカリキュラムに加えて、修士作品・演奏、修士論文等の指導状況とディプロマ・ポリシーの達成度に関する学生側の見解を求める設問に重点を置いた調査【資料 3-3-20】とした。このアンケートによって英語の実践的な運用能力に関する問題点が、成績分布と学生の意識の両面から明らかになった。また「修士作品に関する論文」及び「修士演奏に関する論文」について、学生の実質的な着手時期が 2 年次後期になることから、指導面において十分な成果が挙がっていないこと、さらに大学院の教養科目である「芸術文化の諸相」における学生の出席状況は改善したが、同科目における授業時間外の学習時間の確保が不十分であることが判明した。

これを受け、「修士演奏資料研究」については、個々の学生の論文テーマに基づき個別

対応的な要素を取り入れた授業運営が必要であり、「芸術文化の諸相」については、授業ごとの課題の提示及び成績評価方法の改善が必要との結論になり、研究科長から当該授業担当教員に申し入れを行うこととした【資料 3-3-21】。

- 【資料 3-3-1】 大阪音楽大学における学修成果
- 【資料 3-3-2】 大阪音楽大学音楽専攻科における学修成果
- 【資料 3-3-3】 大阪音楽大学大学院における学修成果
- 【資料 3-3-4】 大阪音楽大学アセスメント・ポリシー（音楽専攻科を含む）
- 【資料 3-3-5】 大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-6】 令和 2(2020)年度 学生満足度調査集計結果（大学 1・4 年次）
- 【資料 3-3-7】 学生部長及び教育部長に対する改善策の検討依頼
- 【資料 3-3-8】 eポートフォリオ（レッスンカルテ）
- 【資料 3-3-9】 令和 2(2020)年度 第 2、第 5、第 6 回 FD 総括委員会議事録
- 【資料 3-3-10】 令和元(2019)年度の各授業科目・クラスごとの成績評価の分布
- 【資料 3-3-11】 令和元(2019)年度 大学・短大 成績分布状況の検証結果（部会別）
- 【資料 3-3-12】 令和 3(2021)年度 第 1 回大学運営会議 議事録
- 【資料 3-3-13】 学修成果の状況を示すレーダーチャート
- 【資料 3-3-14】 令和 3(2021)年度 音楽学部 2・3・4 年次進級者及び令和 2(2020)年度卒業者の GPA 分布
- 【資料 3-3-15】 令和 2(2020)年度第 9 回教学 IR 分科会議事録
- 【資料 3-3-16】 教育実習成績評価票に関する検討結果〔令和 2(2020)年度第 11 回自己点検・評価統括委員会議事録及び関連資料〕
- 【資料 3-3-17】 平成 29(2017)～令和元(2019)年度 卒業者の就職状況〔令和 2(2020)年度第 11 回大学運営会議資料〕
- 【資料 3-3-18】 令和 3(2021)～令和 7(2025)年度 中期計画 15 ページ「キャリア支援に関する目標」
- 【資料 3-3-19】 令和 2(2020)年第 8 回並びに令和 3(2021)年度第 1 回及び第 2 回大学専攻科運営委員会議事録
- 【資料 3-3-20】 令和 2(2020)年大学院修了時アンケート調査集計結果
- 【資料 3-3-21】 令和 2(2020)年度 第 11 回並びに令和 3(2021)年度第 1 回及び第 2 回大学院運営委員会議事録

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、これまで入学年次及び卒業年次での学生満足度調査、成績分布、学生による授業評価アンケートにおける学修時間・学修行動等について、主に統計的・数量的な視点から把握してきた。このような全体像を捉えることに加えて、新たに EM(Enrollment Management)の考え方を取り入れ、入学者選抜時の面接記録や試験科目の評価、奨学金履歴、単位修得状況、GPA、授業科目の選択傾向、学修支援の状況、卒業後の進路等の情報を学生ごとに集約して分析し、ミクロ的な視点からの教育目標等の達成度向上を図る。

また、卒業時の質保証と在学時の教育及び学修の質の向上を不断に図るため、全在生

の学修成果を主にレーダーチャートを用いて可視化し、それを学生の自己評価と対比させることによって問題点の着実な把握に努める。

【基準3の自己評価】

基準 3-1 について、本学は音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科とも、それぞれの教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧及び本法人ホームページに掲載して周知を図っている。また、同ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業・修了の認定基準を定め、厳正に適用している。音楽学部の卒業と音楽専攻科の修了については、「卒業・修了判定予備会議」の議を経て、教授会において改めて審議し、また、大学院は「大学院運営委員会」において適正に審議した上で、学長が決定している。

基準 3-2 について、本学は音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科とも、それぞれの教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧及び本法人ホームページに掲載し、周知を図っている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性が確保され、それに基づいて体系的な教育課程が編成されている。

シラバスについては、各教育課程の全授業科目について整備されている。シラバスには各回の授業内容に加えて、準備学習とその所要時間が示され、また音楽学部では履修登録単位数の上限設定が行われており、単位制度の実質を保つ工夫がなされている。

教養教育は適切に実施している。特に、一般教育科目に関しては、カリキュラム・ポリシーにおける「自己のあり方と社会との関わりについて考えること、及び幅広い知識と思考法の吸収によって将来の基礎を形成することを重視する」との趣旨に基づいて新規科目を開設し、授業内容の充実を図っている。

授業方法の工夫・開発については、FD 総括委員会の決議による教員相互の授業見学の実施及び授業改善計画書の作成を通じて、また、各部会や教養教育検討委員会における授業内容や教授方法に関する議論を通じて組織的に行われている。

基準 3-3 について、本学は各教育課程のディプロマ・ポリシーにおける知識・能力等に係る項目を学修成果として定め、これを目標として継続的な教育改善を行うため、大学（音楽学部及び音楽専攻科）及び大学院にそれぞれアセスメント・ポリシーを制定している。各教育課程ともアセスメント・ポリシーに定める多様な尺度、指標、測定方法に基づいて、学修成果の点検・評価が行われ、その結果は各教育課程の運営会議体での検討を通じて、必要な改善に結び付いている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学は、学則第 48 条において「学長は校務を掌り所属職員を統督する」と定め、最終責任者としての職務と権限が学長にあることを明確にしている。学長の教学上の職務全般を補佐するため、学則第 49 条に基づき副学長を置き、「大阪音楽大学副学長規程」によってその職務内容を規定している【資料 4-1-1】。

学長のリーダーシップに基づく教学マネジメントを推進するとともに、学長の意思決定をサポートするため、令和元(2019)年 6 月に学長を議長とする学長室会議が設置された【資料 4-1-2】。この会議は、定例会議として併設短期大学の同会議と合同で隔月に開催されるほか、構成員からの要請によって重要な案件ごとにも開催され、本学の使命・目的に沿った業務が機動的かつ迅速に遂行されている。同会議は、学長、副学長、教育部長、学務事務部門長（事務局次長兼務）及び学務事務部門長が指名する職員から構成され、それぞれが学内の主要会議体の議長や委員長又は構成員であることから、各会議体間の連携が円滑に行われ、学長を中心とする適切な大学運営につながっている。

【資料 4-1-1】大阪音楽大学 副学長規程（1705）

（ ）内の数字等は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 4-1-2】大阪音楽大学 学長室会議規程（3019）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため必要な組織については、「学校法人大阪音楽大学 会議体の役割・構成員等に関する要綱」において、各会議体の役割、構成員、根拠規程、責任者、所管部署等が示されている。これに基づき会議体ごとの役割と責任の明確化及び責任者の権限の適切な分散化に基づく教学マネジメントが構築されている【資料 4-1-3】。

各会議体の議事内容は、所管部署によって議事録にまとめられ、学内 LAN 上に掲載される。議事録は、必要に応じて学長・副学長・事務局長等が確認し、組織運営が適正に行われているか否かを点検できるようにしている。

教授会については、学長が招集し、学則第 54 条に定める事項について審議することが教授会運営規程に定められている【資料 4-1-4】。学則同条は、学生の入学、卒業及び

課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり意見を述べること、また、学則の制定及び改廃、自己点検・評価、学生生活及び勉学環境の整備等に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができると規定している。教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、学長裁定文書として教授会での報告後、規程集に収録され学内に周知されている【資料 4-1-5】。

名誉教授や客員教員の称号授与、学長選挙等の定められた事項や併設短期大学と共有すべき事項については、合同教授会において議論され、その審議結果は教授会と同様に学長の承認によって決定される。

【資料 4-1-3】 学校法人大阪音楽大学 会議体の役割・構成員等に関する要綱 (A002)

【資料 4-1-4】 大阪音楽大学 教授会運営規程 (3001)

【資料 4-1-5】 大阪音楽大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項 (8001-1)

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行については、「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」において、事務局の内部編成と運営に関する事項、職員の役割、業務の内容等が明確に定められている【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】。令和元 3(2021)年度の専任職員は 31 人、専任嘱託職員は 24 人、非常勤職員は 23 人であり、必要な人員が確保され、各事務部門への適切な配置が行われている。事務局の効率的で自主的な運営に必要な意思形成を行うため、事務局会議が定期的（原則的に月 2 回）に開催されており、令和 3(2021)年度における同会議の開催実績は 23 回であった【資料 4-1-9】。

教学マネジメントの運営については、教授会における審議や意見聴取を経て学長が決定した方針の下に、教育部長や学生部長等の教員役職者及び事務部門長を中心とする各事務部門が担っている。さらに、教員と事務職員の協働を推進するため、各会議体には、担当事務部門の部門長又は部門長が指名する職員が出席し、議論に参画している。これらの事実によって、情報の共有化と目標に向けた意識の統一が図られ、学長を中心とする機能的な教学運営体制が整えられている。

【資料 4-1-6】 学校法人大阪音楽大学 組織運営規程 (1001)

【資料 4-1-7】 学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程 (1301)

【資料 4-1-8】 学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌 (1302)

【資料 4-1-9】 学校法人大阪音楽大学 事務局会議運営規程 (3010)

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップによる教学マネジメントは機能しており、また円滑に遂行できる体制が整えられている。しかし、各部会（併設短期大学の教員を含め、教員の専門分野別に構成される会議体）に所属する兼任教員への学内の意思決定事項の伝達に関し問題が認

められる。特に、兼任教員が教育主任を務める一部の専攻を中心に、大学運営会議及び教授会における審議事項や連絡事項が所属の兼任教員全員に正確に伝わっていない状況や周知が徹底されていない状況が見受けられる。兼任教員の教育主任に対しては、議事内容に応じて大学運営会議への出席を求めることとしているが、実際にはほとんど出席を求めたことがなく、議事録の配付に留まっている。教学上の重要事項を教職員全員が正確に把握することは、教育目的の達成のために不可欠である。今後は学長のリーダーシップの下に全教職員が必要な情報を共有するため、学内コミュニケーションの促進に留意した会議体構成員のあり方を検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育目的及び教育課程に即した教員の採用については、「大阪音楽大学 専任教員採用選考基準」及び「大阪音楽大学 人事委員会規程」に基づいて行われ、公募を原則としている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。専任教員の採用候補者の選出に当たっては、採用を予定する専門分野の教員と同じ専門分野の全専任教員による「専門選考委員会」に人事委員会の委員が加わり選考を行う。専門選考委員会と人事委員会の委員は、定められた選考手続きに従って選出した採用候補者を人事委員会に具申し、それを受けて人事委員会は、教授会が理事会に推薦する採用候補者の原案を作成して教授会に具申する。その後、当該原案に関する教授会での審議を経て学長が承認し、それを理事会の議により理事長が採用を決定する。また、専任教員の昇任については、「大阪音楽大学 人事委員会規程」及び「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」に基づき、人事委員会において教授会が理事会に推薦する昇任候補者の原案を作成し、その後専任教員の採用と同様の手続きを経て当該教員の昇任を決定する【資料 4-2-3】。

教員配置については、「2021 年度専任教員配置」（併設短期大学を含む）に示すとおり、大学設置基準が定める専任教員数 27 人に対し、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の教員数は 30 人（うち教授 24 人）であり、必要な専任教員数が確保されている【資料 4-2-4】。

【資料 4-2-1】 大阪音楽大学 専任教員採用選考基準（6114）

【資料 4-2-2】 大阪音楽大学 人事委員会規程（3004）

【資料 4-2-3】 大阪音楽大学 専任教員昇格基準（6113）

【資料 4-2-4】 令和 3(2021)年度専任教員配置（併設短期大学を含む）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、併設短期大学と合同で組織される全学の「FD 総括委員会」及び各部会によって実施される。「FD 総括委員会」は、各部会の FD 活動を推進し、統括する組織であり、学長・副学長・学務事務部門長に加え、学長から任命された専任教員を委員とし、学長によって指名された者を委員長として構成される。

同委員会の審議事項は「大阪音楽大学 FD 総括委員会規程」【資料 4-2-5】第 2 条に定めるとおり、①FD 活動推進のための企画及び実施に関する事項、②FD 活動推進の報告作成に関する事項、③FD 推進デスクの運営に関する事項、④その他 FD 活動推進に関して委員会が必要とする事項である。

同委員会では、年度当初に活動計画が決定され、それに沿った活動が行われる。令和 2(2020)年度の活動計画は、「FD フォーラムの開催」「授業改善計画書」「授業見学とその実施方法の検討」「教学 IR*分科会との連携」「成績分布状況の把握」「アクティブ・ラーニングの研究」「FD 講習会への派遣」「FD 研修会の実施」であった【資料 4-2-6】。

(*Institutional Research)

各部会の年度ごとの FD 活動については、従来、当該教育主任に対し書式を定めずに活動報告書の提出を求めていたが、令和元(2019)年度から共通の書式に改め、毎年度初めに前年度の FD 活動の内容を記述して提出することとした。提出された FD 活動報告書は冊子に集成後、全教員に配布される。FD フォーラムでは、この冊子を基に各部会の FD 活動を全教員が共有し、各部会における FD 活動を一層推進することを目的に口頭発表と質疑応答が行われている。

教育内容・方法等の改善については、平成 25(2013)年度から専任教員及び専任嘱託教員に対し、前年度後期の「学生による授業評価アンケート」の結果を踏まえた「授業改善計画書」の提出を義務化しており、兼任教員についても提出を呼び掛けている。「授業改善計画書」は個々の教員が自らの授業を振り返り、教育活動の向上を促すための取組であるとともに、冊子にまとめて学生支援センター及び図書館に配備することで、学生へのフィードバックとしている【資料 3-2-7 参照】。

また、教育方法の改善につなげるために、平成 27(2015)年度から教員相互の授業見学を実施している【資料 3-2-6 参照】。実施件数は併設短期大学を含めて平成 30(2018)年度は 39 件、令和元(2019)年度は 36 件であった。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの授業が遠隔形態となったため、授業見学を実施しなかった。

FD 講習会への教員の派遣については、併設短期大学を含めて平成 30(2018)年度は 3 人、令和元(2019)年度は 2 人であった。令和 2(2020)年度は、オンラインによる講習会を 3 人が受講した。外部講師を招いて行われた平成 30(2018)年度以降の FD 研修会の概要は、表 4-2-1 のとおりである。

表 4-2-1 外部講師を招いて行われた FD 研修会

実施日	講師	テーマ
平成 30(2018)年 9 月 13 日	徳島大学教授 川野卓司	授業改善の視点と方法
平成 31(2019)年 2 月 27 日	山口学芸大学教授 岩中貴裕	学習意欲の向上に貢献する 授業設計と技法
令和元(2019)年 9 月 4 日	京都大学准教授 村田淳	障害のある学生の修学支援 を考える
令和 2(2020)年 2 月 7 日	京都大学准教授 村田淳	大学に求められる合理的配慮 の実践

【資料 4-2-5】「大阪音楽大学 FD 総括委員会規程」

【資料 4-2-6】令和 2(2020)年度活動計画〔令和 2(2020)年度第 2 回 FD 総括委員会議事録及び配付資料〕

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

各教育課程に必要な教員数は確保されているが、音楽学科の専攻によっては「個人指導による音楽実技」についても兼任教員に全面的に依存している現状がある。今後の専任教員の採用に当たっては、将来的な教員組織に対する構想を明確に設定し、均衡のとれた分野構成になるように努める。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、FD 総括委員会における年度ごとの活動計画を着実に遂行するとともに、「授業見学」を一層活性化させ、アクティブ・ラーニングを活用した指導のあり方と評価方法について議論を深める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人は、専任教職員及び専任嘱託教職員に対し、人事評価制度を導入している。特に専任職員及び専任嘱託職員については、能力評価によって各人の強みと弱みを把握し、期首・中間・期末面談を通じて能力向上を促している。また、専任職員には成果評価を実施しており、設定された目標達成に向けて各自が必要な知識やスキルを身につける努力と、問題意識を持って担当業務に取り組む姿勢を養っている【資料 4-3-1】。

専任職員間では、理事長が指示した重要案件について議論し、その結果を常任理事会に具申するプロジェクトチームがテーマごとに組織されている。同チームは中堅・若手職員を中心に構成され、テーマによっては専任教員も加わることがある。チーム内の議論を通じて経営感覚、問題解決力等を養うとともに、法人の意思決定に際して教職員の意見を反映できる場となっている。

職員の研修については、毎年 1 回、8 月末に全職員を対象とした研修会を行っている。

研修内容は、ハラスメント防止、著作権、性的マイノリティ、芸術鑑賞等の幅広い分野にわたり、総務事務部門人事担当が企画・実施を担当している。令和 2(2020)年度は、若手職員を対象とした接遇研修を実施した。また各種資格取得への支援も継続的に行っている【資料 4-3-2】。

【資料 4-3-1】 学校法人大阪音楽大学 専任事務職員人事評価規程

【資料 4-3-2】 職員研修実施一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は密度の高い研修にするために、役職別や年齢層別のように対象を限定した研修を実施する。将来の大学運営の中心となる人材を育成するために成果評価を重視する人事評価制度に適宜見直していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境については、学科系の部会（教養教育、外国語、教職）及び専門教育の一部の部会（作曲、ソルフェージュ、音楽学、ミュージッククリエーション、ミュージックコミュニケーション）に所属する専任教員及び専任嘱託教員には、インターネット接続コンセントのある研究室が、実技系の教員には原則的にグランドピアノが設置された研究室（レッスン室と兼用）が割り当てられている。また、部会によっては共同研究室や資料室を設けている場合がある。部会の資料室には授業や研究に必要な図書や聴覚資料等が所蔵され、専任教員だけでなく、兼任教員等も利用できるようにしている。

役職者を除く専任教員の責任基準コマ数は、半期につき 7 コマであり、所定労働時間には研究時間が含まれる【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】。

また、研究委員会が年間 11 回程度開催されており、同委員会の審議事項や分科会に関することは、研究委員会規程に定められている【資料 4-4-3】。

なお、大学宛に通知された政府関連の競争的研究資金及び民間団体の研究助成の公募案内については、研究支援の掲示板に掲示し周知している。

【資料 4-4-1】 給与に関する基準表のうち加給減給基準表（6503-9）

【資料 4-4-2】 学校法人大阪音楽大学 就業規則第 8 条（6001）

【資料 4-4-3】 大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 研究委員会規程（3013）

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立については、研究主事が教員に対する研修を実施している。平成30(2018)年4月に「研究助成規程」及び不適切なオーサーシップ等への留意事項を含む「研究助成規程細則」が改定施行されたことに合わせて、同年度第5回教授会において、「研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」の改定に関する説明が行われた【資料 4-4-4】。また、平成31(2019)年度第1回教授会の中で、「引用と転載」の資料をもとに、さらに令和2(2020)年度第5回教授会の中で、「研究活動における不正行為に関して」の資料をもとに研修を実施した【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】。

日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）への申請者にはeラーニングを受講することを義務付けている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改定）に基づいた内部監査を実施しており、これまでコンプライアンスに関する問題は発生していない【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】。

学生への研究倫理教育については、音楽学部1年次の必修科目である「教養基礎セミナー」の中で引用と盗用に関する講義を実施し、これを踏まえた上で小論文を作成させている。

大学院について、作曲専攻は「作曲研究 I~IV」又は「音楽学研究 I~IV」において、声楽専攻及び器楽専攻は「修士演奏資料研究 A~D」において、授業担当教員が折に触れて注意喚起を行っている。また、「大阪音楽大学大学院音楽研究科『修士作品及び修士作品に関する論文』『修士論文』『修士演奏及び修士演奏に関する論文』並びに『最終試験』における評価基準」において、盗用・剽窃等の研究の信頼性と公正性に反する行為が認められないことを基本評価項目に掲げ、これに反する場合は厳重な採点措置が行われる。なお、同評価基準は本法人ホームページに掲載し、学内外に公表している【資料 3-1-5 参照】。

本学は、研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為を防止する取組を学内外に周知するため、本法人ホームページ上に「研究費等の不正使用防止対策」のページを設け、通報等の受付窓口の明示とともに以下の規程を掲載している。

- ・ 大阪音楽大学における公的研究費の取扱いに関する行動規範【資料 4-4-9】
- ・ 大阪音楽大学における公的研究費に関する不正防止計画【資料 4-4-10】
- ・ 大阪音楽大学における研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程【資料 4-4-11】
- ・ 大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部における競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程【資料 4-4-12】

【資料 4-4-4】 ①平成30(2018)年度第5回教授会議事録

②大阪音楽大学 研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程 新旧対照表 (8327)

【資料 4-4-5】 平成31(2019)年度第1回教授会資料

【資料 4-4-6】 令和2(2020)年度第5回教授会資料

【資料 4-4-7】 大阪音楽大学における公的研究費に関する内部監査要項 (8406)

- 【資料 4-4-8】大阪音楽大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル（8407）
 【資料 4-4-9】大阪音楽大学における公的研究費の取扱いに関する行動規範（8403）
 【資料 4-4-10】大阪音楽大学における公的研究費に関する不正防止計画（8404）
 【資料 4-4-11】大阪音楽大学における研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程（8409）
 【資料 4-4-12】大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部における競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程（8462）

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究助成に関しては、研究助成規程において、個人研究、研究出張、学術研究、芸術研究、研究成果公開、海外研修、国内研修の種類が定められている【資料 4-4-13】。

本学では申請に基づいて助成が行われるため、特に学術研究や芸術研究についてはその目的と計画を明確にする必要がある。また、助成適用者は、本学の研究紀要等において研究成果を公表することが義務付けられている。

過去 3 年度の研究紀要への投稿数と掲載数を表 4-4-1 に示す。なお、平成 30(2018)年度における投稿数と掲載数との差異は、研究委員会における査読の結果、1 件が掲載不可となったことによる。

表 4-4-1 研究紀要の投稿数と掲載数（併設短期大学を含む）

年度		平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2 (2020)
掲載数	論文	1	3	0
	研究ノート	0	1	2
	報告	1	3	2
投稿数		3	7	4

過去 3 年度の研究助成の申請件数と助成金額を表 4-4-2 に示す。ただし、研究成果公開、海外研修の長期特別研修、国内研修に関しては、申請がなかったため、表から除外した。

表 4-4-2 研究助成の申請件数と助成金額（併設短期大学を含む）

研究助成／年度		平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
個人研究費	助成額 (円)	1,757,708	1,605,160	1,520,521
	申請人数 (人)	35	33	30
	申請件数 (件)	97	81	62
研究出張	助成額 (円)	1,264,702	1,168,380	245,390
	申請人数 (人)	13	16	3
	申請件数 (件)	50	51	8
学術研究	助成額 (円)	120,000	0	0
	申請件数 (件)	1	0	0
芸術研究	助成額 (円)	170,000	286,740	0
	申請件数 (件)	1	2	0
短期私費研修	助成額 (円)	301,150	133,580	0
	申請件数 (件)	2	1	0
助成対象者数 (人)		52	50	50

研究支援に関する事務は、外部資金の公募に関する案内、募集要項の掲示、関係する部会への資料配付等を含めて、全て学務事務部門研究支援が担当している。なお、本学はRA(Research Assistant)制度を設けていない。

平成 29(2017)年度以降に科研費の交付を受けた研究の概要を表 4-4-3 に示す。

表 4-4-3 科研費採択状況

状況	研究種目	課題番号	研究期間(年度)	研究者	研究課題名	備考
終了	基盤研究(C)	17K02303	2017～2020	井口淳子 (研究代表者)	A.ストロークの興業にみる音楽マネジメントの近代	
継続	基盤研究(C)	18K00153	2018～2020	西村 理 (研究代表者)	戦前の大阪におけるラジオ放送と音楽趣味の形成	2021 年度まで補助事業期間の延長承認
継続	基盤研究(B)	20H01302	2020～2022	井口淳子 (研究分担者)	上海フランス租界を結節点とする日仏中三か国の文化交流史	研究代表者は榎本泰子氏(中央大学教授)
新規	基盤研究(C)	21K02590	2021～2023	井口淳子 (研究代表者)	教員養成のための日本および諸民族の音楽史教育方法論の構築	

【資料 4-4-13】大阪音楽大学 研究助成規程 (8401)

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 29(2017)年 11 月に研究助成規程が改定され、平成 30(2018)年度から助成制度の仕組みが研究成果の公開を義務付ける形に変更された。これに伴い、学術研究については、助成を受けた当該年度又は次年度の研究紀要等への論文の投稿、芸術研究については、同様に研究ノート等の投稿が求められることとなった。

しかし、この改定は、研究成果を短期的視点から求めるものであり、中・長期的な視点から把握可能な分野の研究には対応していない。このことが学術研究における研究助成申請件数の減少を引き起こしている可能性があるため、令和 3(2021)年 3 月開催の研究委員会において、次年度から研究活動の活性化への議論を始めること、また、そのために教員へのアンケートを実施することが決定している。

【基準 4 の自己評価】

本学の教学マネジメントは適切に確立され、学長がリーダーシップを発揮する体制が整えられている。教授会及び各種委員会の位置付けや役割は明文化されており、権限は適切に分散され、責任の所在も明確である。職員の配置と役割については、「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(平成 26 年 2 月 12 日中央教育審議会大学分科会)において言及されている「高度専門職の採用」や「事務職員の高度化」に関する課題はあるが、ほぼ適切に機能している。

教員の配置・職能開発等については、設置基準上必要な専任教員と職位構成を確保し、また年齢構成に配慮した専任教員の採用を行う等、適切な教育が実施できる体制を整えている。教員の採用・昇任は「大阪音楽大学 専任教員採用選考基準」「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」等の規程に基づき適切に実施されている。

FD 活動については、各部会の FD 活動を毎年度報告書としてまとめ、それを FD フォーラムの場で発表することによって全教員が共有している。平成 25(2013)年度から開始

した専任教員〔平成 27(2015)年度からは有志の兼任教員も含む〕による「授業改善計画書」の作成など、組織的な FD 活動を展開している。

SD をはじめとする職員の資質・能力向上への取組みについては、職員の学内プロジェクトチームへの参画を通じて、企画力やコミュニケーション力が育成されている。また、新人研修として一定期間で複数の部署を経験させ、各部署が分担して新人の育成に携わる仕組みを設けている。

研究支援については、本学独自の助成制度を整えるとともに、研究倫理に関する規程を整備し、厳正に運用している。科研費の応募と採択は継続的になされ、学務事務部門研究支援の担当者が研究計画調書等の応募書類の点検と取りまとめを行っている。

今後も研究支援の充実を図り、学術研究についても活性化させる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人大阪音楽大学（以下「本法人」という。）は、大阪音楽大学、大阪音楽大学短期大学部、大阪音楽大学附属音楽幼稚園を設置している。本法人の目的は、「学校法人大阪音楽大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第4条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、音楽に関する教育を通じて有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている【資料 F-1】。それを踏まえ、本法人は教育基本法、学校教育法及び関連法規に基づき各学校を管理運営している。また、令和 2(2020)年度から施行された私立学校法改正に対しても適正に対応している。

組織倫理に関しては、組織とその職務権限を定める寄附行為をはじめとし、教職員の行動規範を定める「学校法人大阪音楽大学 就業規則」、その他「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」及びそれに基づく関連規程「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」、「学校法人大阪音楽大学 個人情報保護指針」、「学校法人大阪音楽大学 情報公開規程」等、各種規程を明確に定めることでその規程に従い誠実に事業を運営している【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。

本法人全体の倫理を確立するため、令和 2(2020)年度に「学校法人大阪音楽大学 監事監査規程」「学校法人大阪音楽大学 内部監査規程」を制定した【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】。

なお、寄附行為をはじめとする学内諸規程は、法令の改正や実態に応じて規程整備委員会において適切性を確認し、担当部門に対して必要に応じて改定の指示を行っている。

【資料 5-1-1】 学校法人大阪音楽大学 就業規則（6001）

（）内の数字等は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 5-1-2】 学校法人大阪音楽大学 組織運営規程（1001）

【資料 5-1-3】 学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程（1301）

【資料 5-1-4】 学校法人大阪音楽大学 個人情報保護指針（A003）

【資料 5-1-5】 学校法人大阪音楽大学 情報公開規程（4103）

【資料 5-1-6】 学校法人大阪音楽大学 監事監査規程（0104）

【資料 5-1-7】 学校法人大阪音楽大学 内部監査規程（4102）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、私立学校法に基づき寄附行為に規定した最高意思決定機関として「理事会」を、その諮問機関として「評議員会」を設置し、「監事」が理事の業務執行を監査してい

る。理事会の審議事項の事前調整によって意思決定の迅速化を図るとともに理事会から付託された日常業務を処理するために「常任理事会」を設置している。また、学長を補佐し、学長の適時適切な意思決定を推進するために教学執行部による「学長室会議」を設置している。本法人が設置する各校の運営上における重要事項及び全学的な教育研究目標や計画等の重要事項に関して、理事会と教学組織との意思疎通を図るために「執行部連絡協議会」を定期的に開催している。

本法人は、使命・目的実現のため、中期計画や単年度事業計画を策定している【資料F-6】。令和2(2020)年度に策定した中期計画では、令和3(2021)年度からの5ケ年計画として「財政基盤の安定化」を目標に掲げ、次の6つを基本戦略とし、それに基づき教学、人事、財務、施設等各分野における方針・目標を策定している。

- ・ 新たなる成長戦略による収入確保
- ・ 事業の抜本的見直しによる支出削減
- ・ 学修者本位の教育への転換
- ・ 次世代を担う人材育成
- ・ 財務体質の健全化
- ・ ガバナンス強化と社会に開かれた大学

また、同年度には適切なガバナンスを確保し、高い公共性を有する学校の運営主体として社会的責任を十分に果たすことができるよう「学校法人大阪音楽大学ガバナンス・コード」を策定しており使命・目的の実現に向けて継続的な努力を積み重ねている【資料5-1-8】。

【資料5-1-8】 学校法人大阪音楽大学（大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部）ガバナンス・コード

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の観点から日頃からゴミの分別・リサイクルに努めており、夏期はクールビズを基本として空調の適正温度の管理、温度交換高効率換気装置の稼働、照明機器のLED化、全館閉鎖日の設定、照明の消灯など、省エネルギーに積極的に取り組んでいる。設備更新時には高効率空調設備の導入や開口部の改修（二重サッシ）を行うことで第三者認定機関による建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価を受ける等、全学的に省エネルギー化に取り組んでいる。令和2(2020)年度前期には文部科学省が推進する学校施設の耐震化推進事業に合わせ、本学ホール「ザ・カレッジ・オペラハウス」の天井耐震工事を行った。

第1キャンパスには学生サロン「ぱうぜ」と中庭、第2キャンパスにはK号館の学生サロンと憩いの広場を設置して学生が集いやすい環境づくりを心掛けるとともに公共性の高い教育機関であることを鑑み、健康増進法の改正による「望まない受動喫煙防止」を図る目的で、令和2(2020)年度からキャンパス敷地内を全面禁煙とし、快適な教育・研究環境の確保に努めている。また、学校環境衛生基準に基づき各教室の空気環境測定も毎年行っている。

人権擁護の面では「学校法人大阪音楽大学 ハラスメント防止規程」においてセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを明確に定義し、人権委員会やハラスメント相談員の制度を設けることで教職員や学生からの人権に関する相談に幅広く応じている【資料2-4-12参照】。

安全面では、「学校法人大阪音楽大学 危機管理規程」を整備し、普段から危機管理委員会が災害、事故、犯罪、感染症等に関して対策を検討している【資料5-1-9】。具体的には災害用備蓄物の整備、AEDや防犯カメラの設置、消防署と連携した職員対象の消防訓練と救命講習の実施、学生対象の防災訓練の実施等であり、今回のコロナ禍においても同規程に規定する危機対策本部が感染防止対策の立案や緊急時の対応、各事業の取り扱い決定について主導的な役割を果たした。警備については外部委託の警備会社が常駐し校内の安全を保っている。

また、「学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程」を整備し、総務事務部門長、産業医、衛生管理者、教職員組合から推薦された教職員を構成員とする「衛生委員会」を毎月開催して、教職員の安全衛生について協議を積み重ねており、平成27(2015)年度には「学校法人大阪音楽大学 ストレスチェック制度の実施に関する規程」を定め、教職員のストレスの状況を分析し、職場環境の改善につなげるよう努めている【資料5-1-10】 【資料5-1-11】。

さらにSNS(Social Network Service)の利用に関する規程「学校法人大阪音楽大学 ソーシャルメディアの利用に係るガイドライン(教職員)」を定め、教職員に情報発信時の責任と自覚について注意を促している【資料5-1-12】。

【資料 5-1-9】 学校法人大阪音楽大学 危機管理規程 (1101)

【資料 5-1-10】 学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程 (6521)

【資料 5-1-11】 学校法人大阪音楽大学 ストレスチェック制度の実施に関する規程
(6525)

【資料 5-1-12】 学校法人大阪音楽大学 ソーシャルメディアの利用に係るガイドライン
(教職員) (A007)

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本法人は、経営の規律と誠実性を一層高めるため、関係法令の遵守や説明責任などの社会的責任を果たしつつ、使命・目的の実現に努める。令和 3(2021)年度からの中期計画達成に向けては、令和 3(2021)年 2 月 16 日に専任教職員を対象に、令和 3(2021)年 3 月 22 日に専任教員を対象に法人運営説明会を開催し、本法人を取り巻く経営環境及び経営目標を共通認識として高めるなど、全教職員が問題意識を持って諸施策を推進する体制を強化する。また、本学の学びの本質である実技指導を維持していく上で、教育環境の保全と安全管理の徹底は重要な経営項目として捉えている。とりわけ、コロナ禍においては理事長及び学長が感染防止対策の具体化において主導的な役割を担い、その結果が個人レッスンを含む授業や演奏会の実施に際して、各専攻の特性に応じたガイドラインを示すことにつながった。加えて、令和 3(2021)年度には、学生・教職員の希望者に民間検査機関の PCR 検査キットを配布、無料で受検できる環境を整えるなど、法人内における感染者の発生を

抑えるべく可能な限り方策を講じている。

なお、リスクマネジメントの重要性が増している現在、本法人では「常任理事会」及び「危機管理委員会」がそれぞれのLINEグループを形成し、情報を共有化することで、機動的に対応・意思決定が行える仕組みも構築している。引き続き、令和3(2021)年に策定した「学校法人大阪音楽大学ガバナンス・コード」をもとに、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たすとともに、学校法人の運営方針や姿勢を主体的に点検し、本学の健全な成長と発展につなげていく【資料5-1-8】。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の最高意思決定機関として理事会を定期的開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更等を審議、決裁している。理事の定数及び実数等は表5-2-1、令和元(2019)年度の開催状況は表5-2-2のとおりである。また毎年、理事会実務分担表を作成し、実務を分担することで責任の明確化を図るとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している【資料5-2-1】。理事会の下に置かれた常任理事会は原則毎月2回開催し、本法人の業務全般について速やかな判断を下すため、様々な案件について担当理事からの報告や提案に加え、場合によっては事務職員や教員役職者がこれらを補足することも可能とし、業務執行の迅速化と、常任理事会の機能の充実を図っている。

また、監事は、決算監査、業務監査を適切に行う一方で、理事会と評議員会に毎回出席することとしている。評議員会は学校法人に諮問機関として、寄附行為で諮問事項と定めている案件について毎回適切な意見具申を行っている。

この他、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するために、過年度から理事長任命によって教員・職員をその所属にかかわらず横断する「プロジェクトチーム」を課題ごとに編成しており、検討の成果が専攻の新設や統廃合などの改革につながっている。

これらのことから、本法人は使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整っていると判断できる。

表5-2-1 理事の定数及び実数、選任区分 定数10～15人 学長を除き任期4年

選任条項別定数及び実数			実数内訳(人)	
寄附行為 第8条区分(号)	定数 (人)	実数(人)		
1	1	1	常勤	6
2	2	2	非常勤	4
3	7～12	7	計(うち外部理事)	10(3)

表 5-2-2 令和元(2019)年度 理事会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			備考
	定員	現員(a)		実出席者数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	人 10~15	人 10	令和元年 5 月 30 日	人 10	100.0%	人	
		10	令和元年 10 月 31 日	10	100.0%		
		10	令和 2 年 1 月 20 日	10	100.0%		
		10	令和 2 年 3 月 23 日	5	50.0%	4	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中につき縮小開催

【資料 5-2-1】理事会実務分担表

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も常任理事会、理事会での意思決定を的確かつ迅速に行うために、資料のデジタル化等を含め、環境の整備を進める。また、社会の要請に即応した意思決定ができるよう、ステークホルダーとのつながりを深めるなど、理事会の機能を強化するとともに、常任理事の外部からの登用を継続し、理事及び評議員についても学外の学識経験者等の任用を促進し、多様な意見を取り込めるよう対応する。また、改正私立学校法の趣旨を念頭に、ガバナンス・コードの見直し等を含め、一層のガバナンス強化に努めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人では、最終的な意思決定機関である理事会の円滑な運営を図るため、常任理事会を原則毎月2回、「学校法人大阪音楽大学 常任理事会規程」に基づき開催している【資料 5-3-1】。理事長、副理事長、常任理事を構成員とし、教学や管理面での連携を適切に行うため学長、事務局長を加え、理事会に上程する審議、報告事項等についての検討や、理事会が決定した本法人業務の遂行、理事長の職務遂行の補佐を主な役割としている。

事務部門の管理職者を構成員とする事務局会議は原則月2回開催され、「学校法人大阪音楽大学 事務局会議運営規程」に基づき、常任理事会決定事項について各部門間の調整や情報共有を図るとともに、必要に応じて合意事項を常任理事会に上程し、本法人としての意志決定の円滑化を図っている【資料5-3-2】。

教学関連では、全専任教員を構成員とした教授会を定例として月1回、「大阪音楽大学 教授会運営規程」に基づき開催し、主に学長が掲げる事項について決定を行うにあたり意

見を述べる機関として機能している【資料5-3-3】。教授会には事務局長、事務部門長、関連部門の事務職員も出席し運営の支援体制をとっている。また、大学の教学運営の一部を専門的に協議するための大学運営会議を学長、副学長、各専攻や分野の教育主任、関係事務職員を招集し月1回開催している。さらに、教学に関わる重要事項の情報共有、及び懸案事項を検討するための学長室会議を「大阪音楽大学 学長室会議規程」に基づき、学長が関係事務職員を含む教学執行部メンバーを招集して隔月を目途に必要なに応じて適宜開催するなど、学長を中心とした教学運営の円滑化を図っている【資料5-3-4】。

理事長をはじめとする法人執行部、学長をはじめとする教学執行部、事務局長をはじめとする事務部門長等を構成員とした執行部連絡協議会を原則定例月1回設定し、法人運営と教学運営の円滑な意思疎通を図るための場を設けている【資料4-1-3参照】。

【資料5-3-1】学校法人大阪音楽大学 常任理事会規程（0102）

【資料5-3-2】学校法人大阪音楽大学 事務局会議運営規程（3010）

【資料5-3-3】大阪音楽大学 教授会運営規程（3001）

【資料5-3-4】大阪音楽大学 学長室会議規程（3019）

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の管理運営は、理事会が最高意思決定機関として業務を決定・実施しており、必要な事項を理事長が評議員会に諮問し、監事は監査人として業務及び財産状況の監査を行っている。各機関は相互にチェックする体制を整えて有効に作用しており、理事長がこのような内部統制の中でリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

評議員会は、寄附行為 第 19 条に定めており、法人職員 8～13 人、卒業生 5 人、学識経験者 8～13 人の合計 21～31 人で構成している。令和元(2019)年度評議員会への出席状況は表 5-3-1 のとおりであり、理事会からの諮問事項について活発な意見交換や協議を行っている。

表 5-3-1 令和元(2019)年度 評議員会開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			備考
	定員	現員(a)		実出席者数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	人 21～31	人 22	令和元年 5 月 31 日	人 19	86.4%	人 0	
		22	令和元年 10 月 29 日	19	86.4%	3	
		22	令和 2 年 1 月 20 日	17	77.3%	5	
		22	令和 2 年 3 月 23 日	3	13.6%	18	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中につき縮小開催

監事は、寄附行為 第 9 条に定めており、人数等は表 5-3-2 のとおりである【資料 F-1】。その職務は、第 10 条に法人の業務、財産状況を監査することとしその職責を果たすために「学校法人大阪音楽大学 監事監査規程」を制定している【資料 5-1-6】。また、監事は

理事会や評議員会に出席し、法人の業務、財産状況について意見を述べており、令和元(2019)年度における監事の理事会、評議員会への出席状況は表 5-3-3 のとおりである。また、監査法人による監査報告会にも出席する等適切に職務を遂行してチェック機能を果たしている。

表 5-3-2 監事の人数等

監事定数 2 人 (任期 4 年)	
常 勤	0 人
非 常 勤	2 人
計	2 人
うち 外部監事	2 人

表 5-3-3 令和元(2019)年度における監事の理事会、評議員会出席状況

	開催年月日	監事の出席状況 (2 人中)	備考
理事会	令和元年 5 月 30 日	2 人	
	令和元年 10 月 31 日	1 人	
	令和 2 年 1 月 20 日	2 人	
	令和 2 年 3 月 23 日	0 人	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中につき縮小開催

	開催年月日	監事の出席状況 (2 人中)	備考
評議員会	令和元年 5 月 31 日	2 人	
	令和元年 10 月 29 日	1 人	
	令和 2 年 1 月 20 日	2 人	
	令和 2 年 3 月 23 日	0 人	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中につき縮小開催

【資料 5-1-6】学校法人大阪音楽大学 監事監査規程 (0104)

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

理事長、学長が法人全体における理事会や教学組織、事務部門の役割や位置付けを改めて明確にした上で、それぞれが適切に連携を取りながら、意思決定に至る過程をより円滑なものとする。また、ガバナンス・コードに基づきそれぞれの取り組みを再検討し、本法人全体の健全な運営や適正化に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では中長期的な財政計画として「中長期財政試算」を定期的に作成している【資料 5-4-1】。この「中長期財政試算」は、過年度からの推移と将来 8 年間に亘る収入と支出を予測したもので、収支のバランスを確保するための人員計画、施設改修計画、経費削減計画等、理事会等の方針が反映されており、毎年度の事業計画や当初予算を作成する際の指標となっている。

【資料 5-4-1】中長期財政試算〔平成 28(2016)年度から令和 10(2028)年度まで〕

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の予算編成は、経常事業、新規事業、特別事業に区分される。このうち特別事業については、単年度もしくは数年度にわたる限定的な事業として、学生・教職員の安全性の確保及び教育研究に係る事項を優先項目としている。

担当する事務部門・事務室にて事業ごとに編成された経常事業の予算案について、財務担当理事と事務局長が前年度の実績と当年度の状況に係るヒアリングを実施し、次年度の予算枠を決定している。当該年度における新規事業と特別事業については、法人事業計画管理会議が内容をヒアリングし、原案を作成したうえ、常任理事会で予算枠の決定をしている。以上の決定に基づき、各事務部門・事務室が会計科目に基づいた予算案を作成し、経理室が集約、法人予算案を編成している。

平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの決算における当年度収支差額は、下表のとおりとなっており、平成 30(2018)年度以降、事業活動収支は支出超過の状態である。

◆2015～2020 年度 決算の状況(事業活動収支) (単位：千円)

年度	教育活動 収支差額	教育活動外 収支差額	経常収支差額	特別収支差額	基本金組入前収支差額	基本金組入額	当年度 収支差額
2020	▲457,679	87,680	▲369,999	13,361	▲356,638	0	▲356,638
2019	▲355,915	102,567	▲253,348	▲143,303	▲396,651	▲94,049	▲490,701
2018	▲302,166	136,792	▲165,374	▲381,907	▲547,282	▲98,512	▲645,794
2017	▲481,369	185,360	▲296,009	667,797	371,788	0	371,788
2016	▲161,353	120,715	▲40,638	160,738	120,100	▲61,483	58,617

本法人の校舎は昭和 40(1965)年代竣工が多く、老朽化する施設及び設備の改修が大きな要因といえる。平成 28(2016)年度に竣工した「100 周年記念館」建設計画で後回しになっていた老朽化対策や学生・教職員の安全確保のための改修工事等も本法人の責務と捉え、平成 29(2017)年度から改修工事を本格化させたことが大きな支出となった。これに加えて、大阪音楽大学では平成 22(2010)年度以降、入学定員を充足することができず、教育活動収支の支出超過が事業活動収支の支出超過の最大の原因となっている。

そのため、財務改革として人件費に係る各種手当の見直しや催し等の精査を行うと同時

に、入学者定員確保を目標とした「緊急3カ年アクション・プラン」(平成28(2016)年度～平成30(2018)年度)を掲げ、取り組んできた。その後、アクション・プランの一部は学長を委員長とする「将来構想実現検討・諮問委員会」(平成30(2018)年1月18日に設置)へと引き継がれることとなるが、最終答申の4項目は常任理事会の決議(平成30(2018)年11月29日)に至った。4項目とその達成状況は以下のとおりである。

- (1) 「ヴォーカルパフォーマンス専攻」「ポピュラーインストゥルメント専攻」の開設を検討する。

【達成状況】

令和3(2021)年度、「ヴォーカルパフォーマンス専攻」「ポピュラーインストゥルメント専攻」を開設した。

- (2) 令和2(2020)年度、ミュージックコミュニケーション専攻の3・4年次を「プロジェクト系」及び「舞台技術系」に分けたカリキュラムを構築し、1・2年次はカリキュラムを共有する(令和2(2020)年度時点の在籍学生に遡及する)。

【達成状況】

ミュージックコミュニケーション専攻令和2(2020)年度入学生を対象に3年次から「プロジェクトデザイン・クラス」又は「舞台マネジメント・クラス」のいずれかのクラスを選択可能にする。

- (3) 「音楽マネジメント」「音楽ビジネス」を包含した新専攻については、令和3(2021)年度開始を目途として継続して実現の可能性を模索する。

【達成状況】

令和4(2022)年度、「ミュージックビジネス専攻」の開設を決定した。

- (4) 副学長を中心に、新専攻がどのような成果を上げているかを常時検証できる仕組みを構築する。

【達成状況】

プロジェクトチームを編成し現在も検証を継続中である。

以上、「将来構想実現検討・諮問委員会」からの最終答申の4項目については全て完了し、一定の学生数を確保していることからその効果を確認している。しかしながら、収支バランスの均衡には至っておらず、令和2(2020)年度末に策定した中期計画においてさらに取り組むことになる。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本法人としては、総負債比率(総負債/総資産)、流動比率(流動資産/流動負債)、有形固定資産構成比率(有形固定資産/総資産)、前受金保有率(現金預金/前受金)などの経営指標に問題はなく、適切な財務運営を行っている【資料5-4-2】。しかしながら、学生数の確保と人件費比率の課題、施設設備の老朽化対策によって、厳しい財務運営が続くことを予測している。

このため、今後は志願者増による定員の確保と退学者を減らすための方策を講じることによって、学生生徒等納付金収入を安定的に確保することが最優先課題である。その課題

の解決に向けて、平成 28(2016)年度に開設した「ミュージッククリエイション専攻」と「ミュージックコミュニケーション専攻」は現在、安定した学生数を確保できるまでに至っている。また、これに続いて、ポピュラー音楽の実技指導をカリキュラムの中心とする「ヴォーカルパフォーマンス専攻」及び「ポピュラーインストゥルメント専攻」を令和 3(2021)年度に開設した。

一方、クラシック音楽の実技指導を中心とする専攻については志願者の減少傾向が継続していることから、この減少を補う目的で令和 4(2022)年度に「ミュージックビジネス専攻」の開設を予定している。過年度において「クラシック系」に偏重してきた収益体制を、今後は教育課程を「クラシック系」と「ポピュラー系・演習系」に区分することで収益構造の転換を図り、財務体質の強化を目指す。その意味で上記 3 専攻の開設は「ポピュラー系・演習系」の充実を見据えた措置であり、令和 4(2022)年度には「クラシック系」と「ポピュラー系・演習系」の 2 系統が一旦完成する予定である。その完成を見据えて施設設備の老朽化対策においても「クラシック系」と「ポピュラー系・演習系」が両立できる教育環境の整備を前提に改修や更新を進めていく。

外的環境に目を向けると、18 歳人口の減少や音楽分野における志願者の減少傾向、さらにはコロナ禍とその影響等、厳しさは一層増していることから、中期計画〔令和 3(2021)～令和 7(2025)年度〕では、とりわけ「財政基盤の安定化」に重点を置いた【資料 F-6-③参照】。この中で、経営基本戦略として①新たなる成長戦略による収入確保、②事業の抜本的見直しによる支出削減、③学修者本位の教育への転換、④次世代を担う人材育成、⑤財務体質の健全化、⑥ガバナンス強化と社会に開かれた大学の 6 つの戦略を掲げ、具体的な方策について検討を継続している。

【資料 5-4-2】経営指標

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人大阪音楽大学 経理規程」、「学校法人大阪音楽大学 経理規程 施行細則」及び「学校法人会計基準」に基づき適切に実施している【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】。法人事業計画管理会議が、経常事業、新規事業、特別事業からなる事業計画を基に、各事務部門・事務室等の統括責任者へのヒアリングを行い、その結果に基づいた予算案を作成し、常任理事会の審議を経て、評議員会に諮問し、理事会で決定している。

このように決定した各年度の予算に基づき、日々の会計処理は予算執行システムを利用して適切に行っている。予算の執行は、各事務部門・事務室等の統括責任者の承認を経た後、経理室長が確認の後、経理室の担当者が行っている。各事務部門・事務室が事業目的

ごとに予算を編成していることから、予算管理は徹底できていると判断する。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、監査法人による会計監査（外部監査）と監事による監査を行い、厳正に実施している。監事によって、理事会運営と事務部門の業務（財産（資産運用含む）の状況、計算書類、研究費に関する事等）を定期的に監査している。これらの結果は監査報告書にとりまとめられ、評議員会と理事会に報告されている。また、監査法人の公認会計士による外部監査は年間延べ 50 日間程度であり、財務関係のみならず法人全体のガバナンス等も対象としている。また、現時点では特定の事業に限定されるが、内部監査にも取り組んでいる。

理事長は監査法人から監査着手前に監査方針について説明を受けるとともに、理事長及び監事は、監査法人とディスカッションを行い、本法人が抱える経営上の様々な課題や会計処理上の問題等について幅広く意見交換を行っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も会計の適切な処理の実施を徹底し、公認会計士、監事との情報共有を密に行う。さらに、令和2(2020)年度末に「学校法人大阪音楽大学 内部監査規程」を制定した【資料 5-1-7参照】。今後は、これまでの監事による監査や監査法人による監査に加え、内部監査室が行う監査も実施することになる。

【資料 5-5-1】 学校法人大阪音楽大学 経理規程（5001）

【資料 5-5-2】 学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則（5001-1）

【基準 5 の自己評価】

本法人は、寄附行為を定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持した運営に努めている。また、理事会を中心とした意思決定の体制が整備されており、理事及び監事並びに評議員会は有機的に機能し、ガバナンスも適切である。さらに、学外理事を積極的に登用することで、本法人に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化を図っている。

課題解決においては理事会、教授会、事務機構という区分を越え、選出された人材でプロジェクトチームを適宜編成している。このことによって、相互チェック機能の強化、情報の共有化、コミュニケーションとガバナンス機能が有効に作用し、企画・立案された施策は、常任理事会等に諮られ、円滑に具現化する仕組みが整っている。

特に収容定員の充足は本法人の重要な課題であり、学長をリーダーとするプロジェクトチームを編成した結果、新専攻の開設、改組に至った。その成果として、当該専攻は安定した学生数を確保していることから理事会のリーダーシップが適切に発揮されていると判断できる。しかし、従来の「クラシック系」専攻において学生数が依然として減少傾向にあることから、令和 4(2022)年度にはさらに大学に新専攻を開設する予定である。「ポピュラー系・演習系」の専攻を拡充することで収容定員を維持しつつ、健全な財務基盤を確立できるよう様々な方策を講じている。

以上のとおり、基準 5 の全ての項目を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価活動は、平成 5(1993)年 5 月に併設短期大学と合同で「自己点検・評価委員会」を設置し、同委員会による検討を経て、平成 10(1998)年に学生及び教員の双方に向けた授業アンケートを全学（併設短期大学を含む）で実施したことに始まる。その後、同委員会における議論を踏まえて、平成 18(2006)年 3 月に「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」を制定し、さらに令和 2(2020)年 7 月に同規程を自己点検・評価の機動性・実効性を高める形に全面的に改めた【資料 6-1-1】。

本学及び併設短期大学の教育・研究に関する自己点検・評価は、併設短期大学と合同で設置する「自己点検・評価統括委員会」とその下に置かれた音楽学部・音楽専攻科・大学院及び併設短期大学の音楽科・専攻科の各自己点検・評価委員会（各教育課程の運営会議体が兼務）が中心となり実施する【資料 6-1-2】。

自己点検・評価統括委員会は、自己点検・評価の中核を担う組織として、各自己点検・評価委員会が行う点検・評価を推進する役割を果たしている。自己点検・評価の実施体制や評価の項目・内容・方法等の重要事項については、教授会での審議を通じて、全学的なコンセンサスを得ることとしている。

「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」第 7 条第 1 項に定めるとおり、自己点検・評価統括委員会の構成員には、学長（併設短期大学の学長及び担当理事を兼務）、本学及び併設短期大学の副学長、事務局長及び総務事務部門長等が含まれ、各会議体及び事務組織との連携のもとに、自己点検・評価の結果を速やかに改善・改革に反映できるようにしている。

なお、全学の内部質保証については、併設短期大学と合同で「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学の内部質保証に関する方針」を定めており、教育の質保証に関しては学長室会議が責任を負うこと、また本法人及び事務組織に関わる自己点検・評価は、それぞれ本法人及び事務局長が統括する事務局会議が実施し、かつ必要な改善等に関する責任を負うことが明示されている【資料 6-1-3】【資料 4-1-2 参照】。

【資料 6-1-1】 学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程（4101）

（ ）内の数字等は「規程集（学校法人大阪音楽大学）」の番号を示す。以下同様。

【資料 6-1-2】 自己点検・評価組織図

【資料 6-1-3】 大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学の内部質保証に関する方針（A009）

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

各教育課程の運営会議体は、令和 2(2020)年度に制定されたアセスメント・ポリシーに

基づき、系統的な学修成果に関する評価を開始したところである。今後も点検・評価活動に対する教職員の意識の向上に努め、着実な実施体制を整える。また、自己点検・評価の客観性を高めるべく、学外有識者からの専門的な意見・助言を取り入れた点検・評価のあり方を検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は 7 年間に 2 度、自己点検・評価に係る包括的な報告書を作成し、直近の平成 29(2017)年度版〔平成 30(2018)年 6 月発行〕を含め、これまでのものを全て本法人ホームページに掲載して社会に公表している。この報告書は、年度ごとに重点項目を定めて実施する点検・評価の集成であり、各事務部門が蓄積するデータを自己点検評価室と教学 IR デスクが分担して収集し、必要に応じ教学 IR 分科会が検討したものが活用される。平成 30(2018)～令和 2(2020)年度については、自己点検・評価統括委員会、FD(Faculty Development)総括委員会、大学運営会議が中心となり、「学生による授業評価アンケート」及び「学生満足度調査」の集計結果の分析と改善提案、自己点検評価書の指摘事項に関する改善状況の確認、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜結果の検証、GPA(Grade Point Average)及びGPCA(Grade Point Class Average)分布の分析等に取り組んできた。

令和 2(2020)年度に制定された「大阪音楽大学アセスメント・ポリシー」及び「大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー」によって、教育の達成状況について、年度によって異なる視点からの評価を単に重ね合わせるのではなく、計画的で総合的な視点から捉えることを可能にする体制が整えられた【資料 3-3-4 参照】【資料 3-3-5 参照】。令和 2(2020)年度は、このアセスメント・ポリシーに基づいて大学運営会議及び自己点検・評価統括委員会が点検・評価を実施した。その結果は教授会に報告され、教職員間における問題点の共有を図っている【資料 6-2-1】。なお、大学院においては、大学院運営委員会が同ポリシーに基づいて点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価統括委員会が検証した【資料 3-3-21 参照】【資料 6-2-2】。

本学の IR 活動は、平成 26(2014)年に「情報」の観点から、より能動的な PDCA サイクルの確立を目指すため、教育に関連する情報の収集・分析を目的とする IR 委員会が発足したことに始まる。令和元(2019)年 9 月には、同委員会の学内における位置づけを明確にする必要性から、「学校法人大阪音楽大学 IR 委員会規程」及び「大阪音楽大学 教学 IR 分科会規程」が制定され、その活動は「教学 IR 分科会」に引き継がれた【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。本学は学務事務部門内に IR デスクを設置し、学内の各事務部門が保有する各種データの収集・分析を行い、教学 IR 分科会に諮るべき内容を精査している。これまでに音楽学部の全科目における GPCA や学習支援のデータ分析、学生ごとの GPA の推移

等に関する調査等が行われ、自己点検・評価統括委員会、FD 総括委員会、大学運営会議等における自己点検・評価に関する議論の根拠資料として用いられている【資料 6-2-5】。

【資料 6-2-1】 令和 2(2020)年度第 11 回教授会議事録及び資料

【資料 6-2-2】 令和 2(2020)年度第 11 回大学院運営委員会配付資料

【資料 6-2-3】 学校法人大阪音楽大学 IR 委員会規程 (3017)

【資料 6-2-4】 大阪音楽大学 教学 IR 分科会規程 (3017-1)

【資料 6-2-5】 教学 IR 分科会議事録 [平成 30(2018)~令和 2(2020)年度]

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、これまで入学年次及び卒業年次での学生満足度調査、成績分布、学生による授業評価アンケートにおける学修時間・学修行動等について、主に統計的・数量的な視点から把握してきた。このような全体像を捉えることに加えて、新たに EM(Enrollment Management)の考え方を取り入れ、入学前の面談記録、入学者選抜における成績、奨学金履歴、単位修得状況、GPA、授業科目の選択傾向、学修支援の状況、卒業後の進路等の情報を学生ごとに集約して分析し、ミクロ的な視点からの教育目標等の達成度向上を図る。このため各事務部門と教学 IR デスクとの連携を強化するとともに、教学 IR 分科会の検討結果を大学全体が積極的に活用できる仕組みを構築していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学は三つのポリシーに基づく教育の質保証システムを確実に機能させるため、基準 6-2 で述べたとおり令和 2(2020)年度に「大阪音楽大学アセスメント・ポリシー」及び「大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー」を制定し、さらに基準 6-1 で示した「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」を定めて、PDCA サイクルによる施策の推進と評価を可能にする体制を整えている。

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの中期計画では、建学の精神、育成する人材像、教育目的の下に経営基本戦略を掲げ、教学・人事・財務・施設・入試・キャリア支援・広報・コンサートセンターに関する目標を定めている【資料 F-6-③】。また、各年度の予算と目標の設定については、中期計画達成に向けた単年度計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、当該年度の事業報告による目標進捗度の点検・評価(Check)、その結果の翌年度計画への反映(Action)によるものとしている。このように本学は、PDCA サイクルに基づく中期計画によって、教育及び業務の質的改善を図り、自律的な改革を推進する体制を整えている。

また、これまで自己点検・評価統括委員会において、平成 26(2014)年度自己点検・評

評価及び日本高等教育評価機構による評価報告書、平成 30(2018)年度自己評価報告書、並びに第 3 クールの認証評価における課題を洗い出し、学内の各種会議体において主に次の項目について改善に取り組んでいる。

1) 成績評価の厳密化

成績評価については、学則及び履修規程における規定を受け、カリキュラム・ポリシーにおいて到達目標と成績評価との対応表を定めている。しかし、科目・クラスによって「秀」評価が目立って多い場合や逆に著しく少ない場合が散見され、成績評価の公平性の確保に課題のあることが、教学 IR 委員会、FD 総括委員会及び自己点検・評価統括委員会において指摘された【資料 3-3-10 参照】。このため FD 総括委員会から各教育主任に対し、部会（併設短期大学の教員を含め、教員の専門分野別に構成される会議体）単位での「成績分布状況の検証結果」の提出を求めた【資料 3-3-11 参照】。令和 3(2021)年度第 1 回大学運営会議において、提出された検証結果に基づいて問題点が整理され、カリキュラム・ポリシーの同対応表を成績評価の根幹とすることが改めて確認された【資料 3-3-12 参照】。

2) 一貫した学生サポート体制構築への始動

平成 26(2014)年度自己点検評価書及び平成 30(2018)年 6 月発行の自己評価報告書において指摘された EM の考え方に基づく、入学から卒業までを一貫してサポートすることによる教育の質保証は、令和 3(2021)年度からの中期計画に反映され、学内インフラの整備に向けた調査・研究を行うことが決定された【資料 6-3-1】。

3) 奨学制度の充実

退学・休学における経済的理由の占める割合が大きいことは、以前から大学運営会議や教授会等で指摘されてきた。とりわけ遠隔地出身者については、学生寮や下宿等への経済的負担が大きくなることから、常任理事会において支援策を検討し、従来の特待生授業料減免制度に加えて、令和元(2019)年度から音楽学部 1 年次入学者のうち、遠隔地出身者（自宅から本学までの道のりが概ね 100km を超え、公共交通機関を用いた場合の通学時間が片道 2 時間以上を要する）の一部について給付することとした。この奨学金は「遠隔地出身者支援給付奨学金」と呼ばれ、限られた予算の中からの支出のため、総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者を対象とし、専門実技審査の成績上位者 10~20 人程度について年額 200,000 円（4 年間）を給付する制度である【資料 2-4-7 参照】。

4) 学習支援の拡大

本学は併設短期大学と合同で平成 29(2017)年 4 月から H 号館作曲資料室内に学習支援室を設置し、授業担当教員と連携しながら、主に音楽理論とソルフェージュの学習を支援する体制を整えた。その後、教学 IR 分科会において、「音楽理論」や「ソルフェージュ」に加え、外国語科目の単位修得に問題がある学生は、留年や退学となる事例が多いことが指摘され、大学運営会議及び教授会における議論の結果、令和 2(2020)年 4 月から、英語の学習支援を開始した【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】。

5) 一般選抜における英語リスニング課題及び入学前教育の充実

三つのポリシーに定める「英語の実践的な運用能力、又は他の外国語の基礎的な運用能力」の向上を図るため、令和 3(2021)年度一般選抜から英語科目にリスニング試験を導入した。また、従来音楽基礎科目に関する入学前教育に加え、同年度の総合型選抜及び学

校推薦型選抜における入学予定者から各自の習熟度に応じた英語の e ラーニングを義務づけた。複数の教員が分担して受講者の学習状況を把握し、学習が遅滞する者について電子メールで励ましのメッセージを送ることによって、およそ半数の受講者が各自の選択した習熟度別学習内容の 25%以上を達成することができた【資料 6-3-4】。

【資料 6-3-1】 令和 3(2021)～令和 7(2025)年度 中期計画 7 ページ

【資料 6-3-2】 令和元(2019)年度第 6 回大学運営会議 議事録

【資料 6-3-3】 令和元(2019)年度第 6 回教授会 議事録

【資料 6-3-4】 e ラーニングの学習履歴 [令和 3(2021)年 4 月 9 日時点、併設短期大学を含む]

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も三つのポリシーとアセスメント・ポリシーによる教育の質保証、及び中期計画に基づく PDCA サイクルを有効に機能させ、自律的で計画的な教育の改善と大学運営面の改革に注力していく。また、高等教育機関としての社会的責務を果たすため、「教学マネジメント指針」[令和 2(2020)年 1 月 22 日、中央教育審議会大学分科会]に基づいて本学の教育情報を精査し、必要に応じ適切な説明を添える形で情報の公開に努める。

【基準 6 の自己評価】

本学は、教育・研究水準を不断に向上させ、社会から期待される教育機関としての役割を着実に果たすため、学長を補佐し、かつ、学長の適時適切な意思決定を推進する組織として、令和元(2019)年度から学長室会議を設置した。同会議は、学長のほかに副学長、教育部長、学務事務部門長及び学務事務部門長が指名する職員が出席し、教育の理念・目標、教育の基本計画、教育の内部質保証に関する事項が審議される。学長室会議は、「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学の内部質保証に関する方針」において、教学に関する PDCA サイクルが適切に機能するよう管理・調整するとともに、教育の質保証に関する責任を負うことが定められている。

内部質保証のための自己点検・評価は、学則第 2 条及び大学院規則第 3 条の 2 に則り、使命・目的及び教育目的等を踏まえて自主的かつ自律的に実施している。これまでに 7 年間に 2 回作成されてきた自己点検・評価に係る包括的な報告書は、本法人ホームページに掲載され学内での共有と社会への公開が図られている。

IR については、学務事務部門内に教学 IR デスクを設置し、各事務部門及びシステム管理室と連携し、各種情報・データの収集及び分析が進められており、その結果は必要に応じ各種会議体や自己点検・評価統括委員会において活用されている。

内部質保証の機能性については、三つのポリシーを起点とするアセスメント・ポリシーによる検証が行われ、その結果を教育の改善・向上に反映する取組が行われている。

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの中期計画には、経営基盤の安定化策とともに自己点検・評価で指摘された改善・向上方策が組み入れられ、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。これらのことから、大学全体の内部質保証の機能性は整えられている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会等との連携及び社会貢献

A-1. 地域社会等との連携

A-1-① 行政、地域社会との連携

A-1-② 大学間連携と高大連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 行政、地域社会との連携

本学は併設短期大学とともに地域に開かれた大学を目指し、平成 23(2011)年度から連携支援センターが中心となり、地域社会との協力関係を一層深めている。特に本学所在地の自治体である豊中市とは、平成 23(2011)年 12 月に包括協定を締結し、緊密な協力関係のもと、学生及び教職員が地域社会に向けた積極的な活動を展開している。

その主なものは、毎年 10 月頃から約 2 か月間にわたって開催される「とよなか音楽月間」と、豊中市内の学校園において豊かな情操を育む取組としての「サウンドスクール」である。

1) とよなか音楽月間

令和元(2019)年度の「とよなか音楽月間」については、豊中市の主催、豊中市と本学・併設短期大学の共催、及び本学・併設短期大学の主催公演として合計 10 件のコンサート、オペラ、開放講座が開催され、コロナ禍の令和 2(2020)年度においても、第 30 回大阪音楽大学連携講座「三味線が奏でる日本の“情”」（豊中市岡町にある伝統芸能館で開催）、「世界のしょうない音楽ワークショップ」（Zoom 開催）、大阪音楽大学開放講座「音楽・心の旅 34」（中央公民館で開催）等が実施された【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】。

2) サウンドスクール

「サウンドスクール」は豊中市と本法人との連携事業であり、幼児・児童・生徒が音楽のすばらしさに触れる機会を通じて豊かな人間性を育むことを目的に、「生きた演奏支援活動」や「伝統音楽の普及活動」等によって、「音楽が溢れる学校園づくり」を推進するものである。本学及び併設短期大学は毎年、市内のこども園、小学校、中学校へ学生・教職員を派遣し、出張演奏、クラブ活動支援、授業支援等を行っている【資料 A-1-3】。

平成 30(2018)年度の実施件数は、合計 75 件（こども園 13 件、小学校 44 件、中学校 18 件）、派遣人数（併設短期大学を含めた学生、卒業生、教職員の総数）は延べ 762 人、同様に令和元(2019)年度は、合計 87 件（こども園 13 件、小学校 52 件、中学校 22 件）、派遣人数は延べ 896 人、令和 2(2020)年度は、合計 34 件（こども園 13 件、小学校 18 件、中学校 3 件）派遣人数は延べ 239 人であった。

豊中市以外の地域について、本法人は平成 25(2013)年 12 月に寝屋川市との間で包括連携協定を締結しており、併設短期大学とともに寝屋川文化芸術祭実行委員会の構成団体として、同市の文化行事に協力している。また、高槻市主催の「けやきの森市民大学」、羽曳野市の「はびきの市民大学」の各講座に講師を派遣し、地域文化の振興に資する活動を

行っている。その例として【資料 A-1-4】に平成 30(2018)～令和 2(2020)年度における豊中市との共催及び高槻市との提携による公開講座を示す。

【資料 A-1-1】とよなか音楽月間 2019（大阪音楽大学とともに）のプログラム

【資料 A-1-2】とよなか音楽月間 2020 のプログラム

【資料 A-1-3】豊中市「サウンドスクール」事業〈音楽が溢れる学校園づくりのために〉

【資料 A-1-4】平成 30(2018)～令和 2(2020)年度における豊中市との共催及び高槻市との提携による公開講座

A-1-② 大学間連携と高大連携

1. 大学間連携

本法人は、平成 28(2016)年に学校法人常翔学園との間で連携協力に関する協定を締結し、平成 29(2017)年 9 月 14 日開催の「常翔学園・大阪音楽大学 連携協定記念プロジェクト常翔&大音コラボレーション@茶屋町ビッグバンドライブ 音楽と映像の饗宴」によって実質的に連携協力が開始された。この協定は、両法人が協力することで教育研究活動のさらなる充実と発展を目指すものであり、大阪工業大学梅田キャンパス OIT 梅田タワー3 階の「常翔ホール」及び 1 階ロビーにおける様々なジャンルのコンサートを開催し、また、最新のテクノロジー・デザイン・音楽が融合する新たな芸術文化・技術を発信することによって、梅田エリアのより一層の発展に寄与することが主眼となっている。平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の常翔ホール及び 1 階ロビーにおける本学及び併設短期大学の公演は次のとおりである。

表 A-1-1 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の常翔ホール公演一覧

年 度	月 日	公 演 名
2018	10 月 18 日 (木)	ストリング・コンサート (学生自主公演)
	11 月 10 日 (土)	ホルン・アンサンブル・コンサート (学生自主公演)
	11 月 16 日 (金)	第 41 回邦楽演奏会 (本学及び併設短期大学主催)
	2 月 14 日 (木)	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部ジャズ・コンサート
2019	11 月 15 日 (金)	第 42 回邦楽演奏会 (本学及び併設短期大学主催)
	2 月 13 日 (木)	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部ジャズ・コンサート
2020	2 月 10 日 (水)	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部ジャズ・コンサート
	3 月 1 日 (月)	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 第 18 回ストリング・コンサート

表 A-1-2 2020 年度 常翔学園ロビーコンサート 一覧

開催日 (コロナ禍による延期開催を含む)	シリーズ番号	演奏形態
9 月 5 日 (土)	Vol.31	木管五重奏
10 月 10 日 (土)	Vol.32	サクソフオーン四重奏
11 月 21 日 (土)	Vol.33	ピアノ・スペシャル コンサート
12 月 12 日 (土) を延期し、2 月 27 日 (土) に開催	Vol.34	ミュージカル・アンサンブル
1 月 9 日 (土) を延期し、2 月 20 日 (土) に開催	Vol.35	第 1 部 邦楽アンサンブル
		第 2 部 弦楽アンサンブル
2 月 13 日 (土)	Vol.36	クラリネット・アンサンブル

2. 高大連携

1) 帝塚山学院高等学校との連携

併設短期大学は、平成 4(1992)年に音楽短期大学として初めてポピュラー音楽の専門教育を行うポピュラー・コース〔令和 2(2020)年度以降は、ヴォーカルパフォーマンス・コースとポピュラーインストゥルメント・コースに再編〕を開設した。その後、平成 21(2009)年 9 月に帝塚山学院高等学校との間に連携協定を締結し、同校のポピュラー音楽・ミュージカル専攻の生徒に向け、ポピュラー音楽の基礎知識に重点を置いた連携授業を同校で実施している。また、より専門的な知識と技能を身につけるため、授業期間中の土曜日に本学で講座を実施しており、令和 2(2020)年度は 15 回開講した【資料 A-1-5】。本学においても、令和 3(2021)年度からヴォーカルパフォーマンス専攻とポピュラーインストゥルメント専攻が開設されたことに伴い、今後、帝塚山学院高等学校と教育面での連携を推進する。

2) 大阪府立桜塚高等学校との連携

本学及び併設短期大学と大阪府立桜塚高等学校の協力関係は、平成 23(2011)年 4 月に「高大連携事業に関する協定」を締結し、同年、本学及び併設短期大学の教員・学生が同校を数回にわたり訪問して吹奏楽部の指導を行ったことに始まる。最近は、平成 31(2019)年 1 月及び令和 3(2021)年 1 月にサンケイホールブリーゼ（大阪梅田）で開催された大阪音楽大学短期大学部ポピュラーコース・コンサートに同校の軽音楽部が出演し、また令和元(2019)年 9 月に学内で開催されたクリニックに部員全員が参加するなどの交流が行われている【資料 A-1-6】。

3) 大阪成蹊女子高等学校との連携

本法人は、令和 2(2020)年 4 月に開設された大阪成蹊女子高等学校 音楽コースの生徒の能力・志向に応じた教育面での協力を重点として、平成 31(2019)年 3 月に学校法人大阪成蹊学園との間に連携協力に関する協定を締結した。これに伴い令和 2(2020)年度については、本学教員等が同校生徒の課外レッスンを担当し、また同校生徒が本学を訪問し施設見学を行った【資料 A-1-7】。

4) 出張授業

本学は併設短期大学とともに、各高等学校や中学校からの要請を受け、近畿圏を中心に多くの出張授業を実施している。出張授業は訪問先の多くの生徒や教員の方々から好評を得ており、毎年定期的に、あるいは年に複数回の訪問を行う事例が増加している。平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の出張授業の実施状況を【資料 A-1-8】に示す。

【資料 A-1-5】 本学における帝塚山学院高等学校の生徒向け講座（オープンカレッジ）の実施状況

【資料 A-1-6】 大阪府立桜塚高等学校軽音楽部の本学コンサートへの出演

【資料 A-1-7】 大阪成蹊女子高等学校の生徒の学内見学

【資料 A-1-8】 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の出張授業の実施状況

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学所在地の豊中市との間には、緊密な連携協力関係が築かれている。中でも豊中音楽コンクールは平成 27(2015)年度に、本法人が豊中市と共同で創設したものであり、平成 30(2018)年度の第 4 回コンクールまで同市と共催した。第 5 回以降は豊中市の主催となり、同市から委託を受けて実施している。令和 2(2020)年度の第 6 回は、コロナ禍のために延期〔令和 3(2021)年度内に実施予定〕となったが、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図るため、今後も同コンクールの開催に全面的に協力する。

また、豊中市教育委員会とは、本学及び併設短期大学の教育実習生の市立小・中学校への受け入れを依頼している関係で、毎年度、教職課程の教育状況について意見交換を行い、必要な改善を図っている。今後は、本学の教育面についても同市教育委員会との協力関係を一層強固にし、教育研究の活動の充実と質的向上を図る。

A-2. 社会貢献

A-2-① 学内の人的・物的資源の社会への提供と貢献

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 本学施設の開放

本学は「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」ことを掲げた建学の精神を実現するために、様々な人的・物的資源を社会に提供し、多くの社会連携事業を展開している。施設関係の恒常的な開放については、令和元(2019)年度まで楽器資料館を月曜と土曜の週 2 回一般に公開してきた。ただし、令和 2(2020)年 2 月～令和 3(2021)年 2 月については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため学外公開を停止した。令和 3(2021)年 3 月から、学生の利用が少ない時期の平日に 1 日 10 人以内の制限を設けて公開を再開したが、前期授業が始まった同年 4 月からは、当分の間、土曜日のみの公開としている。表 A-2-1 に平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の学外一般の利用者数及び学芸員による展示解説の状況を示す。

表 A-2-1 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度 楽器資料館における学外一般の利用状況

年度	学外一般の利用者数	学芸員による展示解説の件数（件）	展示解説の参加者数（人）
2018	1245	6	100
2019	938	8	239
2020	252	0	0

楽器資料館では、豊中市民対象の「大阪音楽大学 市民開放デー ミュージアム・ツアー～楽器から世界が見える～」や池田市教育委員会主催の「ミュージックデイ」の一環として小学生対象の講座等を実施しており、教育活動と社会連携活動を両立させている。

付属図書館では、大学間の相互利用サービスに加え、市民の音楽への関心の高まりに応えるため、学外者の館内閲覧を受け付けている。表 A-2-2 に平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の開館日数、学外一般の利用者数（卒業生を除く）及び図書館間相互利用者

数を示す。

表 A-2-2 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度 図書館における学外利用者数

年度	開館日数(日)	学外一般の利用者数(人)	図書館間相互利用者数(人)
2018	268	814	16
2019	260	905	23
2020	221	119	35

2. 学内における公開講座等

本学は、併設短期大学とともに、様々な人的・物的資源や施設を活かした公開講座を数多く開催している。本学における公開講座はおよそ 30 年の歴史を有し、近年は児童を含む幅広い年齢層の人たちを対象に、教養的な興味を満たすための講座や、音楽の基礎や専門的な知識・技能など、多彩な内容で実施している。これらの講座には、本学及び併設短期大学主催のものと、基準 A-1 で述べた行政との共催によるもの、行政からの協力依頼によるものがある。

学内における主な公開講座として、「ミレニアムホール特別講座」と「カレッジ・オペラ講座」がある。「ミレニアムホール特別講座」は、本学ミレニアムホールでのレクチャーコンサート形式による講座であり、「カレッジ・オペラ講座」はザ・カレッジ・オペラハウスなどで開催される市民のためのオペラ体験のワークショップである。前者は、「オペラ物知り講座」、後者は「一般社会人のためのオペラ講座」として、いずれも内容をオペラに特化し、平成 17(2005)年度から大阪音楽大学付属音楽院が継続的に開催している。平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の主な公開講座の概要は【資料 A-2-1】のとおりである。

また、豊中市社会福祉協議会「ふれあい事業」の一環として、同市野田校区社会福祉協議会の依頼を受け、「野田いきいきサロン」の開催の場として毎年、学生サロン「ぱうぜ」を提供している。同催事では、本学学生によるコンサートも実施され、地域の高齢者の憩いの場となっている。

3. 教員免許状更新講習

平成 21(2009)年度から導入された教員免許更新制に対し、同年度から本学及び併設短期大学教員による「教員免許状更新講習」を主に中学校・高等学校の音楽科教員及び音楽を担当する小学校・特別支援学校教員を対象に学内で実施している。講習終了後の受講者へのアンケート調査では、4 段階評価のうち最も高い「1. 良い」が毎回 80%を超えており、各講座の充実度及び受入人数において重要な社会的役割を果たしている。表 A-2-3 に平成 30(2018)～令和元(2019)年度の「教員免許状更新講習」の実施状況を示す。なお、令和 2(2020)年度はコロナ禍のため、やむを得ず予定していた講習を中止した。

表 A-2-3 平成 30(2018)～令和元(2019)年度 教員免許状更新講習の実施状況

年度	講座数	受講者(延べ人数)(人)
平成 30(2018)	8	455
令和元(2019)	8	400

4. 市民による演奏会への協力

1) 豊中夢の第九コンサート

豊中南ロータリークラブからの依頼を受け、同クラブの創立 50 周年記念事業「第 2 回豊中夢の第九コンサート」の開催に関し、本学及び併設短期大学が協力した。このコンサートは「豊中のまちに夢と感動を」をテーマに、ベートーヴェン作曲「交響曲第九番 合唱付き」を演奏するものであり、令和元(2019)年 5 月 26 日にザ・カレッジ・オペラハウスで、豊中南ロータリークラブが主催し、大阪音楽大学（併設短期大学を含む）の協賛、豊中市の後援を受けて開催された。ソリスト及び指揮者は本学及び併設短期大学の教員（付属音楽院講師を含む）、オーケストラは大阪音楽大学管弦楽団が務め、コーラスには公募による豊中市民 125 人が参加した【資料 A-2-2】。

2) 豊中子ども音楽フェスティバル

「豊中子ども音楽フェスティバル」は、豊中市の文化芸術推進プランに基づく施策である「音楽あふれるまちとよなか」の一環としての「とよなか音楽月間」の皮切りになる催しである。同フェスティバルは、本学及び併設短期大学の協力によって、平成 23(2011)年から毎年、ザ・カレッジ・オペラハウスで開催されている。コンテストで優秀な成績を収めた市内の中高生による吹奏楽や独奏、また本学の学生の演奏が行われ、未就学児も入場できる演奏会として定着し、多くの市民に親しまれている【資料 A-2-3】。

5. 吹奏楽フェスティバル

本学は、併設短期大学と共同で毎年、「吹奏楽フェスティバル」を開催している。この催しでは、その年度の全日本吹奏楽コンクール課題曲の演奏や、本学教員を始め著名な指導者による演奏に関するレクチャー、楽曲分析に関する講演、関西圏の小学校・中学校・高等学校の吹奏楽部による演奏などが行われる。こうした多様な取組を通じて同フェスティバルは、吹奏楽に関わる児童・生徒・指導者が共に学び、共に成長するための研鑽の機会となっている【資料 A-2-4】。

【資料 A-2-1】平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」のチラシ

【資料 A-2-2】豊中南ロータリークラブの「第 2 回豊中夢の第九コンサート」の終了報告

【資料 A-2-3】2019 年度豊中子ども音楽フェスティバルのチラシ

【資料 A-2-4】平成 29(2017)～令和元(2019)年度「吹奏楽フェスティバル」のプログラム等

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び併設短期大学が有する人的・物的資源の社会への提供は、大学施設の開放、公開講座・教員免許状更新講習の実施、市民の演奏会への協力等を通じて不足なく行われている。今後も、本学は人と人とのつながりを重視した地域社会に活力を与える取組を継続する。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」〔平成 17(2005)年 1 月〕において、

大学の社会貢献機能の充実と強化が言及されて以降、大学の地域社会に果たす役割はますます重視される傾向にある。今後は、学生達の自主性も考慮した地域連携・地域貢献のあり方を検討していく。

【基準 A の自己評価】

本学は併設短期大学とともに、開学以来、地域あつての大学との立場から、地域との連携を大切にしてきた。平成 23(2011)年度に連携支援センターを開設して以降は、同センターが中心となり、地域社会との協力関係をますます深めている。さらに近年は、高大連携と大学間連携も活発に行われるようになった。学生たちも、これらの連携事業に参加することによって、地域社会の人たちや学校の児童・生徒とともに共感し、助け合うことの大切さを知り、人間的成長を遂げている。

前回、平成 26(2014)年度の認証評価の受審以降、地域社会・行政・学校との連携及び社会貢献活動は、着実に深化し、進展していると評価できる。

V. 特記事項

1. ザ・カレッジ・オペラハウスにおけるオペラ公演

本学は、併設短期大学とともに教職員の人的資源と施設・設備を活かして、様々なコンサートや公開講座等を開催し、広く社会に向けた音楽文化の発信を続けている。なかでもザ・カレッジ・オペラハウスは、最大756の客席数を有し、我が国で初めて専属の管弦楽団と合唱団を備えた劇場であり、本学の声楽専攻及び併設短期大学の声楽コースの学生・卒業生・教員を主なキャストとして継続的にオペラ公演が行われている。

平成元(1989)年に竣工したザ・カレッジ・オペラハウスにおける数々のオペラ公演は、これまで大阪文化祭賞本賞、大阪舞台芸術賞、ABC 国際音楽賞、三菱信託音楽賞（現三菱UFJ信託音楽賞）、音楽クリティック・クラブ賞本賞等、数多くの賞に選定された。とりわけ平成17(2005)年度公演（「20世紀オペラ・シリーズ」松村禎三作曲、歌劇『沈黙』）、平成23(2011)年度公演（「20世紀オペラ・シリーズ」B.ブリテン作曲『ねじの回転』）、平成26(2014)年度公演（「20世紀オペラ・シリーズ」鈴木英明作曲『鬼娘恋首引』及びB.ブリテン作曲『Curlew River』）において、いずれも文化庁芸術祭賞の大賞（音楽部門）を受賞し、社会からの高い評価を得ている。

令和2(2020)年度のオペラ公演は、コロナ禍の影響によって「学生オペラ」（D.チマローザ作曲『秘密の結婚』）のみとなったが、今後も継続して質の高い公演の開催に努め、本学の教育・研究の成果を地域社会に還元し、文化的活性化に役立つ活動を推進する。

2. 楽器資料館

楽器資料館は、第2キャンパスK号館3階にあり、主に「日本の伝統楽器」「ヨーロッパの楽器」「世界各地の楽器」の3つの分野及び本学創立者で関西における洋楽教育の先駆者であった永井幸次に関する資料の収集・展示・研究を目的とする施設である。館内には、所蔵資料の中から世界各国の楽器約1,400点を常時展示し、一部の楽器については実際に触れて音を出すことができる。特に、サントリー弦楽器コレクションの弦楽器42点、弓22点、その他12点の計76点は、同社から寄贈を受けたものであり、ストラディヴァーリ製のピッコロ・ヴァイオリン（1720年）やガスパロ・ダ・サロ製作のヴィオラ・ダ・ガンバ（16世紀後半）等の貴重な逸品が含まれる。

本学の学生・教職員は、授業期間中の開館時に随時、楽器資料館を利用することができ、学外の見学希望者については、特定期間の月曜及び土曜の10時～16時の間に開放されている。また、予約制での学芸員による展示品の説明や、オープンアクセスでのOCM-OPAC(Osaka College of Music Online Public Access Catalog)による楽器・資料の検索等、学外利用者への利便も図っている。

学外の機関・団体との連携事業については、同館が加盟する「かんさい・大学ミュージアム連携」の一環として、平成29(2017)年10月に大阪芸術大学博物館との連携講座「音楽を再生する道具とその変遷」の開催、令和元(2019)年9～11月に企画展示「西洋音楽とKIMONO」を行った。また歴史的楽器による演奏を行う団体への楽器貸出し、池田市教育委員会主催の「ミュージックデイ」における小学生対象の講座開催など、本学の社会貢献活動の一翼を担っている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において目的及び使命として規定し、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条において音楽学部を置くことを規定し、遵守している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、学則第 9 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	編入学生の修業年限について学則第 9 条、第 31 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例については設けていない。	3-1
第 90 条	○	学則 17 条に基づき、適正に運用している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については、学則第 48 条～第 50 条、学校法人大阪音楽大学 組織運営規程第 3 条第 1 項第 2 号、大阪音楽大学 専任教員採用選考基準、大阪音楽大学 副学長規程に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会の構成及び審議事項については学則第 51～54 条に定めている	4-1
第 104 条	○	学位については、学則第 42 条、大学院規則第 22 条に定め、授与している。	3-1
第 105 条	—	本大学の学生以外の特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	○	大阪音楽大学短期大学部を併設し、大阪音楽大学短期大学部学則に基づき、適正に運用している。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条、学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程及び大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針において明確に規定し、自己点検・評価書等は法人ホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動については、法人ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員については学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則 17 条に基づき、高等専門学校卒業者の編入学資格を認めている。	2-1
第 132 条	○	学則 17 条に基づき、2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上または 62 単位以上を満たした専修学校の専門課程の修了者の編入学資格を認めている。	2-1

大阪音楽大学

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<p>学則に下記の事項を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項（学則第9条～第11条、第14条～第15条、音楽専攻科規則第5条、大学院規則第12条） ・ 部科及び課程の組織に関する事項（学則第4条～第7条） ・ 教育課程及び授業日時数に関する事項（学則第31条～第34条、第12条～第13条、音楽専攻科規則第9条、大学院規則第14条～第16条） ・ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（学則第39条～第41条、音楽専攻科規則第7条、第10条、大学院規則第19条～第21条） ・ 収容定員及び職員組織に関する事項（学則第8条、第50条、音楽専攻科規則第4条、大学院規則第13条） ・ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（学則第16条～第28条、第30条、第31条、第41条、音楽専攻科規則第6条、第7条、大学院規則第19条、第23条～第35条） ・ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（学則第44条～第47条、音楽専攻科規則第11条、大学院規則第41条、第42条） ・ 賞罰に関する事項（学則第54条第2項第4号、大学院規則第11条第6項第4号） ・ 寄宿舎に関する事項（学則第70条） 	3-1 3-2
第24条	○	GAKUEN システムで、学籍、成績を管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学生の懲戒については、学則第64～66条に定めている。	4-1
第28条	○	表簿を作成し関係事務部門において適切に管理・保管している。	3-2
第143条	—	代議員会及び専門委員会は設置しておらず、該当しない。	4-1
第146条	○	就業年限の通算は認めていないが、入学前に他大学で科目等履修による単位を修得した学生の単位認定は、学則第38条、大学院規則第16条第4項に定めている。	3-1
第147条	—	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第148条	—	修業年限4年を超える学部は設けていないので、該当しない。	3-1
第149条	—	早期卒業制度は設けていないので、該当しない。	3-1
第150条	○	学則17条に基づき、適正に運用している。	2-1
第151条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第152条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第153条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第154条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第161条	○	学則17条第2項に基づき、短期大学卒業者の大学編入学資格を認めている。	2-1
第162条	○	学則24条に基づき、欠員がある場合に限り選考の上、相当年次への入学を許可することがある。	2-1
第163条	○	学年の始期及び終期については、学則第10条に定めている。入学時期については、学則第16条に学年の始めを定めており、卒業時期については、学則第11条に定める学期の区分及び履修規程第21条の定めに従い学年の途中で卒業を認めることがある。	3-2
第163条の2	—	該当しない。	3-1
第164条	—	該当しない。	3-1
第165条の2	○	音楽学部、音楽専攻科、大学院それぞれ三つのポリシーを定め、法人ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

大阪音楽大学

第 166 条	○	学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程に明記し、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、法人ホームページに情報を公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業・修了及び学位授与については、学則第 41 条、第 42 条、音楽専攻科規則第 10 条、大学院規則第 19 条、第 22 条に定め、授与している。	3-1
第 178 条	○	学則 17 条に基づき、高等専門学校卒業者の編入学について適正に運用している。	2-1
第 186 条	○	学則 17 条に基づき、2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上または 62 単位以上を満たした専修学校の専門課程の修了者の編入学について適正に運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	法令を遵守し、常に水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 2 に人材養成及び教育研究上の目的を定め、音楽学部として遵守している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜要項を制定し、大学判定予備会議、大学判定教授会によって、入学者の選抜を適正に行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	教員組織、職員組織を定め、委員会をはじめ教職協働で運営している。	2-2
第 3 条	○	学則第 1 条の目的及び使命を達成するため音楽学部を設置し、収容定員を 900 人としている。教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数等について大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	音楽学部の下に音楽学科を設け、専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けておらず、該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織は設けておらず、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	職員組織は学則第 48 条～第 50 条、学校法人大阪音楽大学 組織運営規程に定め、必要な教員組織を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当については、大学設置基準が求める要件を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専攻分野における実務経験及び高度の実務能力を有する教員の配置については、適切に配置し運営している。	3-2
第 11 条	○	新しい専攻を開設する目的で授業を担当しない教員を 2 人配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	他の大学の専任教員を本学の専任教員に採用していない。	3-2 4-2
第 13 条	○	規模に応じた専任教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の選考基準は、大阪音楽大学・大阪音楽大学 短期大学部学長選挙規程に定めている。	4-1
第 14 条	○	大阪音楽大学専任教員採用選考基準第 3 条第 3 項、大阪音楽大学専任教員昇格基準第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	大阪音楽大学専任教員採用選考基準第 3 条第 2 項、大阪音楽大学専任教員昇格基準第 3 条に定めている。	3-2 4-2

大阪音楽大学

第 16 条	—	新規の講師は採用しないため、該当しない。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	大阪音楽大学専任教員採用選考基準第 3 条第 1 項に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	学校法人大阪音楽大学 非常勤助手規程第 6 条第 4 項に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 8 条に入学定員・3 年次編入定員・収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育上の方針を達成するためにカリキュラム・ポリシーを定め、適切に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	○	学則第 58 条、単位互換に関する協定書及び大阪音楽大学コンソーシアム大阪との単位互換に関する運用細則に定めている。	3-2
第 20 条	○	授業科目は、学則第 33 条第 1 項に定め、各年次へ適切に担当している。	3-2
第 21 条	○	単位算定基準は、学則第 34 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間については、学則第 12 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、学則第 13 条に定めている。	3-2
第 24 条	○	個人指導による音楽実技（レッスン）以外の演習科目、講義科目においても、教育効果を十分に上げられるよう適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、学則第 34 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の内容及び計画については、学生便覧及びシラバスに、成績評価基準等については、カリキュラム・ポリシー及び履修規程第 13 条に明示し、適切に実施している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業の内容及び方法の改善を図るため、大阪音楽大学 FD 総括委員会規程、学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程、大阪音楽大学 教学 IR 分科会規程を定め、組織的な運用を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は設けておらず、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 35 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、履修規程第 2 条第 2 項に定めている。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 58 条、単位互換に関する協定書第 6 条、第 7 条及び大阪音楽大学コンソーシアム大阪との単位互換に関する運用細則第 16 条に定めている。	3-1
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修等については、学則第 36 条、履修規程第 15 条、第 28 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 37 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定については、学則第 38 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は設けておらず、該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生等については、学則第 55 条～第 57 条、第 60 条及び大阪音楽大学科目等履修生に関する規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件については、学則第 31 条、学生便覧の専攻・コース別カリキュラム表に定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については、該当しない。	3-1
第 34 条	○	必要な教育環境を満たす校地、設備を備え、中庭、「学生サロン（ばうぜ）」等の設置と整備を行っている。	2-5
第 35 条	○	第 2 キャンパスの K 号館 7 階に「体育館（多目的室）」を設置している。	2-5
第 36 条	○	それぞれの機能に応じた専用の設備を持った施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	「エビデンス集（データ編）【共通基礎】認証評価共通基礎」データにあるように、必要な校地を整備している。	2-5

大阪音楽大学

第 37 条の 2	○	「エビデンス集（データ編）【共通基礎】認証評価共通基礎」データ」にあるように、必要な校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	「エビデンス集（データ編）表【2-11】」にあるように、「音楽メディアセンター（図書館）」を整備している。また、専門職員を配置し、適切に運営している。	2-5
第 39 条	—	当該第 39 条に掲げる学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	音楽大学として必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	第 1 キャンパスと第 2 キャンパスには、その目的に応じた設備、機器を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保等により、楽器類を含めて教育用機器のメンテナンスと補充を随時行っており、教育研究に必要な環境を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は大学等として適切であるとともに、教育研究上の目的と整合性がある。	1-1
第 41 条	○	専任職員を置く事務組織については、学校法人大阪音楽大学 組織運営規程第 2 条に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、学生生活委員会を組織している。また学務事務部門内に学生生活担当を設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリア支援センターを中心に組織間の連携を密にしながら、学生の教育活動が円滑になるよう課程内外におけるキャリア形成の支援に努めている。また、学生支援の組織として各支援室を配置し連携強化を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	音楽学部のみを設置しており該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学部は設けておらず、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部の教育課程は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部の教育課程は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けておらず、該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については、学則第 42 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 42 条、大阪音楽大学音楽学部 学位規則、大学院規則第 22 条、大阪音楽大学大学院 学位規則に定め、適切な専攻分野の名称である。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は設けておらず、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位規程については、学則第 42 条、大阪音楽大学音楽学部 学位規則、大学院規則第 17 条第 2 項、第 22 条、大阪音楽大学大学院 学位規則に定め、遵守している。	3-1

大阪音楽大学

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	改正私立学校法の定めるところにより、大阪音楽大学ガバナンス・コードを定め、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	改正私立学校法の定めるところにより、本法人の理事・評議員・職員・その他の関係者に対し、事業を行うに当たり特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 34 条第 2 項に規定し、寄附行為の備置き及び閲覧について遵守している。	5-1
第 35 条	○	本法人寄附行為第 6 条第 1 項により理事 10～15 名及び監事 2 名とし、現員は理事 10 名及び監事 2 名である。また、理事長については同第 6 条第 2 項により理事総数の過半数の決議に選任している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	本法人と役員の関係については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 15 条の 2 に規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会について、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 15 条に規定し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事、監事の職務について、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 10 条、第 13 条、第 14 条に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員を選任について、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条に規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼任禁止について、本法人寄附行為第 9 条に規定し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充について、本法人寄附行為第 11 条に規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会について、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 22 条に規定し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会への試問事項について、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 23 条に規定し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等について、本法人寄附行為第 24 条に規定し、遵守している。また、評議員会には、理事長を含む常任理事会の構成員が出席し説明及び質疑応答を行っている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、本法人寄附行為第 19 条に、①法人職員 8～13 名、②卒業生 5 名並びに③法人に関係のある学識経験者 8～13 名と規定し、①の職員はその地位を退いた時は評議員の職を失うものとしている。また、同第 20 条にて、①は理事会推薦で評議員会選任、②及び③は理事会選任としている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の本法人に対する損害賠償責任については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	改正私立学校法が定めるところにより、役員第三者に対する損害賠償責任を理解し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	改正私立学校法が定めるところにより、役員連帯責任を理解し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	本法人寄附行為第 15 条第 3 項、第 4 項にて一般社団・財団法人法の規程を関連づけている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、本法人寄附行為第 40 条に規定し、遵守している。	5-1

大阪音楽大学

第 45 条の 2	○	予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 32 条に規定し、中期計画（2021～2025 年度）を策定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	本法人寄附行為第 33 条第 2 項に規定し、毎会計年度終了後 2 か月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備置き及び閲覧については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 34 条に規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 34 条の 3 に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	本法人寄附行為第 36 条に規定し、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わっている。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公開については、改正私立学校法の定めるところにより、本法人寄附行為第 34 条の 2 に規定し、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、大学院規則第 3 条に規定し、遵守している。	1-1
第 100 条	○	研究科の設置については、大学院規則第 4 条に規定し、音楽研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	入学資格については、大学院規則第 24 条に規定し、適正に運用している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者の入学については、大学院規則第 24 条に規定し、適正に運用している。	2-1
第 156 条	—	修士の学位を有する者等の入学については、該当しない。	2-1
第 157 条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び入学制度については、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	法令を遵守し、常に水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院規則第 3 条に人材養成及び教育研究上の目的を定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜については、大阪音楽大学大学院 入学者選抜規程に定め、適切に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	研究科運営のため、大学院運営委員会を置き、教職協働で運営している。	2-2
第 2 条	○	大学院の課程については、大学院規則第 2 条に明記し、修士課程を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程については、該当しない。	1-2
第 3 条	○	修士課程については、大学院規則第 3 条及び第 12 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 4 条	—	博士課程については、該当しない。	1-2

大阪音楽大学

第5条	○	研究科については、大学院規則第3条、第7条～第10条に規定し、教育研究上適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	専攻については、大学院規則第5条に規定し、適正に運用している。	1-2
第7条	○	研究科と学部の関係については、同じ音楽分野の課程であり、適切に連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設置しておらず、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員組織については、大学院規則第7条～第10条に定めており、大学院設置基準で求める要件を満たしている。	3-2 4-2
第9条	○	教員配置については、大学院規則第7条に定め、適切に配置している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員については、大学院学則第13条に定め、適正に運用している。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、大学院規則第14条に定め、適正に運用している。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導については、大学院規則第15条に定め、適切に実施している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導を行う教員については、大学院規則第7条に定めている。	2-2 3-2
第14条	—	教育方法の特例については、該当しない。	3-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の内容等については、シラバスに明示している。成績評価基準については、大学院規則第17条、第21条、学生便覧の「大阪音楽大学大学院音楽研究科「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」並びに「最終試験」における評価基準」に定めている。	3-1
第14条の3	○	教育内容等の改善のための組織的研修については、大学と合同のFD総括委員会の活動案に従い実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院設置基準の準用については、大学院規則第43条の規定により学部と同様に行い、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修士課程の修了要件については、大学院規則第16条第1項、第19条第1項に規定し、遵守している。	3-1
第17条	—	博士課程の修了要件については、該当しない。	3-1
第19条	○	基準を満たす施設を備えている。	2-5
第20条	○	機授業及び研究指導に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第21条	○	教育研究上必要な種類と数の資料類を備えている。	2-5
第22条	○	必要に応じて、他の教育研究に支障を生じない範囲での施設、設備を共用している。	2-5
第22条の2	○	第1キャンパスと第2キャンパスには、その目的に応じた設備、機器を備えている。	2-5
第22条の3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、研究科等として適切であるとともに、教育研究上の目的と整合性がある。	1-1
第23条	—	独立大学院は設置しておらず、該当しない。	1-1 1-2
第24条	—	独立大学院は設置しておらず、該当しない。	2-5
第25条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-2
第26条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-2

大阪音楽大学

第 27 条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は設置しておらず、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は設置しておらず、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科の教育課程は編成しておらず、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学に関する学部の教育課程は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務組織については、学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程に定め、適切な体制を整えている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	博士課程を設置しておらず、該当しない。	2-3
第 42 条の 3	○	経済的な負担軽減を図るための奨学金等の情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示している。	2-4
第 43 条	○	計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 45 条	—	外国に組織を設けておらず、該当しない。	1-2
第 46 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1

大阪音楽大学

第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件については、大学院規則第 22 条に定め授与している。	3-1
第 4 条	—	博士課程は設けておらず、該当しない。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査への協力については、大阪音楽大学大学院学位規則第 3 条第 2 項に定め、遵守している。	3-1
第 12 条	—	博士課程は設けておらず、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2

大阪音楽大学

第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年度）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年度）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年度）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人大阪音楽大学 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	College Guide 2022（大阪音楽大学、大阪音楽大学短期大学部、大阪音楽大学大学院）		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	①大阪音楽大学学則		
	②大阪音楽大学音楽専攻科規則 ③大阪音楽大学大学院規則		

大阪音楽大学

	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	①2021 年度 大阪音楽大学 大阪音楽大学短期大学部 入学者選抜要項 ②2021 年度入学選抜要項（大阪音楽大学 音楽学部 3 年次編入推薦、大阪音楽大学短期大学部 専攻科） ③2021 年度入学選抜要項（大阪音楽大学 音楽専攻科、大阪音楽大学 音楽学部 3 年次編入一般、大阪音楽大学短期大学部 専攻科） ④2021 年度入学者選抜要項 大阪音楽大学大学院 音楽研究科（修士課程） ⑤2021 年度 留学生入学者選抜要項	
【資料 F-5】	学生便覧 ①2021 年度学生便覧 大阪音楽大学 ②2021 年度学生便覧 大阪音楽大学音楽専攻科 ③2021 年度（令和 3 年度）学生便覧 大阪音楽大学大学院	
【資料 F-6】	事業計画書 ①令和 3(2021)年度事業計画 ②短期事業計画 平成 30(2018)～令和 3(2021)年度 ③中期計画 令和 3(2021)～令和 7(2025)年度	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 2(2020)年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ①アクセスマップ（本法人ホームページから） ②キャンパスマップ（本法人ホームページから）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人大阪音楽大学 規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 ①理事・監事名簿、評議員名簿 ②理事会、評議員会 2020 年度・2019 年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 学校法人大阪音楽大学 計算書類及び監事監査報告書〔平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度〕	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） ①大阪音楽大学 Study Guide 2021（電子データ） ②大阪音楽大学 音楽学部シラバス（電子データ） ③大阪音楽大学 音楽専攻科シラバス（電子データ） ④大阪音楽大学 大学院シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） ①大阪音楽大学 音楽学部 3 つのポリシー ②大阪音楽大学 音楽専攻科 3 つのポリシー ③大阪音楽大学 大学院 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価結果に対する改善報告書 平成 28 年 7 月 11 日	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
	なし	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 22(2010)年度第 8 回教授会議事録 平成 22(2010)年度第 5 回理事会議事録	
【資料 1-2-2】	平成 28(2016)年度第 4 回及び令和 2(2020)年度第 6 回教授会議事録	
【資料 1-2-3】	①令和元(2019)年度第 9 回教授会議事録 ②平成 30(2018)年度第 10・11 回及び令和元(2019)年度第 5 回大学院運営委員会議事録	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2021 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 進学実技適性テスト 一般区分 実施要項	
【資料 2-1-2】	音楽基礎科目認定テスト〔実施要項・過去問題集〕(第 93 回 2021 年 8 月 5 日、第 94 回 2021 年 12 月 27 日、第 95 回 2022 年 3 月 19 日)	
【資料 2-1-3】	令和 2(2020)年度第 10 回自己点検・評価統括委員会議事録	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	Study Guide (冊子)	
【資料 2-2-2】	令和 3(2021)年度 ガイダンス日程表	
【資料 2-2-3】	学生生活ハンドブック「Daion Navi」	
【資料 2-2-4】	日本語ライティング支援室チラシ	
【資料 2-2-5】	令和 2(2020)年度日本語ライティング支援室の利用状況 (大学)	
【資料 2-2-6】	オフィスアワー実施教員・実施曜限〔令和 3(2021)年度〕(併設短期大学の教員を含む)	
【資料 2-2-7】	大阪音楽大学大学院 ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-8】	大阪音楽大学 スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-9】	過去 3 年度における「プラスレッシン」利用状況	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	『writing note 新版』〔令和 3(2021)年 3 月発行、A4 変型判、56 ページ〕	
【資料 2-3-2】	日本語ライティング支援室企画 (名刺作成講座、フリーペーパー作り体験)	
【資料 2-3-3】	教採対策講座「STUDY!」	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 学生生活委員会規程	
【資料 2-4-2】	令和 2(2020)年度 学生生活委員会議事録	
【資料 2-4-3】	大阪音楽大学 奨学事業財団規程	
【資料 2-4-4】	令和 3(2021)年度 奨学制度 給付奨学金に関する実施要項	
【資料 2-4-5】	大阪音楽大学 大学院奨学規程	
【資料 2-4-6】	大阪音楽大学 特待生授業料減免規程	
【資料 2-4-7】	大阪音楽大学 遠隔地出身者支援給付奨学金規程	
【資料 2-4-8】	大阪音楽大学 特別指定校優秀者授業料減免制度規程	

大阪音楽大学

【資料 2-4-9】	大阪音楽大学 オーケストラ給付奨学金規程	
【資料 2-4-10】	大阪音楽大学 実技優秀者学費減免制度規程	
【資料 2-4-11】	大阪音楽大学 学生相談室運営規則	
【資料 2-4-12】	学校法人大阪音楽大学 ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-13】	学校法人大阪音楽大学 保健管理規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスマスタープラン	
【資料 2-5-2】	学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-5-3】	建築設備等の定期検査に関する報告書（直近のもの）	
【資料 2-5-4】	学校法人大阪音楽大学 情報セキュリティ基本規程	
【資料 2-5-5】	大阪音楽大学 附属図書館利用規程	
【資料 2-5-6】	令和 3(2021)年度 図書館開館カレンダー	
【資料 2-5-7】	大阪音楽大学 音楽メディアセンター規程	
【資料 2-5-8】	学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程	
【資料 2-5-9】	学校法人大阪音楽大学 危機管理規程	
【資料 2-5-10】	校舎等の耐震化率（本法人ホームページ掲載資料）	
【資料 2-5-11】	大地震対応マニュアル	
【資料 2-5-12】	非常時災害用備蓄物一覧	
【資料 2-5-13】	令和 3(2021)年度前・後期 受講人数表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	質問カード（見本）	
【資料 2-6-2】	令和 2(2020)年度 学生満足度調査結果（大学 1 年・大学 4 年）	
【資料 2-6-3】	①平成 30(2018)年度第 7 回自己点検・評価統括委員会議事録 ②令和元(2019)年度第 9 回自己点検・評価統括委員会議事録 ③令和元(2019)年度第 10 回自己点検・評価統括委員会議事録	
【資料 2-6-4】	令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度の学習支援室の振り返り	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大阪音楽大学 履修規程（別表を含む）	
【資料 3-1-2】	大阪音楽大学 大学院履修規程	
【資料 3-1-3】	令和 3(2021)年度 奨学制度 給付奨学金に関する実施要項	【資料 2-4-4】 参照
【資料 3-1-4】	令和 3(2021)年度 教員便覧 44 ページ	
【資料 3-1-5】	大阪音楽大学大学院音楽研究科「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」並びに「最終試験」における評価基準	
【資料 3-1-6】	大阪音楽大学入学時単位認定に関する規則	
【資料 3-1-7】	大阪音楽大学音楽学部学位規則	
【資料 3-1-8】	大阪音楽大学大学院学位規則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	シラバス入力にあたっての留意事項	
【資料 3-2-2】	過去 3 年度のオータムコンサートのチラシ及びプログラム	
【資料 3-2-3】	「大阪音楽大学大学院音楽研究科修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文並びに最終試験に関する内規」	
【資料 3-2-4】	令和 2(2020)年度 教養教育検討委員会議事録	

大阪音楽大学

【資料 3-2-5】	令和 3(2021)年度「教養基礎セミナー」シラバス	
【資料 3-2-6】	令和 3(2021)年度「教員相互の授業見学」「公開授業見学コメント用紙」	
【資料 3-2-7】	令和 2(2020)年度授業改善計画書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大阪音楽大学における学修成果	
【資料 3-3-2】	大阪音楽大学音楽専攻科における学修成果	
【資料 3-3-3】	大阪音楽大学大学院における学修成果	
【資料 3-3-4】	大阪音楽大学アセスメント・ポリシー（音楽専攻科を含む）	
【資料 3-3-5】	大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-6】	令和 2(2020)年度学生満足度調査集計結果（大学 1・4 年次）	【資料 2-6-2】 参照
【資料 3-3-7】	学生部長及び教育部長に対する改善策の検討依頼	
【資料 3-3-8】	eポートフォリオ（レッスンカルテ）	
【資料 3-3-9】	令和 2(2020)年度第 2、第 5、第 6 回 FD 総括委員会議事録	
【資料 3-3-10】	令和元(2019)年度 大学・短大 成績分布状況	
【資料 3-3-11】	令和元(2019)年度 大学・短大 成績分布状況の検証結果（部会別）	
【資料 3-3-12】	令和 3(2021)年度第 1 回大学運営会議 議事録	
【資料 3-3-13】	学修成果の状況を示すレーダーチャート	
【資料 3-3-14】	令和 3(2021)年度音楽学部 2・3・4 年次進級者及び令和 2(2020)年度卒業者の GPA 分布	
【資料 3-3-15】	令和 2(2020)年度第 9 回教学 IR 分科会議事録	
【資料 3-3-16】	教育実習成績評価票に関する検討結果〔令和 2(2020)年度第 11 回自己点検・評価統括委員会議事録及び関連資料〕	
【資料 3-3-17】	平成 29(2017)～令和元(2019)年度卒業者の就職状況〔令和 2(2020)年度第 11 回大学運営会議資料〕	
【資料 3-3-18】	令和 3(2021)～令和 7(2025)年度中期計画 15 ページ「キャリア支援に関する目標」	
【資料 3-3-19】	令和 2(2020)年第 8 回並びに令和 3(2021)年度第 1 回及び第 2 回大学専攻科運営委員会議事録	
【資料 3-3-20】	令和 2(2020)年大学院修了時アンケート調査集計結果	
【資料 3-3-21】	令和 2(2020)年度第 11 回並びに令和 3(2021)年度第 1 回及び第 2 回大学院運営委員会議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪音楽大学 副学長規程	
【資料 4-1-2】	大阪音楽大学 学長室会議規程	
【資料 4-1-3】	学校法人大阪音楽大学 会議体の役割・構成員等に関する要綱	
【資料 4-1-4】	大阪音楽大学 教授会運営規程	
【資料 4-1-5】	大阪音楽大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項	
【資料 4-1-6】	学校法人大阪音楽大学 組織運営規程	
【資料 4-1-7】	学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程	
【資料 4-1-8】	学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌	
【資料 4-1-9】	学校法人大阪音楽大学 事務局会議運営規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大阪音楽大学 専任教員採用選考基準	

大阪音楽大学

【資料 4-2-2】	大阪音楽大学 人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	大阪音楽大学 専任教員昇格基準	
【資料 4-2-4】	令和 3(2021)年度専任教員配置 (併設短期大学を含む)	
【資料 4-2-5】	大阪音楽大学 FD 総括委員会規程	
【資料 4-2-6】	令和 2(2020)年度活動計画 [令和 2(2020)年度第 2 回 FD 総括委員会議事録及び配付資料]	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人大阪音楽大学 専任事務職員人事評価規程	
【資料 4-3-2】	職員研修実施一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	給与に関する基準表のうち加給減給基準表	
【資料 4-4-2】	学校法人大阪音楽大学 就業規則第 8 条	
【資料 4-4-3】	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 研究委員会規程	
【資料 4-4-4】	①平成 30(2018)年度第 5 回教授会議事録 ②大阪音楽大学 研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程 新旧対照表	
【資料 4-4-5】	平成 31(2019)年度第 1 回教授会資料	
【資料 4-4-6】	研究活動における不正行為に関して 令和 2(2020)年度第 5 回教授会資料	
【資料 4-4-7】	大阪音楽大学における公的研究費に関する内部監査要項	
【資料 4-4-8】	大阪音楽大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル	
【資料 4-4-9】	大阪音楽大学における公的研究費の取扱いに関する行動規範	
【資料 4-4-10】	大阪音楽大学における公的研究費に関する不正防止計画	
【資料 4-4-11】	大阪音楽大学における研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-12】	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部における競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程	
【資料 4-4-13】	大阪音楽大学 研究助成規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人大阪音楽大学 就業規則	
【資料 5-1-2】	学校法人大阪音楽大学 組織運営規程	
【資料 5-1-3】	学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程	
【資料 5-1-4】	学校法人大阪音楽大学 個人情報保護指針	
【資料 5-1-5】	学校法人大阪音楽大学 情報公開規程	
【資料 5-1-6】	学校法人大阪音楽大学 監事監査規程	
【資料 5-1-7】	学校法人大阪音楽大学 内部監査規程	
【資料 5-1-8】	学校法人大阪音楽大学 (大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部) ガバナンス・コード	
【資料 5-1-9】	学校法人大阪音楽大学 危機管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程	
【資料 5-1-11】	学校法人大阪音楽大学ストレスチェック制度の実施に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人大阪音楽大学ソーシャルメディアの利用に係るガイドライン (教職員)	
5-2. 理事会の機能		

大阪音楽大学

【資料 5-2-1】	理事会実務分担表	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人大阪音楽大学 常任理事会規程	
【資料 5-3-2】	学校法人大阪音楽大学 事務局会議運営規程	
【資料 5-3-3】	大阪音楽大学 教授会運営規程	
【資料 5-3-4】	大阪音楽大学 学長室会議規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中長期財政試算	
【資料 5-4-2】	経営指標	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人大阪音楽大学 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程	
【資料 6-1-2】	自己点検・評価組織図	
【資料 6-1-3】	大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学の内部質保証に関する方針	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 2(2020)年度第 11 回教授会議事録及び資料	
【資料 6-2-2】	令和 2(2020)年度第 11 回大学院運営委員会配布資料	
【資料 6-2-3】	学校法人大阪音楽大学 IR 委員会規程	
【資料 6-2-4】	大阪音楽大学 教学 IR 分科会規程	
【資料 6-2-5】	教学 IR 分科会議事録〔平成 30(2018)～令和 2(2020)年度〕	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 3(2021)～令和 7(2025)年度 中期計画 7 ページ	
【資料 6-3-2】	令和元(2019)年度第 6 回大学運営会議 議事録	
【資料 6-3-3】	令和元(2019)年度第 6 回教授会 議事録	
【資料 6-3-4】	e ラーニングの学習履歴〔令和 3(2021)年 4 月 9 日時点、併設短期大学を含む〕	

基準 A. 地域社会等との連携及び社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会等との連携		
【資料 A-1-1】	とよなか音楽月間 2019 (大阪音楽大学とともに) のプログラム	
【資料 A-1-2】	とよなか音楽月間 2020 のプログラム	
【資料 A-1-3】	豊中市「サウンドスクール」事業〈音楽があふれる学校園づくりのために〉	
【資料 A-1-4】	平成 30(2018)～令和 2(2020)年度における豊中市との共催及び高槻市との提携による公開講座	
【資料 A-1-5】	本学における帝塚山学院高等学校の生徒向け講座(オープンカレッジ)の実施状況	
【資料 A-1-6】	大阪府立桜塚高等学校軽音楽部の本学コンサートへの出演	
【資料 A-1-7】	大阪成蹊女子高等学校の生徒の学内見学	

大阪音楽大学

【資料 A-1-8】	平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の出張授業の実施状況	
A-2. 社会貢献		
【資料 A-2-1】	平成 30(2018)～令和 2(2020)年度の「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」のチラシ	
【資料 A-2-2】	豊中南ロータリークラブの「豊中夢の第九コンサート」の終了報告	
【資料 A-2-3】	2019 年度豊中こども音楽フェスティバルのチラシ	
【資料 A-2-4】	平成 29(2017)～令和元(2019)年度「吹奏楽フェスティバル」のプログラム等	